

大学院看護学研究科
看護学専攻博士後期課程便覧

2026年度

ACADEMIC YEAR 2026



名桜大学大学院
看護学研究科看護学専攻博士後期課程

Graduate School of Nursing

Doctoral Program in Nursing science

Meio University

目 次

I. 大学の概要	1-4
II. 看護学研究科の概要	5-7
III. 教育課程	
1. 学修	9
2. 教育方法	10
3. 授業科目の履修	10
4. 研究者としての責務（研究活動における不正防止）	10-15
5. 成績評価	16
6. 研究実績報告書	16-18
7. 博士論文作成指導・審査	19-22
IV. 学生生活	
1. 諸手続・証明書・願書・届出等	23
2. 学費（授業料）等	23
3. 奨学金	24
4. 保険制度	25
5. 研究支援補助金	26
6. 学生相談	26
7. 健康管理	26
8. 緊急時の対応	27
9. その他	27
V. 大学施設の利用	29-30
VI. 諸規則	
(1) 名桜大学学則	31-44
(2) 名桜大学大学院学則	45-60
(3) 名桜大学学位規則	61-68
(4) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程規程	69-71
(5) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程	72-74
(6) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理審査申合せ	75-76
(7) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程学位論文審査に関する内規	77-84
(8) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程研究生規程	85-87
(9) 名桜大学大学院長期履修規程	88-90
(10) 欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ	91-93
(11) 暴風時の授業の取扱いに関する申合せ	94
(12) 名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規	95
(13) 名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程	96-98
(14) 名桜大学大学院再入学規程	99-101
(15) 名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規	102-103
(16) 名桜大学研究データポリシー	104-107
(17) 名桜大学附属図書館利用規程	108-110
(18) 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会規程	111
(19) 名桜大学大学院奨学金規程	112-113
(20) 公立大学法人名桜大学における安全保障輸出管理規程（様式等一部抜粋）	114-123
(21) 諸規則及び規程等 様式対応一覧表	124
VII. 履修等	125-149
VIII. その他	
1. 名桜大学建物配置図	151-167

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

I . 大学の概要

I. 大学の概要

1. 沿革

1994(平成6)年4月1日 4月15日	名桜大学開学(国際学部 国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科) 第1回名桜大学入学式(入学生384人)
1995(平成7)年4月15日 9月8日	名桜大学開学記念式典 名桜大学総合研究所設立(平成8年4月1日開所)
1997(平成9)年10月14日 11月28日	名桜大学後援会設立 名桜大学完成記念植樹
1998(平成10)年3月20日	第1回名桜大学卒業式
1999(平成11)年4月29日 7月17日	第50回沖縄県植樹祭が名桜大学で開催 名桜大学開学5周年式典
2000(平成12)年6月30日 12月21日	名桜大学大学院国際文化研究科設置認可申請 名桜大学大学院国際文化研究科設置認可(文部大臣)
2001(平成13)年4月1日 4月1日 5月23日	名桜大学大学院国際文化研究科開設 名桜大学言語学習センター設立・開室 名桜大学メディアネットワークセンター設立(同年6月1日開室)
2002(平成14)年2月16日	名桜大学同窓会設立
2003(平成15)年3月20日	名桜大学大学院国際文化研究科第1期生 修了式
2004(平成16)年9月29日 10月1日 12月21日	名桜大学人間健康学部設置認可申請 北部生涯学習推進センター設立・開設 名桜大学開学10周年記念式典
2005(平成17)年1月28日 4月1日	名桜大学人間健康学部設置認可(文部科学大臣) 名桜大学人間健康学部スポーツ健康学科開設
2006(平成18)年6月2日 7月26日 7月31日 11月30日	名桜大学人間健康学部看護学科設置認可申請 名桜大学教員養成支援センター設立・開設 名桜大学国際学群国際学類設置届出(国際学部3学科を改組) 名桜大学人間健康学部看護学部設置認可(文部科学大臣) 平成19年4月1日付けをもって保健師助産師看護師法第19条第1号、同第21条第1号に定める学校として指定(文部科学大臣)
2007(平成19)年4月1日 4月1日	名桜大学国際学群国際学類(国際文化専攻、語学教育専攻、システムマネジメント専攻、情報システムズ専攻、観光産業専攻)開設 名桜大学人間健康学部看護学科開設
2009(平成21)年4月1日 5月8日 12月21日	名桜大学国際学部国際学類に診療情報管理専攻を設置 システムマネジメント専攻を経営専攻に名称変更 名桜大学数理解習センター設立・開室 北部広域市町村圏事務組合より公立大学法人名桜大学設立認可申請(沖縄県知事へ)学校法人名護総合学園より名桜大学の設置者変更認可申請及び学校法人解散認可申請(文部科学大臣へ)
2010(平成22)年3月19日 4月1日 5月25日 10月29日	公立大学法人名桜大学設立認可(沖縄県知事)、名桜大学の設置者変更認可/設置者変更に伴う学校法人名護総合学園解散認可(文部科学大臣) 名桜大学の設置者変更による学校法人名護総合学園の解散、北部広域市町村圏事務組合が設立した公立大学法人名桜大学により設置された名桜大学の開設 名桜大学大学院看護学研究科設置認可申請 名桜大学大学院看護学研究科設置認可(文部科学大臣)
2011(平成23)年2月23日 4月1日	名桜大学教養教育センター設立(同年4月1日開設) 名桜大学大学院看護学研究科開設
2012(平成24)年10月24日	名桜大学・長寿サポートセンター設立(同年12月21日開設)
2013(平成25)年3月21日 4月1日	看護実践教育研究センター設立(同年4月1日開設) 北部生涯学習推進センターにエクステンションセンター開設
2014(平成26)年12月21日	名桜大学開学20周年・公立大学法人化5周年記念式典
015(平成27)年3月19日 3月31日	名桜大学国際交流センター設立(同年4月1日開設) 名桜大学国際学部(国際文化学科、経営情報学科・観光産業学科)廃止

4月1日	名桜大学リベラルアーツ機構設立(教養教育センターを廃止・拡充)
4月1日	名桜大学ライティングセンター設立(2016(平成28)年5月16日開室)
2016(平成28)年10月13日	名桜大学助産学専攻科 保健師助産師看護師法第20条第1号に定める学校として指定申請
2017(平成29)年1月31日	名桜大学助産学専攻科 平成29年4月1日付けをもって保健師助産師看護師法第20条第1号に定める学校として指定(文部科学大臣)
4月1日	名桜大学助産学専攻科開設
4月1日	地域連携機構開設(エクステンションセンターを廃止・拡充)
2018(平成30)年3月30日	名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)設置認可申請
8月31日	名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)設置認可(文部科学大臣)
	名桜大学大学院国際文化研究科国際地域文化専攻(博士後期課程)開設
2019(平成31)年4月1日	
	名桜大学大学院看護学研究科(博士後期課程)設置認可申請
2021(令和3)年3月18日	名桜大学大学院看護学研究科(博士後期課程)設置認可(文部科学大臣)
8月27日	
2022(令和4)年4月1日	名桜大学大学院看護学研究科(博士後期課程)開設
4月1日	名桜大学大学院看護学研究科(修士課程)を博士前期課程に変更
2022(令和4)年5月2日	名桜大学国際学群 名称変更届出 名桜大学国際学部 学科設置学則変更届出 名桜大学国際学部 収容定員変更届出 名桜大学人間健康学部 学科設置学則変更届出 名桜大学人間健康学部 収容定員変更届出
2023(令和5)年4月1日	名桜大学国際学部(国際文化学科、国際観光産業学科)開設 名桜大学人間健康学部健康情報学科開設
2024(令和6)年4月1日	名桜大学大学院スポーツ健康科学研究科(修士課程)開設
2026(令和8)年4月1日	名桜大学付属北部看護学校開設

2. 建学の精神

平和・自由・進歩

名桜大学は、平和を愛し、自由を尊重し、人類の進歩と福祉に貢献する国際的教養人と専門家の育成を建学の精神とする。

名桜大学は、1994年、沖縄県並びに名護市を中心とする北部12市町村によって設立された沖縄県唯一の公設民営の私立大学であったが、2010年「平和・自由・進歩」の建学の精神はそのまま継承され、公立大学に生まれ変わったこととなった。

人類の歴史をたどると、それは戦争の歴史であったといっても過言ではなく、それだけに人類の平和を希求する精神は絶えることはない。とりわけ第二次大戦最後の激戦地と化したわが沖縄県においては、熾烈な地上戦が展開され、われわれの祖先が築きあげた文化遺産がことごとく破壊され、20万余の尊い生命が失われた。従って県民の平和に対する願望は強烈なものがある。

本学は、そのような歴史的背景を踏まえ、世界平和の維持と構築に貢献することによって、平和発信の使命を果たすべく創設された。

平和なくして自由はありえない。自由への闘争もまた人類の歴史そのものであった。独裁者からの解放、圧制からの解放、社会的階級からの解放、差別からの解放、貧困や飢餓からの解放を目指して人類は戦ってきた。わが国でも自由を圧迫する封建社会や軍国主義の時代を経験した歴史があり、本県の場合は沖縄戦に続き27年間にわたる米国の占領と施政権下におかれた。本学が最も強調していることは、いうまでもなく言論・信条・学問の自由であることは論を俟たない。自由なくして大学の教育研究の進展はありえない。

平和と自由なくして人類社会の進歩はありえず、平和と自由なくして文化の創造はありえない。現代の科学の進歩は著しく、人類の幸福に多大な貢献をしている。それにもなつて社会構造も急速な変化を遂げてきた。また、その結果、国際化・グローバル化は急速に進展し、各国は相互依存の関係にあり、もはや孤立することは許されなくなった。本学は、国際的な教育研究を通して学術の向上と進歩に努め、地域社会と人類社会の福祉に貢献することを使命のひとつとした。

この平和・自由・進歩の三本柱のもとに、本学は、国際社会で活躍できる人材の育成を教育目標に掲げた。そのためには心を解放し、自由な発想で、国際的視点から問題をとらえ、解決できる人材を育成することを教育の基本理念とした。本学がリベラルアーツを強化したのはまさに国際的教養人を養成するためである。その基盤に立って、高度の専門的教育研究を推進することによって地域・国際社会に貢献できる人材の育成を期する。

3. 名桜大学大学院の目的

本大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専門分野における研究能力を養うことを目的とする。（大学院学則第2条）

4. キャンパスの概要

(1) 学部学科等の概要

① 入学定員・収容定員

学群・学部	学類・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	180人	5人	730人
	国際間観光産業学科	160人	5人	650人
人間健康学部	スポーツ健康学科	95人	5人	390人
	看護学科	80人	5人	330人
	健康情報学科	80人	5人	330人
計		595人	25人	2430人

② 学位

学群・学部	学類・学科	名称
国際学群	国際学類	国際文化学 経営情報学 観光産業学
人間健康学	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

(2) 専攻科の概要／入学定員・収容定員

専攻科	入学定員	収容定員
助産学専攻科	6人	6人

(3) 大学院の概要

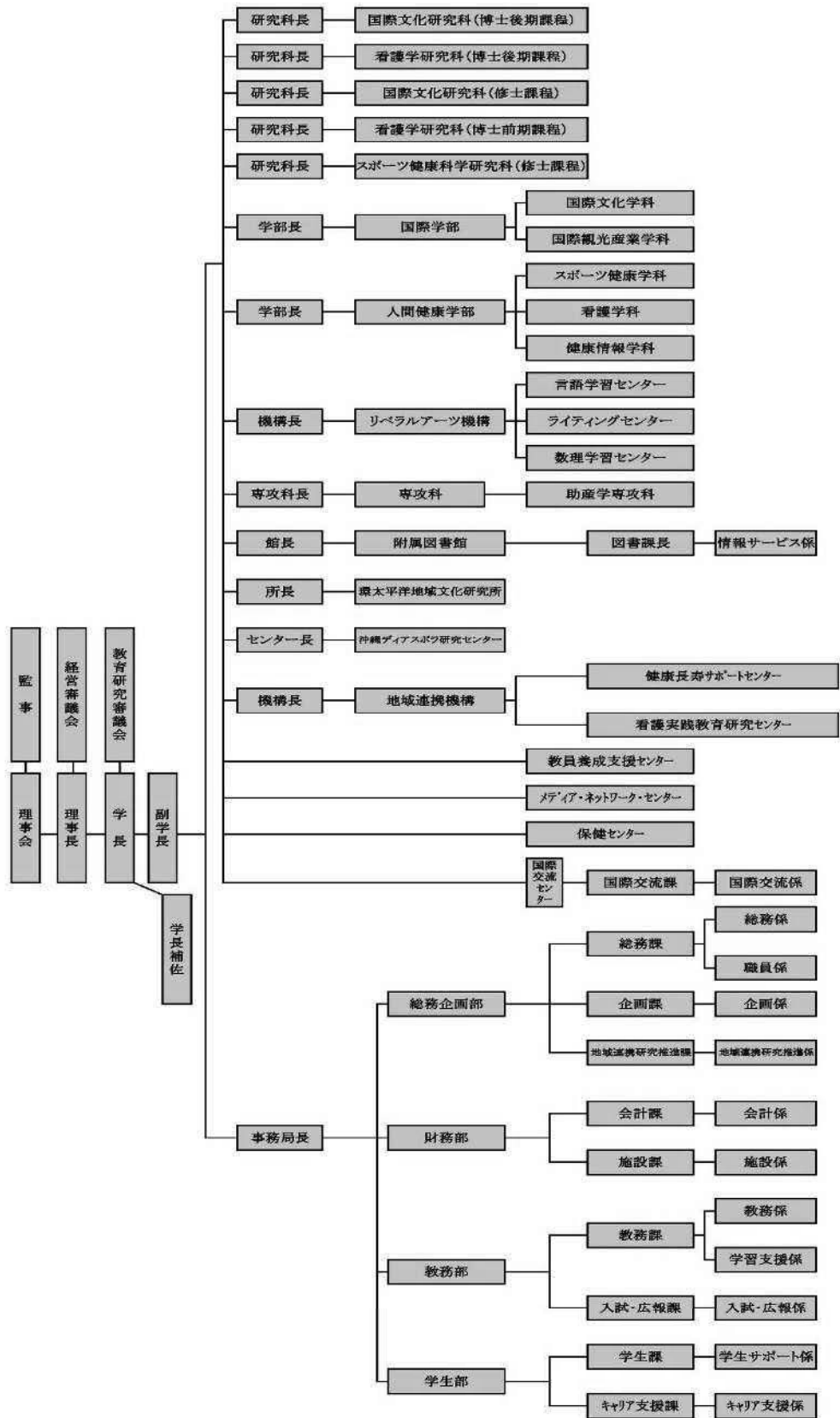
① 入学定員・収容定員

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	6人	12人
	博士後期課程	2人	6人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
	博士後期課程	2人	6人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	6人	12人
計		22人	48人

② 学位

研究科・専攻	課程	名称
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	国際文化
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	国際地域文化
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	看護学
	博士後期課程	看護学
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	スポーツ健康科学

5. 組織図



II. 看護学研究科の概要

II. 看護学研究科の概要

1 教育研究上の理念

(1) 教育研究上の目的

沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解のもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する教育研究者の育成を目的とする。

(2) 教育研究上の目標

- ア 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行える。
- イ 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる。
- ウ 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解のもとに、人々の生活および地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる。
- エ 看護の専門性を追求し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組める。

2 ディプロマポリシー（学位授与に関する方針）

- (1) 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。
- (2) 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。
- (3) 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解のもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。
- (4) 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。

3 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

- (1) 看護実践並びに看護学の発展に寄与する教育研究者の要請に必要な基盤となる要素を学習し、自律して研究を明確・実施できるために、「看護学研究特論」「看護教育学特論」を必修の共通科目として設定する。
- (2) 沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解のもとに、地域課題の特性を学習し、社会のニーズに対応できるように「沖縄のケアリング看護と文化」を必修の共通科目として設定する。また、「沖縄の保健看護政策特論」を選択必修の共通科目として設定する。
- (3) 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標や科学的エビデンスに基づいた看護実践を開発できるように「生体環境看護科学特論」を選択必修の共通科目として設定する。
- (4) 生涯にわたり高度な専門性をもって教育・研究活動を行い、専門性の高いケアが実践できるように、「基盤看護学分野」として「看護キャリア開発学特論」を、「応用看護学分野」として、「がん看護学特論」、「成育健康看護学特論」を、「生活支援看護学分野」として「地域包括看護学特論」、「精神保健看護学特論」を選択必修の専門科目として設定する。
- (5) 看護の専門性を追究し、看護の発展に寄与する優れた学位論文を計画的に遂行し作成するために「看護学特別研究」を設定する。

2 アドミッションポリシー（入学者選抜の方針）

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、入学を希望する人に「求める学生像」で示す能力等を求め、これらを「入学者選抜方針」に基づき評価し、入学者を選抜します。

<求める学生像>

- (1) 地域文化への強い関心を持ち、これまでの看護実践活動と研究成果から取り組むべき研究課題を見出し、研究を通して、看護学の発展や地域・社会に貢献しようとする意思を有している。
- (2) 看護専門職として必要な教養と倫理感、語学力や看護学に関する知識・技術を持ち、これまでの看護研究及び経験を通して培った基礎的研究能力を有している。
- (3) 論理的思考力と柔軟な発想を持ち、さまざまな課題を解決して真理を探究し、継続的に自律して研究を行う強い意思を有している。

<入学者選抜方針>

看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）では、入学志願者の能力・意欲・適性、修士課程等における学修の成果等を学力検査（英語）、口述試験及び出願書類の内容により総合的に評価・判定します。

学力検査（英語）では、看護学に関連した英語の論文等から出題し、研究に必要な英文読解力及び課題理解力を評価します。

口述試験では、出願書類の内容を含むプレゼンテーション（研究業績を含む自己紹介、志願理由、研究計画、修了後の進路について）に基づき、看護学の専門性を深め、研究を進めていくために必要な能力を評価します。

5 修了要件

看護学研究科博士後期課程を修了するための要件は、本研究科に3年以上在学し、所定の単位（16単位以上）を修得するとともに必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

6 専門分野・専攻領域

博士後期課程の分野は、「基盤看護学分野」、「応用看護学分野」、「生活支援看護学分野」の3分野を設定している。「基盤看護学分野」では、質の高い看護実践を行う専門職者として、看護実践の基盤となる教育方法を検討し、キャリア開発のモデルを探究する。「応用看護学分野」では、健康のレベルやケアの場に通じた看護実践を応用的にとらえて、がんに罹患した人々、女性と子ども及び家族支援のエビデンスを創造し看護学のモデルを探究する。「生活支援看護学分野」では、保健医療福祉のニーズを見据え、社会の中で生活者として生きる人々の尊厳を保持し、生活の質及び自立を促進する当事者主体の看護を探究する。

看護学分野	専攻領域
基盤看護学分野	看護キャリア開発学
応用看護学分野	がん看護学
	成育健康看護学
生活支援看護学分野	地域包括看護学
	精神保健看護学

【科目一覧】

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		授業形態
			必修	選択	
共通科目 3科目6単位 必修 1科目2単位 選択必修	看護学研究特論	1前	2		講義
	沖縄のケアリング文化と看護	1前	2		講義
	沖縄の保健看護政策特論	1後		2	講義
	生体環境看護科学特論	1後		2	講義
	看護教育学特論	2前	2		講義
専門科目 1科目 2単位 選択必修	基盤看護学 看護キャリア開発学特論	1通		2	演習
	応用看護学 がん看護学特論	1通		2	演習
		成育健康看護学特論	1通		2
	生活支援看護学 地域包括看護学特論	1通		2	演習
		精神保健看護学特論	1通		2
特別研究	看護学特別研究	1～3通	6		演習

博士後期課程 研究スケジュール（目安）

		学 生	指 導 教 員	備 考	
1 年 次	4	入学、研究領域及び指導教員希望 履修登録	研究指導計画書提出 履修指導	・研究領域・指導教員及び 研究指導補助教員決定	
	5				
	6				
	7	論文題目提出（仮）	国内外文献検討		
	8	合同検討会：研究進捗状況	研究課題の焦点化と研究 方法の検討		
	9	研究実績報告書提出			
	10				
	11		研究計画書の検討 及び	研究指導	
	12		研究計画書の作成		
	1				
	2	合同検討会：研究計画発表 合同ディスカッション（研究計画）	研究計画の審査準備 倫理審査の準備		
	3	研究実績報告書提出			
2 年 次	4	研究計画書審査申請 研究計画書審査	研究計画書の審査準備 倫理審査の準備	研究計画書審査委員の決定 研究計画審査委員会審査	
	5	研究倫理審査申請 研究倫理審査		研究倫理審査委員の決定 研究倫理審査委員会審査	
	6				
	7	合同検討会：研究進捗状況発表	研究計画書に沿って データ収集・分析・考察		
	8	研究実績報告書提出	副論文の作成・投稿準備		
	9				
	10				
	11				
	12		副論文の作成及び国内中 央雑誌への投稿	研究指導	
	1				
	2	合同検討会(第1回中間発表会)：研究の進捗及び成果発表 研究実績報告書提出			
	3				
3 年 次	4		学位論文作成 予備審査の準備	研究指導計画書提出	
	5	博士論文審査願及び題目提出		博士論文審査委員の決定	
	6	合同検討会(第2回中間発表会)：研究の進捗及び成果発表 予備審査に向けて合同ディスカッション			
	7				
	8	研究実績報告書提出			
	9	博士論文予備審査申請 博士論文予備審査 (プレゼンテーションによる口述試験)		博士論文審査委員会	
	10		学位論文作成 博士論文を加筆修正し 本審査の準備	研究指導	
	11	博士論文本審査申請			
	12	博士論文本審査（個別審査）		博士論文審査委員会	
	1		発表原稿の作成 最終試験の準備		
	2	論文公开发表会 最終試験（口述） 最終論文提出 研究実績報告書提出		博士論文審査委員会 公开发表会及び最終試験の実施 (口頭試問含む) 合否判定	
	3	博士後期課程修了		修了認定（学位授与）	

* 博士の学位を授与した後、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に、学位授与に係る論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を名
校大学ホームページに公表する。また、学位を授与された日から1年以内に博士論文の授与に係る論文の全文を公表する。

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

III. 教育課程

III. 教育課程

1 学修

(1) 学期

学期は、前学期及び後学期の学年2学期制（セメスター制）を採用しており、それぞれの期間の凡そは、次のとおりです。（詳細は、学年暦を確認してください。）

【前学期】 4月1日 から 9月30日まで

【後学期】 10月1日 から 3月31日まで

なお、前学期・後学期とも授業（講義、演習等）を行う期間は、原則として各15週とし、これに定期試験等の期間を加えた1年間の授業期間は、35週にわたる。

(2) 授業時間

社会人学生の事情を考慮して、昼間に加えて夜間、土曜日、日曜日、夏季・冬季・春季の休業中の授業開設、研究指導を行う。

①月曜日～金曜日までの授業時間

昼間	1時限	8:45～10:15
	2時限	10:30～12:00
	昼休み	12:00～13:00
	3時限	13:00～14:30
	4時限	14:45～16:15
夜間	5時限	16:30～18:00
	6時限	18:15～19:45
	7時限	20:00～21:30

②土曜日・日曜日

9:00～18:00の範囲内で学生と担当教員の協議により時間帯を設定する。

③休業中（夏季・冬季・春季）

開設科目は計画的に設定して事前に予告する。時間帯については、学生と担当教員の協議によって柔軟に設定する。集中講義も実施する。

(3) 欠席

欠席するときは、「欠席届」を提出すること。また、次の事項に該当する場合は、「公欠席」として扱うことができるので「公欠席願」を提出すること。（原則として、事由後1週間以内に提出すること。）

ア 忌引
(ア) 一親等及び配偶者の場合は、7日以内（休日等を含む。）
(イ) 二親等は、5日以内（休日等を含む。）
イ 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症 ※予防接種後の副反応による体調不良も含まれます。
ウ 裁判員制度による裁判所への出廷
エ 教育実習、養護実習、看護実習、介護等体験
オ 公欠席の回数の上限は、次のとおりである。
(ア) 1㊦学期の授業回数が8回以下の場合は、1回
(イ) 1㊦学期の授業回数が15回の場合は、2回まで
(ウ) 1㊦学期の授業回数が30回の場合は、4回まで
(エ) 上記ア～ウに該当しない場合は、研究科長が判断をする。
※欠席及び成績評価の対象等に関する申し合わせ第2条4項抜粋

(4) 休講・補講

暴風雨警報発令時の授業の取扱いは、「暴風時の講義等の取り扱いに関する申合せ」を参照すること。
 ※教員個人の都合による休講は、その都度補講日を掲示やメール等で通知を行う。

また、学生と教員との間で調整し、補講が実施される場合もある。

2 教育方法

(1) 標準修業年限

標準修業年限を3年とし、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、支障のない場合に限り、長期履修を認める。ただし、本課程の在学年限は6年とする。

(2) 多様な授業形態の採用

授業形態は、講義、演習、実験、実習を行い、多角的な知見から研究の深化を目指す。

(3) 授業科目の履修

どの科目においても少人数教育で行うことから、学生の参加を積極的に求める文献講読、情報機器を活用した資料収集、実地調査、レポート等を課しながら、研究課題のまとめに向けて科目の履修を行う。

(4) 博士前学期課程科目の聴講

補完的教育の実施についての観点から、本課程の学生が希望し、または指導教員が必要となると判断した場合には看護学研究科看護学専攻博士前学期課程委員会の議を得て、博士前学期課程科目の聴講が認められる。

3 授業科目の履修

(1) 科目の履修登録

履修登録及び履修科目の取り消しは、学内者専用サイト UNIVERSAL PASSPORT を用いて学期ごとに行う。履修科目については、指導教員に確認、調整の上で決定することが望ましい。

(2) 履修登録上の注意事項

看護学研究科を修了するには、所定の単位を修得する必要がある。修了要件については、「Ⅱ. 看護学研究科の概要・修了要件」参照すること。

(3) 長期履修学生

社会人学生など3年間（博士後期課程）では履修及び修了が困難な場合、「名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後学期課程長期履修規程」に基づき、長期履修制度を活用することができる。長期履修制度を活用する学生のために長期履修用時間割を設け、3～4年あるいは4～6年での履修計画を立案し、修了を目指す。

なお、長期履修の変更は在学中1回のみ可能である。（詳細は「名桜大学大学院長期履修学生規程」参照。）

4 研究者としての責務(研究活動における不正防止)

大学院生は研究者であり、研究を行う者としての責務を負う。研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、さらに自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。（詳細は、「公立大学法人名桜大学における研究者行動規範」を参照）

(1) 責任ある研究活動（公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照）

- ・ 常に正直、誠実に判断し、行動すること
- ・ 自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努めること
- ・ 科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払うこと
- ・ 研究者の責務を果たすこと
- ・ 研究資金の使用にあたっては、そうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。
- ・ 研究結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努めること
- ・ 研究の実施、研究成果の公表にあたっては、社会に理解される適切な手段と方法を選択すること

(2) 研究活動における不正行為（公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照）

研究活動における不正行為とは、研究者倫理に反し、研究活動の本質ならびに成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、研究者コミュニティの正常な科学的コミュニケーションを妨げる行為をいう。

項目	内容
特定不正行為	捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
	改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ・研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
	盗用 他の研究に携わる者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示無く流用すること

研究費の不正使用	実態とは異なる謝金・給与の請求、物品購入の架空請求、不当な旅費の請求、その他関係法令、規則等に違反して研究費を使用すること。
不適切なオーサーシップ	「著者」の要件（下記）を全て満たさない者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与される行為、及び「著者」の要件を全て満たす者に対し、「著者」としてのオーサーシップが付与されない行為。 ① 研究の企画・構想、若しくは調査・実験の遂行に本質的な貢献、又は実験・観測データの取得や解析、又は理論的解釈やモデル構築など、当該研究に対する実質的な寄与をなしていること。 ② 論文を執筆したり、論文の重要な箇所に関する意見を表明して論文の完成に寄与していること。 ③ 論文の最終版を承認し、論文の内容について説明できること。
二重投稿	印刷物あるいは電子媒体を問わず、既に出版された、ないしは、他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿する行為。

- (3) 研究費の不正使用(公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」参照)
 実態の伴わない偽りの書類を作成し、実績があったものとして不正に研究費を支出する行為をいう。虚偽請求、私的流用等が当たる。学生は気づかないうちに研究費の不正使用に関与してしまう可能性もあるため、気になった場合には速やかに相談すること。
 (相談先：地域連携研究推進課 地域連携研究推進係：0980-51-1107)。

項目	事例
カラ(架空)謝金	<ul style="list-style-type: none"> 研究協力者に支払う謝金について、実際より多い作業時間を出勤表に記入して大学に請求し不正に研究費を支出させた。 研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、学生に実態を伴わない謝金を支出し、これを研究者に返還させ当該経費に使用した。
カラ出張/出張費の水増し請求	<ul style="list-style-type: none"> 他の機関から旅費の支給を受けたにもかかわらず、大学に同じ旅行の旅費を請求し、二重に旅費を受領した。 格安航空券を購入したにもかかわらず、業者に正規運賃の見積書及び請求書の作成を依頼して外国旅費を水増し請求し、学生等の学会出席等に使用した。 出張を取りやめたにもかかわらず、偽りの出張報告書を提出して、不正に旅費を受領し、他の研究目的の出張に流用した。 航空運賃と宿泊料のバック商品を利用したにもかかわらず、正規運賃の旅費を請求した。
カラ(架空)発注及び書類の書き換え	<ul style="list-style-type: none"> 研究資金が余ったため架空の発注を行い、支払われた研究資金を業者に預け金として管理させ、翌年度以降に物品等を納品させた。 研究資金が余ったため、4月に納品された物品の納品書を業者に3月の日付で提出させ、旧年度の予算で支払った。 研究費が足りなくなったため、実際は3月に納品された物品の納品書を業者に翌年度の日付で提出させ、翌年度の予算で支払った。 業者に取引実態と異なる虚偽の書類を作成させ補助金を支払わせ、支払われた代金を業者に預け金として管理させ、目的外の費用に充当した。

- (4) データの取り扱い（「公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規」参照）
 研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。資料等の保存・開示は、研究者本人が責任を負うとされており、修了後もその説明責任を負うこととなる。「研究資料等」とは、研究のために収集または生成した資料、情報及び試料のうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。
 また、研究データの保存については、匿名化しパスワードを設定すること、電子機器（PCなど）の取り扱い時にはデータのコピーが機器に残されていないことを確認すること、電子データのやりとりは学生と研究指導教員間に限定すること、原則的にデータは院生室および研究指導教員の研究室から持ち出してはいけないことを遵守する。
- (5) 研究倫理教育およびコンプライアンス教育の受講
 学生は本学で定められた研究倫理教育研修およびコンプライアンス教育研修を受講しなければならない。研究倫理教育研修・コンプライアンス教育研修については、毎年受講し、理解度テストを受け、誓約書を地域連携研究推進課に提出する。研究倫理教育（eL CoRE）については3年毎に1回受講し、修了書を地域連携研究推進課に提出する。

【本学窓口】 地域連携研究推進課（本館 5 階）

【URL】 <https://www.meio-u.ac.jp/research/prevention/rinrikyoiku/>

種別	方法	主催	受講期間	提出すべき書類
研究倫理教育研修・ コンプライアンス教育研修	オンデマンド	名桜大学環太平洋 地域文化研究所	1 回/年	・理解度テスト ・誓約書
研究倫理教育 (eL CoRE)	e-learning	日本学術振興会 JSPS	1 回/3 年	・修了書

(6) 名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】

名桜大学生成AIに関する利用指針【学生用】

2023 年12月21日
名桜大学全学教務委員会

本指針は、生成AIの教育現場での利用に関するものです。生成AIの利用に際しては、この指針を十分理解し、適切に活用してください。

◎本指針における“生成AI”の定義

生成AIとは、「人工物であるデータから表現を学習し、それを使って、元のデータに似ているが同じではない、テキスト、画像、動画、音声、構造等を含む新しい人工物を生成する AI技術」を指すものとします。

1. はじめに

学習の過程での思考力向上は極めて重要です。生成AIを過度に頼ることで、教育効果が損なわれる可能性があります。一方で、知識や技能の獲得においては、生成AIは学生の自主的な学習能力の向上を促進する可能性があります。したがって、生成AIの仕組みや出力内容の正確性について理解し、その活用を適切に行うことが求められます。生成AIはあくまで補助的に利用し、生成AIによる出力については、必ず自身で事実確認・推敲・完成させることが重要です。

2. 授業における利用

本学では、カリキュラム・ポリシーにおいてICT活用力を掲げ、また今後の社会において一般的になり得る技術であることから、生成AIを一律に禁止せず、その活用の可能性を探ります。しかし、授業の特性に応じて生成AI利用の注意事項が異なるため、その可否は担当教員の判断に委ねます。担当教員はレポートや試験などにおける生成AIの利用について学生に予め周知し、シラバスにも掲載してください。

3. 不正行為

本学がディプロマ・ポリシーとして掲げる、生涯学習力・解決力・表現力は、学生本人による自立した主体的な学びを前提としています。学位論文やレポートの作成において、生成 AI を不適切に使用した場合^{*1} には、学業上の不正行為^{*2} とみなされることがあります。

生成AIを用いた際には、生成AIの名称、使用箇所、使用方法を明記すること。

*1「生成AIの不適切な使用例」、*2「名桜大学試験等不正行為取扱要項」もあわせて確認してください。

4. 誤謬（誤情報）と信憑性

生成AIの出力には、虚偽やバイアス（偏った情報）が含まれる可能性があります。出力内容の信頼性を常に確認し、適宜修正することが重要です。

5. 法的リスク

生成AIの出力には、著作権や意匠権等の法的問題が結びつく可能性があります。利用する際には、これらの法的リスクを常に意識してください。

6. 情報セキュリティ

生成AIへの入力情報が、他者の学習データとして用いられる可能性が考えられます。機密性の高い情報や個人情報の入力は絶対に避けてください。

7. 今後の指針の見直し

生成AIは進化の途上にあり、これに伴い本指針もその都度変更される可能性があります。上記の指針を参照し、授業や研究活動での生成AIの利用を適切に行ってください。

1. 生成AIが生成した文章の提出

生成AIが生成した文章を、自分の作文・レポート・論文の課題としてそのまま提出する行為。

2. 翻訳の代行

外国語の学習成果を評価する課題において、生成AIによる翻訳を自分の成果としてそのまま提出する行為。

3. 出典の不正使用・誤用

実際には参照していないにも関わらず、生成AIが生成した情報を正当な研究や出典として引用する行為。

4. 問題解決の代行

計算力や問題解決能力を評価する課題において、生成AIを用いて解答を得て提出する行為。

5. 実験データの捏造・偽装

実験において、生成AIで生成した実験データを実際の実験結果として提出する行為。

6. プログラミングの代行

プログラミング能力を評価する課題において、生成AIに生成させたプログラムやコードを自作としてそのまま提出する行為。

7. アイディアやデザインの盗用・模倣

生成AIを利用して他者のアイディアやデザインを模倣し、それを自分のオリジナルな案として提出する行為。

8. 芸術作品の生成

生成AIによって生成された芸術作品や音楽を、自分の創作物として提出する行為。

(留意点)

生成AIを利活用することが有効と想定される場面としては、例えば、ブレインストーミング、論点の洗い出し、情報収集、文章校正、翻訳やプログラミングの補助等の学生による主体的な学びの補助・支援などが考えられます。「名桜大学生生成AIに関する利用指針」をよく理解し、適切な範囲を超えて使用しないよう十分注意してください。

- (7) 研究倫理および不正防止にかかわる学内規程等 (<https://www.meio-u.ac.jp/research/>参照)
下記については、各自で確認をし、公正な研究活動を行うように努める。
- ・公立大学法人名桜大学「研究活動上の不正行為防止ハンドブック」
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
 - ・公立大学法人名桜大学における研究者行動規範
 - ・公立大学法人名桜大学における研究活動等の不正防止に関する規程
 - ・公立大学法人名桜大学における公的研究費に関する不正防止計画
 - ・名桜大学研究活動等不正防止対策推進体制図
 - ・研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）
 - ・公立大学法人名桜大学における研究資料等の保存等に関する内規
 - ・名桜大学生成 AI に関する利用指針【学生用】
(生成 AI の不適切な使用例)

5 成績評価

シラバスに明示した成績評価基準に従って厳格な成績評価を実施する。評価は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階とし、秀、優、良、可を合格、不可は不合格とする。（詳細は「名桜大学大学院学則」第8章参照。）

6 研究実績報告書

学生は各学期の終了時に研究の進捗状況及び学会等への参加状況を記載し、研究実績報告書（詳細は下記様式参照）を教務課へ提出する。

研究実績報告書をもとに研究指導教員並びに研究指導補助教員と面談を行い、課題及び方向性を確認することで計画的な博士論文の作成を目指すために用いる。

年 月 日

研究実績報告書（院生用）

研究科長

様

____年次____分野____学専攻

氏 名：_____

学 生 番 号：_____

研究指導教員（自署）：_____

私の（ ____年度 前学期・後学期）学修進捗状況について報告いたします。

記

研究課題（仮でもよい）

1. 研究及び学修進捗状況：

2. 課題及び今後の方向性：

* 1及び2については合計で4000文字程度とする。スペースは広げて記述すること。

3. 研修会・学会参加		
月日	研修会、学会参加等	
例) R . 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会	
4. 学会発表		
月日	学会発表	
例) R . 7. 25	第42回日本看護研究学会学術集会、研究テーマ「〇〇〇〇〇〇〇」、ポスター発表	
5. 論文投稿		
月日	論文題目、投稿先	
例) R . 7	名桜花子、名桜太郎 (2019) 〇〇〇〇〇〇〇. 名桜大学紀要. No25. Vol. 1 p 1-10.	
6. 研究助成金の獲得状況		
月日 (助成期間)	内容 (課題名、助成先、代表の有無)	金額
例) R . ~R .	〇〇〇〇〇〇〇〇、ユニバーサル財団代表者:名桜太郎、名桜花子	100万
7. その他 (講演会パネリスト、シンポジウム講師等)		
月日	内容	
例) R . .	沖縄県看護協会教育研修、〇〇〇〇〇〇〇〇、3時間	

7 博士論文作成指導・審査

『看護学特別研究』のシラバスに示されている「到達目標」および「授業の計画と内容」を参考にし、指導教員の指導を受けながら研究進捗について具体的に計画し、その計画に基づき自律的に学修を進める。

1) 研究指導体制、履修の進め方

(1) 研究指導体制

学生の研究指導のため、研究指導教員および研究指導補助教員を置く。入学後、学生は研究課題および研究指導教員を申請し（様式第1号（第4条関係）、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程研究科委員会」という。）は、学生の研究課題に基づき、研究指導教員を決定する。研究指導教員を変更することは原則として認めない。

学生は、研究指導教員および研究指導補助教員の指導の受け、研究課題・研究方法の決定、データ収集・分析、結果、考察、結論の論述までの全過程において、研究を遂行し博士論文を作成する。

(2) 履修の進め方

前後学期開講時にはガイダンスを受け、共通科目、専門科目を系統的かつ計画的に履修できるようにする。科目は基本的には夜間開講できるように配置している。非常勤の科目は土曜日、夏季集中などの講義を予定している。できるだけ講義科目は開講年次に留意しながら1年次に履修できるように計画する。

2) 研究の進め方

(1) 研究計画

博士論文の作成過程に必要な指導を受け、正規の年限の修了を目標としている場合、2年次前学期に研究計画書審査及び研究倫理審査を受け承認を得ること、そして、2年次後学期に中間発表会を終え、3年次前学期までにデータ収集・分析、結果、考察及び結論の論述を終えるようにする。合わせて、副論文を本審査申請時に提出するため、3年の前学期までに副論文を作成・投稿し受理されるようにし、3年次後学期に予備審査を経て本審査に合格できるように計画的に研究を遂行する（博士後期課程 研究スケジュール参照 p7）。

学生は研究実績報告書を学年毎の各学期終了時に提出し研究指導教員より指導を受ける。

(2) 研究計画書審査

研究計画書の審査までに、研究計画書審査に必要な書類を作成し提出する。博士論文審査基準を用いて研究計画書審査を行われ、学位論文として審査に値するか否かを判定し、研究計画書結果が学生に通知される。

<提出書類>

提出先：教務課 学習支援係（*提出部数には変更もあるので確認すること。フラットファイル：グレーに綴じて提出すること。）

ア 博士論文研究計画審査申請書（様式第D1号）6部

イ 博士論文研究計画書（依頼文書、同意書、質問紙等含）（様式第D2号）6部

<研究計画書審査体制及び研究計画審査方法、合否判定>

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規参照。

(3) 研究倫理審査

人を対象とした研究を実施する場合は、研究計画書審査に合格後、研究指導教員の指導の下、「名桜大学研究倫理に関する規則及び「名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会規程」に基づき設置される研究倫理審査委員会による研究倫理審査を受け、学長の許可を得る必要がある。

研究倫理審査申請書に研究題目、研究目的、研究予定期間、研究の概要、実施場所に加えて、倫理的配慮（人権の擁護、同意を得る方法、不利益及び危険性の予測、判断の乏しい対象者への対処、個人情報の保護）、インフォームド・コンセントの受領及び研究成果の公表等の内容を記載した研究計画書を添え提出する。研究倫理審査委員会より、名桜大学研究倫理に関する規則に基づき、学生が倫理的に配慮し研究計画を立案できているか否かを適正に審査

し結果が通知される。

<p><提出書類> 提出先：教務課 学習支援係（*提出部数には変更もあるので確認すること。フラットファイル：クリームに綴じて提出すること。） ア 研究倫理審査申請書（別紙様式第1号）1部 イ 研究計画審査に合格した研究計画書（様式第D2号）〇部</p>

(4) 博士論文審査

① 博士論文の作成

研究指導教員の指導を受けながら博士論文を作成する（正規の年限の修了を目標としている場合の履修・博士論文作成スケジュールを参照）。

1 年次前学期	自己の関心領域を焦点化し、自己の研究テーマに関する国内外の研究論文を精読し、研究課題を検討する。
1 年次後学期	引き続き国内外の研究論文を精読し、看護実践、看護学教育、看護政策等の質向上に必要な研究課題・研究計画を明確にする。また、可能な限り文献レビューを学術雑誌へ投稿する。
2 年次前学期	緒言から研究方法までの論述に基づき、申請書類を作成し研究計画書審査を受ける。研究遂行に際し、対象の人権擁護等が必要な場合は、研究倫理審査委員会に必要書類を提出し、研究倫理審査を受け、承認を得る。
2 年次後学期～ 3 年次前学期	研究計画に基づき研究を遂行し、緒言から研究方法までの論述に 研究結果・考察・結論を加筆する。3 年次前学期までには、副論文を作成・投稿し受理される ようにする。
3 年次後学期	論文審査申請の手続き、予備審査、本審査を経て博士論文を研究科委員会に提出する。

看護学研究科の大学院生と研究指導教員及び研究指導補助教員が参加し定期的に開催される合同検討会において（1年次前学期・後学期、2年次前学期・後学期、3年次前学期）、研究計画、データ収集・分析 結果のディスカッションを通じて、研究指導教員及び研究指導補助教員以外からの助言・指導を受ける。なお、2年次後学期、3年次前学期の合同検討会は第1回および第2回中間発表会とする。

<合同検討会の日程および内容>

目的：学位論文の水準を確保し、円滑な学位取得を目指す。

参加者：後期課程研究指導教員、当該論文に係る研究指導補助教員、大学院生

第1回合同検討会	1 年次前学期 (7月予定)	研究に関する国内外の論文を精読・検討し、研究課題の妥当性や研究の意義・方法を発表し、研究課題の絞り込みや方法を検討する。
第2回合同検討会	1 年次後学期 (2月予定)	研究計画書審査（2年次前学期）に向けて、文献検討に基づき、研究デザイン、研究方法を検討し、研究計画書を発表し研究計画書の完成を目指す。
第3回合同検討会	2 年次前学期 (7月予定)	研究計画書に沿ってデータ収集・分析を行い研究経過について発表し、分析の妥当性などについて検討する。
第4回合同検討会 (第1回中間発表会)	2 年次後学期 (2月予定)	研究計画書に沿ってデータ収集・分析・結果・考察について発表し、分析・結果・考察の整合性などについて検討する。
第5回合同検討会 (第2回中間発表会)	3 年次前学期 (6月予定)	予備審査及び本審査に向けて、研究計画書に沿ってデータ収集・分析・結果・考察について発表し、新たな知見及び独創性のある質の高い博士論文の完成を目指す。

② 博士論文予備審査（名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規参照 p61）

予備審査は口述審査とし、研究についてプレゼンテーションを行った後、質疑応答を行う。審査委員は博士論文審査基準により審査を行い、加筆・修正の必要な内容を学生に指摘する。学生は指摘された内容に基づき研究指導教員の指導を得て論文を修正し、博士論文審査委員会に提出する。博士論文審査基準を用いて博士論文の予備審査を行い、論文が学位論文として審査に値するか否かを判定し、予備審査結果が学生に通知される。

<提出書類> 提出先：教務課 学習支援係

(*提出部数には変更もあるので確認すること。フラットファイル：ブルーに綴じて提出すること。)

ア 博士論文予備審査申請書 (様式第D0号) 6部

*副論文の投稿状況を記述する。

イ 博士論文要旨 (様式第D0号) 6部

ウ 博士論文 6部

③ 本審査 (名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規 参照)

予備審査に合格した学生は本審査を受けることができる。博士論文審査申請書とともに副論文を提出しなければならない。副論文は博士論文の研究の焦点化を図り、博士論文を完成に導くものであり、博士論文の基盤となる。副論文は査読のある学術雑誌に掲載された論文または掲載予定のものとする。博士論文審査基準を用いて博士論文の本審査を行い、論文が学位論文として審査に値するか否かを判定し、本審査結果が学生に通知される。

<提出書類> 提出先：教務課 学習支援係

(*提出部数には変更もあるので確認すること。フラットファイル：ピンクに綴じて提出すること。)

ア 博士論文審査申請書 (様式第D3号) 6部

イ 博士論文要旨 (様式第D4号) 6部

ウ 博士論文 (様式第D5号) 6部

エ 副論文 6部

オ 履歴書 6部

※副論文とは、博士論文の課題に関する研究 (文献研究、調査研究、実験研究等) の成果を博士後期課程入学後に、査読制度の確立した学術雑誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著論文もしくは共著の場合の筆頭者論文とする。

④ 公開論文発表会と最終発表会

本審査終了後、公開論文発表会を開催する。公開論文発表会は、プレゼンテーションと質疑応答で構成され、研究科委員会構成員及び博士課程在學生に公開する。公開論文発表会に引き続き、口頭試問による最終試験を実施する。博士後期課程委員会は、博士論文審査基準を用いて博士論文の本審査を行い、結果が学生に通知される。

合格判定をもって「看護学特別研究」6単位を認定する。

<博士論文審査基準>

論文審査の観点は、博士論文としての学術的価値、実践的な有用性、倫理的な観点及び完成度等から、論文の水準を客観性及び厳密性をもって判定する。審査の観点は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程学生便覧及び名桜大学ホームページにより公表する。

① 論文の意義

ア 看護学の研究として意義があるか

イ 独自性があるか

ウ 新たな知見を提示しているか

② 倫理的配慮

ア 研究対象者の人権を擁護できているか

イ 他者の著作権を守る配慮ができているか

ウ 研究倫理審査委員会の承認を得ていることが記載されているか

③ 論文の内容

ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか

イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか

- ウ 研究題目に関する十分な知識・概念が検討され用いられているか
- エ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか
- オ 研究目的は明確か
- カ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか
- キ 研究方法が詳述されているか
- ④ その他
 - ア 引用文献の表記が適切か
 - イ 図・表を正確に作成しているか
 - ウ 適切かつ明瞭な文章表現となっているか

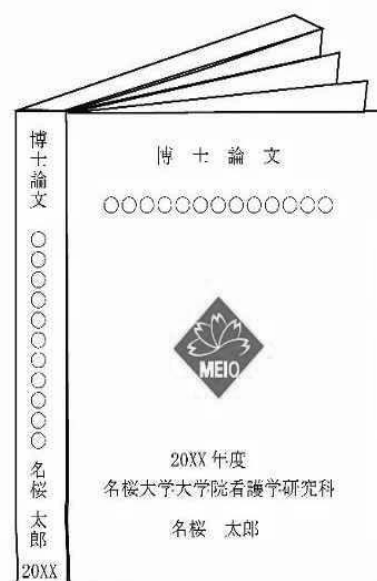
(5) 博士論文の作成要領

① 博士論文の構成 (名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程論文審査に関する内規参照)

- ・表紙
 - ・和文要旨※A4用紙2枚程度
 - メインタイトルは18ポイント・センター揃え
 - その他の文字は10.5ポイント
 - ・英文要旨
 - フォント：Times New Roman、タイトル14pt、氏名等12pt、本文12pt、中央揃え
 - 位置：タイトル及び氏名は中央揃え、本文は左寄せ、2段組
 - 行間：1.5行(45行ベース)
 - 枚数：A4用紙2枚以内
- ・目次
- ・本文
- ・謝辞
- ・引用文献
- ・参考文献
- ・付録及び資料

② 博士論文の製本方法

- ・全体の使用はクロス装丁、色は黒による本製本とする。
- ・表紙：博士論文、タイトル、年度、名桜大学大学院看護学研究科、氏名
- ・背表紙：博士論文、タイトル、氏名、20XX年
- ・文字の色：金文字入(校章は規定に基づき使用すること)
- ・記載位置：記載様式見本のとおり
- ・本文：片面印刷



I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

IV. 学生生活

IV 学生生活

本学における修学上必要な事項の他、学生生活において守るべき事項等について、本学学則等に定められている。また、学生生活を支援するための、いろいろな制度がある。これらの趣旨とともに日常留意しなければならないことを掲載しているので十分理解し、主体的に学内秩序を保持するとともに、快適で充実した学生生活を送ること。

1 諸手続・証明書・願書・届出等

学生生活を維持するために必要な手続、願出・届等については、多くの種類があるので関係規程等を良く理解し、事項、提出時期・提出期限等への対処を誤らないよう注意すること。

【証明書】※学部学生用（大学院生にも準拠される。）

種 類	担当窓口	交付日	手数料	備 考
在学証明書	教務課	原則即日	200 円	※証明書の交付は、所定の日とする。（急ぎの場合は要相談。） ※手数料は、1 通(部)の金額である。 ※健康診断受診証明書の発行は、学内での健康診断及び問診を受けた者に限る。 ※発行機の不具合によって証明書が発行できない場合があるので余裕をもって申し込むこと。
成績証明書			200 円	
修了証明書・修了見込証明書			200 円	
在学期間証明書		原則 3 日後	200 円	
健康診断受診証明書		原則即日	100 円	
その他規格外証明書		内容で異なる	内容で異なる	

※証明書発行は郵送での対応も可能である。申し込み方法及び費用等は教務課へ確認すること。

【願書・届出・申請】※学部学生用（大学院生にも準拠される。）

No.	種 類	担当窓口	提出・手続き期限	備 考
1	休学願	教務課	休学の理由によって異なる。（教務課へ確認すること。）	1 回の願出で休学できる期間は、1 学期又は 1 学年度に限る。年度を跨いで休学を希望する場合は、再度、願出を提出する必要があるので注意すること。
2	復学願		復学する学期の 1 ヶ月前まで	休学の理由が解消し、復学を希望する者は、必ず願出すること。
3	退学願		随時	退学を希望する者は、「退学願」をもって学長の許可を得なければならない。未提出の場合は、除籍となるため注意すること。
4	再入学願		再入学する年度の 60 日前まで	再入学の資格は、退学・除籍の事由によって異なるので教務課へ確認すること。なお、再入学は、年度の始めに限る。
5	住所等変更届		随時	改姓、本人住所や保証人又は保証人住所等に変更が生じ場合は、速やかに届け出ること。
6	学割証（学校生徒旅客運賃割引証）	学生課	随時	J R、船舶利用時の運賃の割引（約 2 割引）に利用する。ただし、100km を超える区間は有効期限がある。
7	学生証再発行願		随時	学生証を紛失した者及び長期履修等で在学期間に変更が生じた者は速やかに再発行を願出すること。（1000 円）

※大学院生は学部学生と規則等運用方法が多少異なる。詳細は担当窓口を確認すること。

※自動証明書発行機は、本館 4F の教務課前に設置。

【窓口の取扱時間】

月曜日から金曜日 8:30 ～ 17:15 ※土日、祝祭日、大学行事、一斉夏季休暇期間、年末年始は、窓口対応ができ兼ねるので余裕をもって手続きをする必要がある。

※窓口対応が困難な場合は担当部署へメール連絡も可能である。

2 学費（授業料）等

(1) 学費等の納付

学費等は、次のとおりである。

大学院 看護学研究科		博士前期課程	博士後期課程
学費	授業料	前学期 267,900	267,900
		後学期 267,900	267,900

(2) 納入期限

授業料等は、年額を前期分と後期分に分けて納入します。納入期限は次のとおり。

	前 学 期 分	後 学 期 分
納 入 期 限	4 月 30 日	10 月 31 日

※納入期限が金融機関の休日にあたる場合は、その前日とする。

(3) 納入方法

授業料は、前期及び後期の2期に区分し、それぞれ年額の2分の1を納入期日に学生が指定する金融機関の口座から引き落とす方法により徴収する。ただし、それにより難しい場合は本学の指定する口座への振込み又は会計課窓口へ現金にて納入すること。

※休学者の復学による授業料等は復学手続き完了とともに会計課へ納入すること。

(4) 授業料等の納入と注意事項

納入期限内に学費が納入されない場合は、学則第29条第6号により「除籍」の対象となる。また、徴収猶予を願い出る者は会計課で手続きをすること。

休学を希望する者が休学する学期の開始までに休学を願い出て許可された場合の休学期間に係る授業料は免除となる。

学費支弁者（保証人）変更の際は、教務課に必ず届出をすること。

3 奨学金

(1) 日本学生支援機構

日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金制度は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的理由により修学をあきらめることのないよう支援することを目的として国が実施する制度である。貸与を受けようとする人は、経済状況や人生・生活設計に基づき、奨学金の貸与を受ける必要性、返還時の負担などを十分考慮し、学資として必要となる適切な金額を選んで申し込むこと。

①募集時期

毎年度4月上旬ごろに掲示板等で募集の通知を行います。この時期以外の募集は機構からの指示がない限り、原則として行わない。

【奨学金の種類・貸与額】

奨学金の種類 (貸与型)	利子	貸与額			
		修士・博士前期課程		博士後期課程	
第一種奨学金	無利子	50,000円	88,000円	80,000円	122,000円
第二種奨学金	有利子	50,000円	80,000円	100,000円	130,000円 150,000円
入学時特別増額 貸与奨学金	有利子	10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択(一時金)。 申込みは入学時の1回に限る。第一種奨学金または第二種奨学金と併せて 申込み必要がある。			

②貸与期間

通常課程の標準修業年限に相当する期間とする。ただし、第二種奨学金については、所定の手続きを行うことによって、学則に定める「長期履修課程の修業年限の終期まで」貸与を延長することができる。

③申込資格・選考

高度の研究能力を有し、経済的理由により修学に困難があると認められる人。ただし、留年中等の人、過去に奨学金の貸与を受けたことがある人、債務整理中の人、外国籍の人は、申込資格があるか確認をすること。人物・学力の推薦基準を満たしている奨学金申込者を在学期が推薦する。機構では家計を含めた審査・選考を行い、奨学生として採用をする。

(2) 採用後の留意事項

①返還誓約書

採用された者を対象に、採用者説明会が行われ、返還誓約書を遅滞なく提出するよう求められる。未提出者は、奨学生の資格を失うことになる。

②適格認定

奨学金の貸与を受け続けるためには、奨学生に採用されたあとも、奨学生としての適格性を保ち続ける必要がある。奨学生は、貸与期間中に毎年1回「奨学金継続願」を提出する必要がある。学校は、学業成績等により奨学生としてふさわしいかどうかの認定を行う。学業成績等が著しく悪い場合、奨学金を一定期間停止することや、奨学金を打切ることがある。

③奨学金の返還

奨学金の貸与が終了すると、その翌月から数えて7か月目に返還が始まる。返還は、金融機関の口座からの自動引落しによって行われる。

貸与が終了する年度に、在学期の指示に従い、金融機関の窓口で、奨学金返還時の振替用口座の加入手続きをすること。

④特に優れた業績による返還免除

大学院で第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、貸与期間中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与期間終了時に奨学金の全額又は半額の返還が免除される制度である。

学問分野での顕著な成果や発明・発見や、専攻分野に関する芸術・スポーツ、ボランティア活動等におけるめざましい活動又は高い評価等を含めて総合的に評価し、学生の学修へのインセンティブ向上を目的としている。なお、博士課程については、学位論文やその他研究論文、あるいは、専攻分野に関する芸術・スポーツにおいて優れた業績が必要となる。

4 保険制度

本学では下図の保険に加入することができる。保険毎の詳細は各項目を参照すること。
 なお、長期履修等の事情で在学期間が変更となる場合は、必要に応じた金額を別途徴収する。

名称	加入時期	博士前期課程	博士後期課程
学生教育研究災害傷害保険	入学手続時	2年間：1,750	3年間：2,600
学研災付帯賠償責任保険	入学手続時	2年間：1,000	3年間：1,500
看護学生保険(Will)	随時	-	-

(1) 学生教育研究災害傷害保険

この保険は、(公財)日本国際教育支援協会が全国の大学・短期大学の学生を対象にしている保険で、正課中、学校行事中、課外活動中及び通学中の不慮の事故等に対する災害補償制度である。本学では、学生が安心して学生生活を送ることができるように入学と同時に全員加入(徴収)することとしている。

- ・加入：大学において、入学時に保険料を一括徴収し、加入をする。
- ・保険料：博士前期課程は、1,790円(2年間)、博士後期課程は、2,650円(3年間)

【保険の補償と金額】

補償区分	正課及び学校行事中	大学施設内、課外活動中及び通学中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円
後遺障害保険金	120～3,000万円	60～1,500万円
医療保険金	治療日数1日以上	治療日数14日以上(通学は4日以上)
入院加算金	1日につき、4,000円(180日限度)	

接触感染予防保険金	臨地実習中、1事故につき15,000円(定額払い)
-----------	---------------------------

【保険金が支払われる場合(抜粋)】

対象範囲	内容
正課中	講義、演習、実験、実習、実技による授業を受けている間の他、次の場合も対象となります。 ア 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間。 イ 指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間。 または、授業を行う場所、大学の図書館等において研究活動を行っている間。
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など、教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。
大学施設内にいる間	授業の休憩中や昼休み中など、「正課中」、「学校行事中」以外で大学施設にいる間。
通学中	大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な交通経路及び方法(大学の禁じた方法を除きます。)により、住居と学校施設等との間を往復する間。
臨地実習中	臨地実習中に、針刺し事故等で感染症の病原体に予期せず接触し、感染予防措置を行った場合。

【保険金が支払われない場合(抜粋)】

次に該当する場合は、障がい等を負っても保険金の支払い対象外となる。

故意、犯罪行為、病気、地震、噴火、津波による事故、無資格運転、酒酔い運転、課外活動で危険度の高いスポーツ(スカイダイビング等)を行っている間。医学的他覚所見のない腰痛など。

【保険金の請求】

保険金の請求用紙は学生課に設置している。事故等が発生したときは、直ちに学生課へ報告するとともに学生課職員の指示に従うこと。

(2) 学研災付帯賠償責任保険(医療学生教育研究賠償責任保険)

この保険は、(1)の学生教育研究災害傷害保険に加入している条件で加入でき、正課、学校行事、及びその往復中に他人にケガを負わせたり、他人の財物を棄損したりすることによって被る法律上の損害賠償を補償するものである。本学では、全員加入となる。

- ・加入：大学において、入学時に保険料を一括徴収し、加入をする。

【保険金が支払われる場合(抜粋)】

<p>ア 正課、学校行事及びその往復中(学校施設内での事故、課外活動中の事故を除きます。)に、次に掲げる事由によって、他人の身体に障害(障害に起因する死亡を含む。以下同様。)を負わせ、又は他人の財物を損壊(滅失、破損若しくは汚損)させ、被保険者が法律上の損害賠償を負った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動中に発生した偶然的事故 ・活動に伴って提供した財物に起因する偶然的事故(飲食物に限る。) ・活動の結果に起因する偶然的事故 <p>イ 正課、学校行事及びその往復中(学校施設内での事故、課外活動中の事故を除きます。)の活動にともなって占有、使用又は管理する受託物の偶然的事由による損壊、紛失又は盗取(搾取を含む。)によって、受託物に対し正当な権利を有する者に対し被保険者が法律上の損害賠償を負った場合。</p>
--

- ・補償内容：対人賠償、対物賠償をあわせて1人1事故1億円を限度とする。免責金額0円
- ・保険料：博士前期課程 1,000円(2年間)、博士後期課程 1,500円(3年間)
- ・保険金の請求：保険金の請求用紙は学生課にあります。事故等が発生したときは、直ちに学生課へ報告するとともに学生課職員の指示に従うこと。

(3) 保険の失効

休学や留年等の理由によって、入学時に納入した保険の加入期間が満了となり、保険が失効になる場合があるこのような場合は、再度(新たに)保険に加入しなければなりません。保険のない学生生活は不安なものとなりかねない。休学や留年経験ある学生、長期履修学生は、失効期間のないように学生課へ確認をすること。

(4) 看護学生保険(Will)

この保険は、任意での加入となる。加入者は年度ごとにコース区分に合わせた金額を支払う必要がある。

5 研究支援補助金

大学院生への研究支援補助として、書籍や消耗品、学会発表に要する旅費交通費について、補助金が支給される。名桜大学大学院生研究支援補助金支給内規にそって申請することができる。

(別紙：名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規 参照)

6 学生相談

(1) 相談窓口

学生に対する修学支援は、個々の学生の研究指導を担当する教員が行い、入学から修了するまできめ細やかな履修指導を行う。また、教員のオフィスアワーや電子メールを利用した修学相談も実施している。

(2) カウンセリング

学生相談室にてカウンセラーが、皆さんの不安や悩みなどの相談に応じる。

(3) ハラスメント被害について

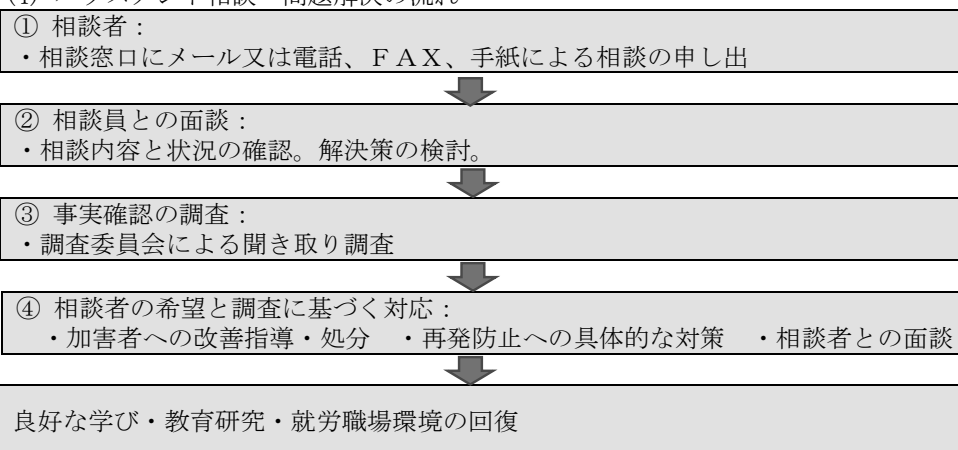
アカデミックハラスメント、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、など、世の中には様々なハラスメントが存在する。誰もが知らぬ間にハラスメントの加害者又は被害者になる可能性がある。本学では、「ハラスメントのないキャンパスに向けて」積極的に取り組んでいる。一人で悩まずに、学内の相談窓口を活用すること。

【相談窓口】

- ・メール相談：(総務課) soumu@meio-u.ac.jp
- ・電話相談：(総務課) 0980-51-1100
(学生課) 0980-51-1057
(学生相談室・保健センター) 0980-51-1066
- ・FAX相談：(総務課) 0980-52-4640
(学生課) 0980-51-1124
- ・手紙相談：〒905-8585

名護市為又1220-1 公立大学法人名桜大学「総務課長」宛て(親展)

(4) ハラスメント相談・問題解決の流れ



7 健康管理

(1) 定期健康診断

学校保険安全法に基づき、毎年全学年を対象に定期健康診断を実施します。これは、疾患の有無等各人の健康状態を的確に把握し、身体の異常を早期に発見して適切な治療方法の指導を行うものであるため、全員が受診すること。(就業している場合は、職場の健康診断をこれに代えることができる。)

(2) 健康相談

健康上の不安や、体調がすぐれない場合は、保健センターにて相談可能である。症状に応じて適切な医療機関を紹介する。

(3) 保健センター

保健センターでは、学内での発病又は負傷した場合の応急処置を受けることができる。

また、学内で発病し休養が必要な場合は、保健センターに設えたベッドを利用することができる。体調がすぐれないときはもちろん、心身の健康についての相談など誰でも利用することができる。

※保健センターに保健管理担当者又は看護師が不在の場合は、学生課に問い合わせてください。

8 緊急時の対応

学生に救急の事態が発生した場合、その容態を正確かつ敏速に把握し、適切な処置を行うことが重要となる。そのため、学内、寮内及び課外活動等での緊急時には、以下の方法で対処すること。

緊急時とは

・意識がない	・痛みが激しい	・痙攣が続く	・ショック症状が続く
・多量の出血をしている	・骨が変形している	・やけどの範囲が広い、程度がひどい等々	

(1) 留意事項

① 傷病者を発見した場合

- ・騒がない。(一番不安なのは傷病者であることを認識する。)
- ・慌てない。落ち着いて症状を把握する。
- ・できるだけ傷病者を一人にしない。

※連絡する者と傷病者に付添う者がいることが望ましい。

観察点
・意識の有無
・呼吸の状態
・出血の有無
・骨折の有無
・訴え

② 救急車を手配する場合

消防署に連絡すると、以下のことについて確認されます。

- ・場所(近くの目印となる建物も知らせる。学内の場合は、学校名でよい。)
- ・訴え(傷病者の症状、意識の有無、呼吸の様子等)
- ・状況(発見時から現在の状況等。悪化している、落ち着いている等々)

※傷病者の近くで連絡する際は、不安にさせる言葉(具体的な病名、「重症」などの程度を表す言葉等)を避けること。

(2) 連絡先

学内部署	外線番号
学生課	0980-51-1057
教務課	0980-51-1055
保健センター	0980-51-1066
総務課	0980-51-1100
警備室	0980-51-1067

学外機関	電話番号
消防・救急車	119
警察(緊急)	110
名護警察署	0980-52-0110
丸金交通 宮里営業所	0980-52-7871
北部観光タクシー	0980-53-1138

9 その他

自動車・バイク・自転車で通学する者は、所定の駐輪場・駐車場を利用すること。教職員専用駐車場や交通の妨げとなる通路等への駐車は、厳しく禁じられている。

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

V. 大学施設の利用

V. 大学施設の利用

1 研究室について

大学院学生の院生室（自習室）については、北部地域看護系医療人材育成支援施設の1室を看護学研究科学生の専用の院生室・共同演習室として使用する。院生室には、ネットワーク環境を整備したパソコン、机、椅子を整備する。看護学科棟出入り口の鍵、院生室入り口の鍵は個人貸与とする。修了時また途中で使用する必要がなくなった場合は、教務課にすみやかに返却する。紛失時は個人の責任で賠償する。看護学科棟出入り口の鍵、院生室入り口の鍵はすべて共用であるため、紛失しないように注意する。また、他人との貸し借りは厳禁とする。

院生室の備品等に不具合が生じた場合は、教務課または大学施設課に連絡する。

平日の看護学科棟の開錠は8時から22時、土曜日は12時から17時であり、原則として守衛が取り扱う。それ以外の時間や休日等は、個人で開錠、施錠を行う。

なお、院生室及びデスク等の鍵については入学時オリエンテーションで配布する。

(1) 貸与物について

No	貸与物名称
1	研究用机・イス一式
2	PC（本体）ディスプレイ、ラック一式
3	看護学科棟入口（カードキー）
4	院生室入口鍵
5	デスク鍵

(2) 注意事項について

- ① 平日の22時以降に院生室を利用する際は指導教員及び研究科長へ連絡を行い、許可を得て使用すること。
- ② 院生室の使用及び管理は、大学院生各自で行ない、入室・退出の際の鍵施錠は、責任を持って管理すること。
- ③ 退出の際（最後に退出する者）は、戸締り、冷暖房機器及び、プリンターの電源等を切り、施錠し退出すること。
- ④ 院生室での喫煙、飲酒、火気の使用を禁ずる。
- ⑤ 院生室へは、部外者（学部学生等）の入室を禁ずる。
- ⑥ 私物の管理は個人で行い、貴重品等は置かない。
- ⑦ 修了する場合は、貸与した鍵等は、必ず教務課学習支援係へ返却期日までに返却すること。
- ⑧ PCやプリンター等器材の不具合がでた場合は、教務課へ連絡すること。
- ⑨ 他の院生に迷惑をかけるような私物の持ち込みは行なわないこと。
- ⑩ その他院生室を円滑に使用するため、割当てされた院生の皆さんは、事前に話し合いをすること。

(3) パソコンの使用及び管理について

- ① 院生室にあるパソコンは、院生全員での共有パソコンであるため、注意して使用すること。
- ② 研究に使用するデータは割り当てられたPCに保存しないこと。保存については外付けのHDDやSSDを使用すること。
- ③ ユーザーID、パスワードは各自責任を持って管理すること。
- ④ 研究に必要なソフトのインストール等について、事前に大学の許可を得ること。
- ⑤ 修了時には保存データは削除すること。

2 図書館の利用について

(1) 開館時間

- ・月曜日～金曜日：8:45～22:00
- ・土曜日：12:00～18:00
- ・長期休業中：8:45～17:00
- ・日曜・祝日は休館とします。
- ・その他の休館については、都度、事前に通知する。

(2) 利用資格

本学の学生及び教職員、学外者。

(3) 館内閲覧

- ・図書館の蔵書は約172,000冊あり、開架閲覧室には約122,000冊の図書が配架されている。
- ・専門分野を中心に国内外の雑誌約336タイトルが雑誌コーナーに配架されている。
- ・外国紙6紙を含む25種の新聞が配架されている。
- ※参考図書等の禁帯出図書は、原則として館内利用に限る。
- ※開架図書等（集密書庫保管資料）の利用を希望する場合は、カウンターへ申出ること。
- ※私語を慎み、携帯電話はマナーモードにするなど、利用者としてのマナーを守ること。

(4) 館外貸出

図書資料の館外貸出を受けるときは、利用者証（学生証・職員証）を添えてカウンターへ提出してください。（自動貸出機も利用可能）図書の返却もカウンターで行いますが、閉館時は玄関脇のブックポストへ返却すること。

なお、貸出点数及び貸出期間は、次のとおり。

区 分	貸出点数	貸出期間
大学院生・教員	10点以内	4週間以内
学部学生・職員	5点以内	2週間以内
学外者	2点以内	2週間以内

※卒業・修了する前に借用中の図書資料は、必ず返却すること。

(5) 資料の探し方（検索方法）

名桜大学蔵書検索（OPAC）でキーワード検索が可能です。詳細は、図書館の「利用案内」で確認可能。

(6) その他のサービス

① レファレンス

利用者の学習・調査研究に必要な資料・情報の収集を行う。また、情報検索のアドバイスも可能である。

② 文献複写（コピー）

館内資料の複写を希望する者は、所定の用紙にてカウンターに申出ること。複写は、著作権法で定められた範囲に限る。なお、利用料金は利用者負担となる。

③ 予約・リクエスト

利用したい資料が貸出中の場合は、予約することができる。また、当館に所蔵していない資料のリクエストにも可能な限り対応する。

④ 視聴覚資料の利用

DVD、CD-ROM等を利用できる。

⑤ ILL

国立国会図書館をはじめ、全国の図書館と図書の相互貸借や雑誌記事等の複写サービスを行うシステムである。なお、利用は学内者に限られ、料金は利用者負担となる。

⑥ データベース・電子ジャーナルの利用

18種のツールを利用して、雑誌・新聞記事等の検索や閲覧が可能。そのうち17種は、図書館ホームページから利用できる。※図書館HP（学内専用） <https://www.meio-u.ac.jp/library/database/>

3 施設利用上の留意事項

大学の施設を安全かつ安心して、気持ちよく利用するために、利用に関するルールを定めている。これは、学生の皆さんが自己責任において、決められたルールを遵守され、自律した行動をとられることを前提とした考え方に基づいている。

したがって、ルールが守れない場合やトラブルが発生した場合には、利用を規制することがあるので注意すること。

(1) 基本的ルール

- ① 大学施設の利用は、学内行事（授業、大学行事等）を優先する。
- ② 照明・空調・上下水道などの使用については、必要最小限のものとし、省エネルギー、地球温暖化防止協力すること。
- ③ 授業で使用する部屋での飲食は原則できない。
ただし、講義室・演習室では、ふた付きペットボトル等での飲用を認める。
- ④ 学内で発生したゴミの分別収集に協力すること。
- ⑤ 施設・設備を新しい状態できれいに保つよう丁寧に取り扱いすること。
- ⑥ キャンパス敷地内は、一部のエリアを除き禁煙である。

(2) PCの利用の仕方

PCの利用については、入学時に名札、学生証等と一緒に配布されるID・パスワードを入力し利用することができる。PCが利用出来る場所は、院生室の他にPC教室、図書館、MM教室等がある。

(3) その他学内施設について

- ・外部の業者が経営しています。
 - ・食堂の営業時間：平日 11:00 ～ 15:00
 - ・売店の営業時間：平日 9:00 ～ 17:00
 - ・Pain de Kaito：平日 8:00 ～ 19:00
- ※土日、祝日、年末年始、休業期間の一定の期間は営業しません。
※各営業時間は、都合により変更になる場合がある。

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

VI. 諸規則

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき深く専門の学芸を教授研究し、幅広い知識を授け、世界の文化の進展と人類の平和に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第1条の2 本学は、教育研究の質の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、点検及び評価を行うものとする。

- 2 自己点検・評価の結果は公表し、教育研究の質保証及び改善に努める。
- 3 自己点検・評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(学部)

第2条 本学に次の学部を置く。

- 国際学部
- 人間健康学部

2 前項の学部には置く学科及びその入学定員、編入学定員、収容定員は、次のとおりとする。ただし、編入学定員は3年次定員とする。

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
国際学部	国際文化学科	180人	5人	730人
	国際観光産業学科	160人	5人	650人
人間健康学部	スポーツ健康学科	95人	5人	390人
	看護学科	80人	5人	330人
	健康情報学科	80人	5人	330人
計		595人	25人	2430人

3 前項に規定する国際学部各学科の入学定員中5人は外国人留学生とする。

(大学院)

第2条の2 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

(助産学専攻科)

第2条の3 本学に助産学専攻科を置く。

2 助産学専攻科に関する規程は、別に定める。

(附属図書館)

第3条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

第3条の2 本学に附属研究所を置く。

2 附属研究所に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第4条 本学に事務局を置く。

2 事務局の組織に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第5条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他必要な職員を置く。

2 職制に関し必要な事項は、別に定める。

(学長)

第5条の2 学長は、校務をつかさどり、職員を統督する。

(副学長)

第5条の3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

2 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の連携及び協働)

第5条の4 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第4節 教育研究審議会及び教授会

(教育研究審議会)

第6条 本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究審議会を置く。

2 教育研究審議会の運営に関する規定は、別に定める。

(教授会)

第6条の2 本学の学部教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第5節 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 本学の学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分け、学期ごとに授業科目を開設し、第15条に定めるところにより単位の認定を行う。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年の3月31日まで

2 学長は、前項の学期の期間を必要に応じて変更することができる。

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日
 - (3) 沖縄県慰霊の日 6月23日
 - (4) 創立記念日 12月21日
 - (5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで
 - (6) 冬季休業 12月21日から翌年1月4日まで
 - (7) 春季休業 3月1日から3月31日まで
- 2 学長は、前項の休業日を必要に応じて変更することができる。
 - 3 臨時休業日は、その都度学長が定める。
 - 4 休業日の期間中でも必要な実習その他を課することができる。

第2章 修業年限及び在学期間

（修業年限）

- 第10条 本学の修業年限は、4年とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。
 - 3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

（在学期間）

- 第11条 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することができない。
- 2 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した者は、4年を超えて在学することができない。
 - 3 第1項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した者は、入学後の在学すべき年数の2倍を超えて在学することができない。

第3章 教育課程

（教育課程の編成方針）

- 第12条 本学は、学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、学部及び学科ごとに体系的な教育課程を編成するものとする。

（人材養成の目的）

- 第12条の2 学部の人材養成の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と地域社会及び国際社会への深い理解をそなえた有為な人材を養成する。

ア 国際文化学科

沖縄県が持つ地理的・歴史的・文化的特性を活用し、多文化理解力、高い日本語能力、英語をはじめとする外国語の実践的運用能力を身につけ、地域社会および国際社会で活躍できる人材を養成する。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズに対応し、多様化する問題・課題のマネジメント能力をそなえ、地域社会および国際社会に貢献できる実践力のある人材を養成する。

(2) 人間健康学部

平和・自由・進歩の建学の精神に基づいた幅広い教養と調和のとれた知・徳・体をそなえた人材及び心身の健康を支援する有為な人材を養成する。

ア スポーツ健康学科

人間の「こころ」と「からだ」を科学的に研究し、人格の尊重、生命の尊厳を指導できる資質をそなえた健康支援の人材を養成する。

イ 看護学科

人間としての尊厳・健康に生きる権利を擁護し、自己評価能力・自己教育力を身につけ、広く社会に貢献できる看護職者を養成する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、新たな価値やサービスの創出に貢献できる人材を養成する。

(教育研究上の目的)

第12条の3 学部の教育研究上の目的を次のとおり定める。

(1) 国際学部

ア 国際文化学科

自国及び環太平洋地域を中心とする国・地域の言語・文化・政治等に関する知見を基礎に学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、地域社会及び国際社会における課題の解決に取り組む。

イ 国際観光産業学科

観光産業および地域振興における社会的ニーズの変化とともに多様化する問題・課題に対応して、学際的研究及び理論、実践、比較研究を通じ、観光現象を探求・究明する。

(2) 人間健康学部

ア スポーツ健康学科

人間理解、健康理解を基礎として、食生活・栄養、運動・スポーツ、心理、社会福祉、保健・医療の幅広い視点に立った多面的角度から「スポーツと健康」を探求・究明する。

イ 看護学科

地域に根ざしたケアリング文化を発掘・継承・発展させ、人類の健康増進に務め且つ看護学のグローバルな発展に寄与することを目的に教育研究活動を推進する。

ウ 健康情報学科

数理・データサイエンス・AI の手法を駆使し、保健・医療・福祉などを含む健康分野と社会全般に関するデータを分析することで、多面的な視点から「健康と情報」を探求・究明する。

(3つのポリシー)

第12条の4 本学は、人材養成並びに教育研究上の目的を踏まえ、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、及び入学者受入れの方針（以下、「3つのポリシー」という。）を定める。

2 3つのポリシーに関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の名称及び単位数等)

第13条 本学における授業科目の名称並びに単位数は、各学部履修規程に定める。

2 授業科目は、必修科目、選択科目及び自由科目とする。

- 3 外国人留学生対象の外国語教育科目の種類及び単位数は、各学部履修規程に定める。
- 4 卒業に必要な単位数は、各学部履修規程に定める。
(授業の方法)
- 第13条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれか又はこれらの併用により行うものとする。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
- 3 本学は、第一項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を校舎及び附属施設以外の場所で行うことができるものとする。
(単位の計算方法)
- 第14条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 講義又は演習及び実験、実習又は実技の二つ以上の方法で構成される授業科目については、上記(1)及び(2)を勘案し、16時間から45時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文等の授業科目については、必要な学修の成果を考慮して、単位数を定めることができる。
(単位の授与)
- 第15条 授業科目を履修した者には、試験及び出席状況その他によって認定の上、単位を与える。
(成績評価)
- 第16条 授業科目の成績は、秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)及び不可(59点以下)の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。
(授業日数)
- 第17条 学年の授業日数は、定期試験の日数も含め、35週にわたることを原則とする。
(各授業科目の授業時間)
- 第17条の2 各授業科目の授業は、8週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りではない。
(授業を行う学生数)
- 第17条の3 本学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とする。

第4章 入学、編入学、転入学及び再入学

(入学)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び外国人学生の入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第19条 本学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有する者として認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定(以下「旧検定」という。)に合格した者を含む。)
- (7) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学志願手続)

第20条 入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者の選抜)

第21条 入学志願者に対しては、選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第22条 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人情報取扱い同意書その他必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第23条 編入学の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し60単位以上を修得した者
 - (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了し又は卒業した者
- 2 編入学を志願する者は、所定の期日までに編入学願書に編入学検定料及び別に定める書類を添えて願出なければならない。

- 3 編入学志願者に対しては、選抜試験を行う。
- 4 選抜試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、保証書その他必要書類を提出しなければならない。
- 5 学長は、前項の編入学手続を完了した者に編入学を許可する。

(転入学)

第24条 他の大学に在学中の者で、本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- 2 転入学を希望する者は、現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、転入学に関し必要な事項は別に定める。

(再入学)

第25条 次の各号の一に該当する者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、学長は、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第28条による退学者
- (2) 第29条第5号、第6号及び第7号の規定により除籍された者
- 2 前項に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は別に定める。

第5章 休学、復学、退学、除籍、転学部、転学科及び転学

(休学)

第26条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 学長は、病気その他の理由により修学が不適当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。
- 3 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。
- 4 休学期間は通算して4年を超えることはできない。
- 5 前項の規定に関わらず、第23条の規定により入学した学生の休学期間は、通算して2年を超えることはできない。

6 第4項の規定に関わらず、第24条第1項及び第25条第1項の規定により入学した学生の休学期間は、入学後の在学すべき年数を超えることができない。

7 休学期間は、第10条に規定する修業年限及び第11条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第27条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出、学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第28条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

- (1) 長期間にわたり行方不明の者
- (2) 在学期間を超えた者
- (3) 第26条第4項、第5項及び第6項に定める休学期間を超えてなお修学できない

い者

- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者
- (5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者
- (6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (7) 卒業に要する最終学年を除く一学年の修得単位(第35条により認定された単位は除く。)が16単位未満の者

(転学部)

第30条 本学の学生で、他の学部への転出(以下「転学部」という。)を志望する者があるときは、学長は、相当年次に転学部を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学部については、別に定める。

(転学科)

第30条の2 本学の学生で、転学科を志願する者があるときは、学長は、相当年次に転学科を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、転学科については、別に定める。

(転学)

第31条 本学の学生で他の大学へ入学又は転入学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第32条 次の要件を満たした者には、学長が卒業を認定する。

- (1) 第10条に規定する修業年限在籍した者
- (2) 第13条第4項に規定する単位を修得した者
- (3) 卒業判定に合格した者

- 2 卒業判定に係る卒業見込判定等については、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第33条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項に与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位(第39条及び第40条の規定により履修した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが

できる。

- 3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第33条第1項及び第2項並びに前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(遠隔授業により修得することができる単位数)

- 第35条の2 第13条の2第2項の授業の方法により修得できる単位数は、第13条第4項に規定する卒業の要件として修得すべき単位数のうち、60単位を超えないものとする。

(教員の免許状授与の所要資格の修得)

- 第35条の3 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)の定めるところに従い、各学部履修規程に定めるところにより授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

- 2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、各学部履修規程に定める。

(他学部等における授業科目の履修等)

- 第35条の4 学生は、他の学部又は他の学科の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定の実施に際し必要な事項は、別に定める。

(学位)

- 第36条 本学を卒業したものには、学士の学位を授与する。

- 2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 学費

(学費及びその他の納入金)

- 第37条 本学の学費は、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第8章 科目等履修生、特別聴講学生及び聴講生

第38条 削除

(科目等履修生)

- 第39条 本学において、授業科目の履修を希望する者があるときは、教育に支障のない場合に限り、学長は、当該学部の教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第40条 削除

(特別聴講学生)

- 第41条 他の大学等との協議に基づき、当該大学等の学生に授業科目の履修を認め

ることができる。

2 前項の規定により授業科目の履修が認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(聴講生)

第41条の2 学外者が本学の授業科目の聴講を希望する場合、学長は、聴講生として受け入れることができる。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 公開講座

(公開講座)

第42条 大学の教育を広く社会に開放し、生涯学習に対する要望に応えるとともに、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第10章 賞罰

(表彰)

第43条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長は、これを表彰する。

(懲戒)

第44条 学生が、本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第11章 寄宿舍

(寄宿舍)

第45条 本学に寄宿舍を置く。

2 寄宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月27日)

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成10年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成11年3月26日）

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成11年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成12年3月29日）

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、国際学部の国際文化学科、経営情報学科及び観光産業学科の平成12年度から平成14年度までの収容定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	平成12年度	平成13年度	平成14年度
国際学部	国際文化学科	470人	470人	465人
	経営情報学科	470人	470人	465人
	観光産業学科	470人	470人	465人
計		1410人	1410人	1395人

- 3 平成12年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 4 改正後の第37条の3及び別表5の規定は、平成12年4月1日を休学及び入学の始期とする者から適用する。

附 則（平成13年3月28日）

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年3月29日）

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成14年7月31日）

この学則は、平成14年7月31日から施行し、改正後の第37条の2及び第37条の4の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月28日）

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成16年3月28日）

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成17年3月29日）

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成17年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成18年3月29日）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成19年3月27日）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年3月27日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成20年11月28日）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成21年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成22年3月4日）

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年1月26日）

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成23年9月28日）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成24年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成24年10月24日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成25年10月24日）

- 1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成26年9月27日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成27年3月28日）

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 国際学部国際文化学科、経営情報学科、観光産業学科は、平成27年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年9月27日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成28年12月21日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成29年9月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成30年3月29日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年2月17日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年6月29日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和5年12月27日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和6年12月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第13条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。
- 3 国際学群国際学類は、改正後の第2条第2項の規定にかかわらず、当該学群学類に在学する者が当該学群学類に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、名桜大学学則（以下「本学学則」という。）第2条の2第2項の規程に基づき、名桜大学大学院（以下「大学院」という。）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 大学院は、広い視野に立って精深な学識を授け、高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力及び専攻分野における研究能力を養うことを目的とする。

(養成する人材)

第2条の2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）は、グローバル化、情報化が進展する国内外における諸課題の解決に必要な高度の専門的知識と広い視野を持つ人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

(3) 地域の産業及び社会文化の振興の諸課題に的確にかつ柔軟に対応できる人材の養成

2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）は、高度の外国語運用能力を駆使し、沖縄（琉球）・アジアと南北アメリカ（ハワイを含む）に特化した環太平洋の地域文化の研究を行い、地域社会や国際社会において活躍できる研究者の養成を目指す。

(1) 高度の普遍的な研究能力を有する研究者の養成

(2) 地域の社会文化振興の諸課題に的確かつ柔軟に対応できる研究者の養成

3 大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）は、スポーツ・健康分野に関する学修を通して、高度な専門的知識と研究力を身に付け、理論と実践を往還できる高度専門職業人を養成する。

4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）は、地域に根ざし地域の健康問題を創造的に解決していく卓越した看護実践能力の育成と看護現象の解明を目的とした研究能力の開発、看護の新たな価値の創出を目指す人材を養成する。

(1) 高度の専門職業人の養成

(2) 高度の研究能力を有する教育・研究者の養成

5 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）は、沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の健康と生活の質向上のための看護学研究を自律して行い、看護学の発展に寄与する高度な研究能力を有する看護教育研究者を養成する。

(自己評価等)

第3条 前条の目的を達成するため、大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価し、公表する。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則して適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行う。

3 自己点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科及び専攻)

第4条 大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

- (1) 国際文化研究科 国際文化システム専攻（修士課程）
- (2) 国際文化研究科 国際地域文化専攻（博士後期課程）
- (3) スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻（修士課程）
- (4) 看護学研究科 看護学専攻（博士前期課程）
- (5) 看護学研究科 看護学専攻（博士後期課程）

2 研究科に関し、必要な事項は別に定める。

（入学定員及び収容定員）

第5条 大学院の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	課程	入学定員	収容定員
国際文化研究科 国際文化システム専攻	修士課程	6人	12人
国際文化研究科 国際地域文化専攻	博士後期課程	2人	6人
スポーツ健康科学研究科 スポーツ健康科学専攻	修士課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士前期課程	6人	12人
看護学研究科看護学専攻	博士後期課程	2人	6人

第2章 教員組織等

（教員組織）

第6条 大学院における研究の指導は、原則として本学専任教授が行い、授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。ただし、必要がある場合は、兼任教員が担当することができる。

2 大学院に客員教授を置くことができる。客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

（教育職員と事務職員の連携と協働）

第6条の2 大学院は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教育職員と事務職員との適切な役割分担の下で連携体制を確保し、協働して職務を行うものとする。

第3章 運営組織

（大学院委員会）

第7条 大学院に、名桜大学大学院委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、学長が招集し、その議長となる。

3 学長に事故あるとき又は欠けたときは、委員会においてあらかじめ選出された者が招集しその議長となる。

（委員会の構成）

第8条 委員会の構成は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第4号の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前項第4号の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
- 5 委員会の議事は、委員会の議を経て、学長が決定する。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(委員会の審議事項)

第9条 委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に係る方針に関すること。
- (2) 学位の授与に係る方針に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。
- 2 委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。
- (1) 大学院に係る学則及び規程等に関すること。
- (2) 大学院の点検及び評価に関すること。
- (3) 大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (4) 大学院に係る人事、予算、行事及び施設整備等に関すること。
- (5) 履修方法に関すること。
- (6) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (7) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (8) その他大学院に関する重要事項

(研究科長)

第10条 大学院に研究科長を置き、大学院研究科を担当する教授のなかから学長が指名し、理事長に推薦するものとする。

- 2 研究科長は、各専攻の運営を総括する。
- 3 研究科長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(研究科委員会)

第11条 大学院に研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会の組織及び運営に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 削除

第4章 学年、学期及び休業日

(学年等の準用)

第13条 大学院の学年、学期及び休業日については、本学学則第7条から第9条の規程を準用する。

第5章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第14条 大学院の標準修業年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程 2年
- (2) 博士後期課程 3年

2 前項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し課程を修了することを申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）について、各研究科委員会の議を経て、学長が認めることができる。

3 長期履修の取扱いに関する細則は、別に定める。

4 第1項の規定にかかわらず、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程及び博士前期課程又は博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができることとする。

(在学年限)

第15条 大学院における在学年限は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 修士課程及び博士前期課程は4年を超えることはできない。
- (2) 博士後期課程は6年を超えることはできない。

第6章 入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ教育上支障がないと委員会が認めるときは、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第17条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に

において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
 - (11) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと委員会が認める者
- 2 大学院国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 3 大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 学校教育法第83条（昭和22年法律第26号）に定める大学を卒業した者

- (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
 - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業したものと同等以上の学力があると認められた者で22歳に達したもの
- 4 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118条）
 - (8) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と

同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学志願)

第18条 大学院に入学を志願する者は、入学願書及び所定の書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに手続きをしなければならない。

(入学者の選抜)

第19条 入学志願者に対しては、選抜を行い、研究科委員会の議を経て学長が合格者を決定する。

2 前項の選抜は、学力検査、面接、出願書類等を総合して行うものとする。

3 前項の選抜の方法、時期、内容等については、その都度定める。

(入学手続き及び入学許可)

第20条 合格の通知を受けた者は、所定の書類を添えて、第44条に定める入学金及び授業料等を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。ただし、入学金又は授業料の徴収猶予を願い出た者については、その未納にかかわらず入学を許可することができる。

(再入学)

第21条 学長は、第26条の規定による退学者で、再入学を志願する者については、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第22条 学長は、他の大学院の学生で転入学を志願する者については、欠員のある場合に限って、相当年次に入学を許可することができる。

2 転入学を希望する者は、現に在学する他大学院研究科長の許可書を願書に添付するものとする。

(休学)

第23条 病気その他の理由により修学を中止しようとする者は、医師の診断書又は理由書を添えて願い出、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気その他の理由により修学が不相当と認められる者に対して、必要な期間休学を命ずることができる。

(休学期間)

第24条 休学期間は、当該学期又は学年の終わりまでとする。ただし、特別の理由があるときは、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は、通算して次の各号に定める年数を超えることはできない。

(1) 修士課程及び博士前期課程 2年

(2) 博士後期課程 3年

3 休学期間は、第15条に定める在学年限には算入しない。

(復学)

第25条 休学期間を満了した者、又は休学期間満了前にその理由が消滅した者は、所定の期日までに願い出て学長の許可を得て復学することができる。

2 病気による休学者が復学しようとするときは、医師の診断書を添付するものとする。

(退学)

第26条 大学院を退学しようとする者は、退学願を提出して、学長の許可を得なければな

らない。

(転学)

第27条 他の大学院に転学しようとする者は、転学願を提出し、学長の許可を得なければならぬ。

(留学)

第28条 学長は、外国の大学院へ留学を希望する者については、留学願を提出させ、留学を許可することができる。

2 前項による留学は、外国の大学院の在学期間1年に限り、本学における在学期間に算入することができる。

3 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第29条 次の各号の一に該当する者は、学長が、これを除籍する。

(1) 長期間にわたり行方不明の者

(2) 在学期間を超えた者

(3) 第24条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

(4) 病気その他の理由により、成業の見込がないと認められる者

(5) 休学期間満了後督促してもなお所定の手続きをしない者

(6) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

2 前項により除籍された者は、原則として再入学をすることはできない。

第7章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第30条 大学院は、当該研究科及び専攻の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

(授業及び研究指導)

第30条の2 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。

(組織的な研修等)

第30条の3 大学院は、教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。

2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。

3 大学院は、第30条の2第2項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第31条 大学院研究科における授業科目及び単位数は、各研究科で定める規程のとおりとする。

(授業の方法)

第31条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うことができるものとする。

2 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。

3 大学院は、第1項の授業を、外国において履修させることができるものとする。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。

4 大学院は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができるものとする。

(単位の計算基準)

第32条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業及び授業時間外に必要な学修を考慮し、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究指導等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示等)

第32条の2 大学院は、学生に対して、授業、研究指導の方法と内容及び一年間の授業と研究指導の計画をあらかじめ明示する。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

(履修方法)

第33条 大学院の授業科目の履修方法等については、別に定める。

(教育方法の特例)

第34条 大学院は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行う。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。以下同じ。）との協議に基づき、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により、履修した授業科目については、修士課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす。

3 第1項の履修期間は、在学期間に含まれるものとする。

4 他の大学院で履修できる授業科目の種類、単位数及び履修方法等については、別に定め

る。

(入学前の既取得単位等の認定)

第36条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が大学院に入学する前に大学院（他の大学院を含む。以下同じ。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を入学後の大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、再入学及び転入学の場合を除き、大学院において修得した単位以外のものについては、修士課程及び博士前期課程においては15単位を超えない範囲で、博士後期課程においては10単位を超えない範囲までとし、第35条によりみなす単位数と合わせて修士課程においては20単位を超えないものとし、博士後期課程においては10単位を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第37条 大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議に基づき、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

第8章 課程の修了要件

(単位の授与)

第38条 授業科目を履修した学生に対しては、試験及び出席状況その他研究報告等により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第39条 授業科目の成績は、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）及び不可（59点以下）の5種類の評語をもって表し、秀、優、良及び可を合格とし不可を不合格とする。ただし、実習の場合は、合格又は不合格の評語をもって表すことができる。

(課程の修了要件)

第40条 国際文化研究科国際文化システム専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

2 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

- 3 国際文化研究科国際地域文化専攻（博士後期課程）の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受け、研究論文1編以上が査読付学術誌において掲載、又は受理された上で博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の博士後期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 4 スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻（修士課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 5 看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）の修了要件は、大学院に2年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該博士前期課程の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。
- 6 前項の規定において、大学院の目的に応じ適当と認められたときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 7 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の修了要件は、大学院に3年以上在学し、研究科で定める規程のとおり、所要の科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。また、入学前に大学院及び他の大学院において修得した単位（入学資格を有した後、修得したものに限る。また、科目等履修生として修得した単位を含む。）を大学院において修得したものとみなした場合、当該単位の修得により大学院の修士課程又は博士課程

(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で大学院が定める期間在学したものとみなし、修業年限を短縮することができる。

(修士論文の審査及び最終試験)

第41条 修士論文の最終試験の可否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ修士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(博士論文の審査及び最終試験)

第41条の2 博士論文及び最終試験の可否は、審査会の報告に基づき研究科委員会が決定する。

2 最終試験は、所定の単位を取得し、かつ博士論文を提出した者について口述又は筆記試験によって行う。

(学位の授与)

第42条 大学院修士課程又は博士前期課程を修了した者には、修士の学位を授与する。

2 大学院博士後期課程を修了した者には、博士の学位を授与する。

3 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教育職員免許状

(教育職員免許状授与の所要資格の取得)

第43条 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 大学院国際文化研究科国際文化システム専攻(修士課程)及び大学院スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻(修士課程)において、当該所要資格を取得できる教育職員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科	専攻	教育職員免許状の種類	免許教科
国際文化研究科	国際文化システム専攻	中学校教諭専修免許状	英語
		高等学校教諭専修免許状	英語・商業
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	中学校教諭専修免許状	保健体育
		高等学校教諭専修免許状	保健体育
		養護教諭専修免許状	養護

3 前項に定める教育職員の免許状を取得するために必要な科目は各研究科で定める規程のとおりとする。

第10章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学金及び授業料等)

第44条 本学の学費、諸納入金の種類及び額等については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

第11章 特別聴講学生、特別研究生、科目等履修生等及び外国人特別学生等

(特別聴講学生)

第45条 学長は、特定の授業科目を履修しようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その履修を認めることができる。

2 前項により授業科目の履修を認められた学生は、特別聴講学生と称する。

(特別研究学生)

第46条 学長は、研究指導を受けようとする他の大学院の学生があるときは、当該大学院との協議に基づき、その受入れを認めることができる。

2 前項により受入れた学生は、特別研究学生と称する。

(科目等履修生)

第47条 学長は、大学院の学生以外の者で、大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

(研究生)

第48条 学長は、大学院において特定の専門事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することができる。

(委託研究生)

第49条 学長は、官公庁、外国政府、地方自治体等の学外機関から大学において特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、大学院学生の教育研究に支障のない範囲で、委託研究生として入学を許可することができる。

2 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

3 前項の試験を受け合格した者には、成績を記載した証明書を交付することができる。ただし、単位は授与しない。

(外国人特別学生)

第50条 学長は、外国人で大学院に志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生については、定員外とすることができる。

3 外国人特別学生の選考方法については、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第51条 学生として表彰に値する行為があった者は、学長がこれを表彰する。

2 表彰の選考基準については、別に定める。

(懲戒)

第52条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、訓告、停学又は退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - (1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し、必要な事項は、別に定める。

第13章 奨学制度

(奨学制度)

第53条 学生の研究を奨励するため、奨学制度を設ける。

- 2 奨学制度に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 雑則

(準用規程)

第54条 この学則に定めるもののほか、大学院の学生に関し、必要な事項は、本学学則及びその他の学部諸規程を準用する。

- 2 前項において、この学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」と「教授会」を「研究科委員会」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 平成16年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず従前の規程を適用する。

附 則 (平成16年7月30日)

この学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月29日)

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月27日)

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日)

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年12月24日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月23日）

この学則は、平成25年1月23日から施行する。

附 則（平成26年2月27日）

この学則は、平成26年4月1日から施行し、改正後の第8条は平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年9月27日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月28日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。ただし、平成27年3月31日までに在学する者には、改正後の第29条第1号の規程を適用する。

附 則（平成27年9月30日）

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第7号に掲げる者の任期は、平成28年3月31日までとする。
- 3 平成28年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成29年3月29日）

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（平成30年6月29日）

- 1 この学則は、平成30年6月29日から施行する。
- 2 平成28年4月1日以後に入学した者は、改正後の別表1の単位数を適用する。

附 則（平成31年2月15日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月27日）

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和2年3月24日）

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和3年12月24日）

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず従前の規程を適用する。

附 則（令和5年3月29日）

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定にかかわらず、従前の規定を適用する。

則（令和6年3月25日）

- 1 この学則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日）

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第31条の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年12月24日）

- 1 この学則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日に在学する者には、改正後の第31条及び第39条の規定に関わらず、なお従前の例による。

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、名桜大学学則第36条第2項及び名桜大学大学院学則第42条第2項の規定に基づき、名桜大学（以下「本学」という。）が行う学位授与の手続き及び方法に関する必要な事項を定める。

(学士の学位授与の要件)

第2条 学士の学位授与は、本学を卒業した者に対し行う。

(修士の学位授与の要件)

第3条 修士の学位の授与は、本学大学院修士課程及び博士前期課程（以下「修士課程及び博士前期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(博士の学位授与の要件)

第4条 博士の学位の授与は、本学大学院博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）を修了した者に対し行う。

(学位論文の提出)

第5条 修士の学位論文は、研究科長（修士課程及び博士前期課程）に提出する。

2 博士の学位論文は、研究科長（博士後期課程）に提出する。

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

第7条 研究科委員会は、審査のため必要があるときは、論文の抄訳及びその他の資料の提出を求めることができる。

第8条 受理した論文は、返付しない。

(審査の付託)

第9条 研究科長は、第5条第1項及び第2項の規定より学位論文を受理したときは、研究科委員会に審査を付託しなければならない。

第10条 研究科委員会は、学位論文の審査を付託されたときは、審査会を設置し、審査させるものとする。

2 審査会は、3人以上の審査委員をもって組織する。

3 審査会は、学位論文の審査のほか最終試験、又は学力の確認を行う。

4 研究科委員会は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等に審査の協力を求めることができる。

(最終試験)

第11条 最終試験は、学位論文審査終了後、学位論文を中心として口述又は筆記試験によって行う。

(審査の確認)

第12条 学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認は、その在学期間中に終了しな

ければならない。

(研究科委員会への報告)

第13条 審査会は、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了したときは、その審査要旨に意見を付して、最終試験又は学力の確認の成績とともに、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第14条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文の審査要旨、最終試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、授与すべき者には、所定の学位記を交付し、授与できない者には、その旨を本人に通知する。

2 学長は、前項によって学位を授与したときは、研究科長に通知する。

(学位授与の報告)

第17条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

(論文要旨の公表)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与にかかる論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときはこの限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学が協力し、インターネットの利用により行うものとする。

(専攻分野の名称)

第20条 学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記する。

2 専攻分野の名称は次の表のとおりとする。

(学士の専攻分野の名称)

学部	学科	名 称
国際学部	国際文化学科	国際文化学
	国際観光産業学科	国際観光産業学
人間健康学部	スポーツ健康学科	スポーツ健康学
	看護学科	看護学
	健康情報学科	健康情報学

(修士及び博士前期課程の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際文化システム専攻	国際文化、国際観光産業
看護学研究科	看護学専攻	看護学
スポーツ健康科学研究科	スポーツ健康科学専攻	スポーツ健康科学

(博士の専攻分野の名称)

研究科	専攻	名称
国際文化研究科	国際地域文化専攻	国際地域文化
看護学研究科	看護学専攻	看護学

(学位の名称)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「名桜大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消し)

第22条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあつては教授会、修士及び博士にあつては大学院委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。

2 教授会又は大学院委員会において前項の議決をする場合は、学士にあつては教授会規則第5条第2項の規定、修士及び博士にあつては学位規則第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

第23条 学位記の様式は、学士にあつては別紙様式1-1、様式1-2、修士にあつては別紙様式2-1及び2-3、博士前期課程にあつては様式2-2、博士にあつては別紙様式3-1、様式3-2のとおりとする。

(補則)

第24条 この規則で定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、学士にあつては学長、修士及び博士にあつては研究科長が別に定める。

(雑則)

第25条 この規則の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に授与された学士の学位は、この規則に基づき授与されたものと見なす。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する者には、改正後の第16条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和3年12月16日）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和4年3月23日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項の規定にかかわらず従前の規定を適用する。

附 則（令和6年2月28日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和6年3月31日に在学する者には、改正後の第17条第2項及び第20条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年2月26日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日に在学する者には、改正後の第20条第2項及び第23条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

様式1-1

(国際学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	する 学士 (の 学 位 を 授 与	課程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 国 際 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	学 位 記
						氏 名	

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式1-2

(人間健康学部を卒業した場合)

第 号	年 月 日	名 桜 大 学 長 氏 名 印	する 学士 (の 学 位 を 授 与	課程 を 修 め た の で 卒 業 を 認 定 し	本 学 人 間 健 康 学 部 学 科 所 定 の	之 大 名 印 学 桜	学 位 記
						氏 名	

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする

様式 2-1

(修士課程を修了した場合)

国 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式 2-2

(博士前期課程を修了した場合)

看 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与	審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の	所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科 専 攻 の 博 士 前 期 課 程 に お い て	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科	之 大 名 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式2-3

(修士課程を修了した場合)

ス 研 修 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 ス ポ ー ツ 健 康 科 学 研 究 科 専 攻 の 修 士 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 修 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	名 大 之 大 学 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記
-----------------------	--------------------------------------	-------------	--------	---	--	--------------------------------------	--------	------------------	-------------

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

様式3-1

(博士後期課程を修了した場合)

国 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印	年 月 日	す る	で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	本 学 大 学 院 国 際 文 化 研 究 科 専 攻 の 博 士 後 期 課 程 に お い て 所 定 の 単 位 を 修 得 し 学 位 論 文 の 審 査 及 び 最 終 試 験 に 合 格 し た の で 博 士 （ ） の 学 位 を 授 与 す る	名 大 之 大 学 印 学 桜	氏 名	年 月 日 生	学 位 記
-----------------------	--------------------------------------	-------------	--------	---	--	--------------------------------------	--------	------------------	-------------

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

看 研 博 第 号	名 桜 大 学 長 氏 名 印 <input type="text"/>	年 月 日	専攻の博士後期課程において 所定の単位を修得し学位論文の 審査及び最終試験に合格したの で博士（ ）の学位を授与 する	本 学 大 学 院 看 護 学 研 究 科	氏 名 年 月 日 生	学 位 記
	之 大 名 印 学 桜					

用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする。

（趣旨）

第1条 この規程は、名城大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「学則」という。）第4条第2項の規定に基づき、看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）に関し必要な事項を定めるものとする。

（専攻）

第2条 看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）を置く。

（授業科目及び単位数）

第3条 研究科（博士後期課程）における授業科目及び単位数は、別表1のとおりとする。

（研究指導教員及び研究指導補助教員）

第4条 学生の研究及び論文指導（以下「研究指導」という。）のため、研究指導教員及び研究指導補助教員を置く。

- 2 研究指導教員は、研究指導を行う専任の教授又は、上級准教授をもって充てる。
- 3 研究指導教員は、学生が取り組む研究と論文作成の実施を指導し、学生の授業科目の履修等に適切な助言を行う。
- 4 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐する専任の教授及び上級准教授をもって充てる。
- 5 研究指導補助教員は、研究指導教員を補佐し、より多角的な視野から学生の研究と論文作成の助言と支援を行う。
- 6 研究指導教員の決定は、研究科博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）の議を経て、決定する。なお、学生は、入学後所定の期日までに研究指導教員届を、研究科長（博士後期課程）に提出しなければならない（別紙様式第1号）。
- 7 研究指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別の事情が生じた場合に限り、博士後期課程委員会の議を経て変更を認めることができる（別紙様式第2号）。

（教育方法の特例）

第5条 研究科（博士後期課程）における授業及び研究指導は、博士後期課程委員会が教育上特に必要があると認める場合に限り、別に指定する特定の時間又は時期に行うことができる。

（履修方法）

第6条 学生は、入学した年度の最初の履修登録時に、研究課題を決定しなければならない。

- 2 履修に当たっては、第3条別表1により共通科目8単位以上（必修3科目6単位を含む）、専門科目2単位以上、研究科目6単位、合計16単位以上を修得しなければならない。

（科目履修手続）

第7条 学生は、各学期の初めに履修しようとする授業科目を研究科長（博士後期課程）に届けなければならない。

- 2 研究科目は、1年次の前期の始めに登録するものとする。
- 3 学生は、研究指導教員の履修指導のもとに科目の登録及び履修を行うものとする。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第8条 学長は、研究指導教員が必要と認めるときは、学則第35条に定めるところにより、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項により修得した単位は、4単位を超えない範囲で第6条第2項の共通科目の履修とみなして修了に必要な単位として取り扱う。

（単位の認定）

第9条 各授業科目の単位修得の認定は、担当教員が行う。

- 2 病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかつた者については、追試験を行うことができる。
- 3 追試験の時期は別に定める。
- 4 試験を受けて不合格になった者についての再試験は行わない。

（成績の評価）

第10条 成績評価は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

（博士論文の提出）

第11条 博士論文に関する日程の目安は、次の表に掲げるとおりとする。なお、学生が論文題目及びその概要並びに論文を研究科長（博士後期課程）に提出する場合は、研究指導教員の承認を得るものとする。

事 項	時 期
博士論文の題目	1年次前学期
研究計画書の提出及び倫理審査	2年次前学期
博士論文中間発表	2年次後学期（第1回中間発表会） 3年次前学期（第2回中間発表会）
予備審査及び本審査	3年次後学期
博士論文提出	3年次後学期

- 2 学位論文審査及び最終試験は、以下の要件を満たした者、又は満たす見込みの者について行う。
- (1) 共通科目8単位以上（必修3科目6単位を含む）、専門科目（選択科目）から1科目2単位以上、研究科目（必修）の1科目6単位、合計6科目16単位以上を修得済み（又は見込み）であること。
 - (2) 博士後期課程在学中に、博士後期課程第1回及び第2回中間発表会で発表していること。
 - (3) 博士後期課程在学中に、予備審査を受審し、合格していること。
 - (4) 博士後期課程在学中に、提出する副論文に該当する論文が1編以上あること。ただし、副論文とは、博士論文の課題に関する研究（文献研究、調査研究、実験研究等）の成果を博士課程入学後に、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著論文もしくは共著の場合の筆頭著者論文とする。
- 3 博士後期課程論文審査については、別に定める。
- （修了要件）
- 第12条 研究科（博士後期課程）の修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、研究科（博士後期課程）所定の単位（16単位以上）を修得するとともに必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
- 2 早期修了要件及び手続きについては別に定める。
- （補則）
- 第13条 この規程に定めるもののほか、研究科（博士後期課程）に関し必要な事項は、博士後期課程委員会の議を経て研究科長（博士後期課程）が別に定める。
- （改廃）
- 第14条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長（博士後期課程）が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）
授業科目及び単位数

科目区分	授 業 科 目 名	配当 年次	単 位 数		講義・演習	備考
			必修	選択		
共通科目	看護学研究特論	1	2		講義	8単位 (必修3科目 6単位を含む)
	沖縄のケアリング文化と看護	1	2		講義	
	沖縄の保健看護政策特論	1		2	講義	
	生体環境看護科学特論	1		2	講義	
	看護教育学特論	2	2		講義	
専門科目	看護学基礎 看護キャリア開発学特論	1		2	演習	2単位以上
	看護学応用 がん看護学特論	1		2	演習	
	成育健康看護学特論	1		2	演習	
	看護学生活支援 地域包括看護学特論	1		2	演習	
研究科目	精神保健看護学特論	1		2	演習	
研究科目	看護学特別研究	1～3	6		演習	6単位

様式第1号(第4条関係)

研究指導教員届

年 月 日

名桜大学大学院
看護学研究科長(博士後期課程) 殿

看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)

学生番号

氏 名

研究指導教員を下記のとおり届け出ます。

記

研究 題目	
研究 指導 教員	

注 研究指導教員の承認を得て、入学年度の所定の期日までに研究科長(博士後期課程)に届けなければならない。

様式第2号(第4条関係)

研究指導教員変更届

年 月 日

名桜大学大学院
看護学研究科長(博士後期課程) 殿

看護学研究科 看護学専攻(博士後期課程)

学生番号

氏 名

研究指導教員を下記のとおり変更しますので届け出ます。

記

新	研究指導教員
旧	研究指導教員
理由	

注 研究指導教員名は新旧に関わらず、それぞれの研究指導教員の自署とする。

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学研究倫理に関する規則(第1条)に基づき、名桜大学看護学研究科看護学専攻博士後期課程(以下「研究科」という。)で行われる人を対象とする研究(以下「研究」という。)について必要な事項を定めることにより、当該研究において、人間の尊厳と人権が尊重され、社会の理解を得た適切な研究の実施を確保することを目的とする。

(開催)

第2条 名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程倫理委員会(以下「委員会」という。)は研究倫理審査申請書の提出に基づき開催する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員を以って構成する。

- (1) 研究科長
- (2) 申請した学生の研究指導教員および研究指導補助教員を除く博士後期課程委員会委員2名
- (3) 研究科長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は指名されてから名桜大学研究倫理審査委員会の承認を得るまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は研究科長とする。

2 委員長が職務を行うことができないときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員全員および学生の出席がなければ、委員会を開くことができない。

3 第1条に基づき、学生から申請された研究計画書について倫理的観点から審査を行うものとする。

4 委員会が必要と認めた場合は、第三者を出席させ、申請の内容について説明又は意見を聴くことができる。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会の議を経て研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月20日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年10月15日)

この規程は、令和7年10月15日から施行する。

(別紙様式第1号)

研究倫理審査申請書

年 月 日提出

名桜大学大学院
看護学研究科長(博士後期課程) 殿

所 属
職 名
申請者 (印)

* 審査受付番号 _____
(記入不要)

下記のとおり倫理審査申請を行います。

区分: 新規
変更(以前に倫理審査を申請し、承認された研究計画に関する変更申請の場合)
※区分が変更の場合は、1から5の項目について、最新の情報を記入すること。また、修正部分に下線を引くこと

希望倫理審査方法:

本審査
迅速審査 → 該当するもの全てにチェックすること

①研究代表者、研究責任者および研究分担者の変更、追加、削除
②研究開始から5年以内を限度とした研究実施期間の変更
③研究計画の内容変更を伴わない研究課題の一部変更
④研究実施場所の変更、追加、削除
⑤対象者、対象者の募集先、募集方法、謝金等の変更、追加、削除
⑥対象者への優遇を伴わないもしくは軽微な優遇の範囲内での調査方法の変更
⑦その他 ()

※他機関による倫理委員会の承認を得ている場合は「⑦その他」に機関名、承認番号等を記入すること
(迅速審査の結果、通常審査での審査が必要と判断された場合)
通常審査での審査継続を希望する
通常審査での審査継続を希望しない

オプアウトの有無:
あり なし

1. 研究課題名:				
2. 研究組織	氏名	所属	職名	研究倫理研修会最新受講歴 例(学. CoRE 2020年4月)
研究代表者				
研究責任者				
研究分担者				

3. 研究目的と方法(概要で可。オプアウトを行う場合は確認票に沿ってその旨を明記してください):
4. 研究計画書: 別業とする
5. 研究期間(西暦): (倫理審査委員会承認後) 年 月
6. 迅速審査を希望する場合は記入してください。 ・変更事項および変更理由(変更の理由及び変更しても研究計画の遂行に支障がない理由を明記してください)
7. 研究形態: <input type="checkbox"/> 本学のみ <input type="checkbox"/> 本学が主となる多施設共同研究または研究協力機関を含む多機関研究 <input type="checkbox"/> 本学が分担となる多施設共同研究(主たる研究機関:) <input type="checkbox"/> 他施設における倫理委員会の承認を得ている <input type="checkbox"/> その他 () ※「多施設共同研究」とは実施計画に基づき、複数の実施機関において実施される研究のこと。
8. 添付書類 ※該当するすべてにチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 研究計画書(版または日付:) <input type="checkbox"/> 研究協力依頼説明文書(版または日付:) <input type="checkbox"/> 同意書及び同意撤回書(版または日付:) <input type="checkbox"/> アンケート用紙等(版または日付:) <input type="checkbox"/> インタビューガイド等(版または日付:) <input type="checkbox"/> 新旧対照表(版または日付:) ※変更審査時のみ <input type="checkbox"/> 旧倫理審査申請資料(版または日付:) ※変更審査時のみ <input type="checkbox"/> 利益相反自己申告書 申請した研究課題について、研究代表者、生計上一つにする配偶者、一親等の親族、研究分担者のうち誰か一人でも企業等との利害関係がありますか <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (ある場合はそれぞれの利益相反自己申告書を提出してください) <input type="checkbox"/> 研究情報公開文書(オプアウトを行う場合には提出してください) <input type="checkbox"/> 情報・資料提供拒否(オプアウト) 通知書(オプアウトを行う場合には提出してください) <input type="checkbox"/> その他 ()

9. 研究資金

※申請した研究課題において獲得した研究資金がありますか
あり なし

※「あり」にチェックをつけた場合は、申請した研究課題に関する研究資金について、下記の該当するすべてにチェックをしてください

学外の競争的資金等
日本学術振興会科学研究費 (年度採択 課題番号 _____ 代表・分担)
厚生労働省科学研究費 (年度採択 課題番号 _____ 代表・分担)
文部科学省科学研究費 (年度採択 課題番号 _____ 代表・分担)
その他
(研究費名: 年度採択 課題番号 _____ 代表・分担)

学内の競争的資金等
学共裁量経費
研究所研究助成金
その他 ()

企業等からの資金等
受託研究(企業等から研究委託および研究費の支払いを受ける)
委託元機関名: ()
共同研究(企業等の研究員と共同で研究。企業等から研究費の支払いを受ける)
共同研究先機関名: ()
奨学寄付金(企業等からの寄付)による研究
寄付元機関名: ()
その他の企業等との関わり: ()

10. 介入研究の登録 ※申請した研究課題について、該当するものをチェックしてください。
必要なし(非介入研究:匿名質問紙調査、面接調査、診療録のみの研究等)
必要あり(介入研究)
①登録予定日:
②公開データベースの登録場所
UMIN 臨床試験登録システム
臨床研究等提出・公開システム(JRCT)
その他 ()
必要があるか(介入に相当するか)どうかわからない

(別紙様式第2号)

倫理審査結果通知書

令和 年 月 日

申請者: 殿

名桜大学看護学研究科博士後期課程
研究科長
(公印省略)

受付番号:
承認番号:

研究課題名:
研究代表者名:

上記課題を、令和 年 月 日の研究倫理審査委員会審査部会で審議し、下記の通り判定したので通知する。

判 定	承認	条件付承認	再審査	不承認	非該当
理由または 勧告					

様式第 3 号

名城大学看護学研究科看護学専攻博士後期課程
研究倫理審査結果に対する回答書

年 月 日

申請者
氏名
指導教員

受付番号：
研究課題名：

年 月 日の研究倫理審査「 」の判定結果について、以下の点を追加
修正しましたので、再提出いたします。

指摘箇所	訂正箇所

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程研究倫理審査申合せ

この申し合わせは、名桜大学大学院看護学研究科博士後期課程（以下「研究科」という）における研究倫理審査の具体的な手続きおよび運用に関する事項を定め、研究科における研究倫理の適正な審査と運用を図ることを目的とする。

1. 申請者および審査対象

研究科の学生が実施する研究とする。

2. 審査体制

- (1) 学生からの研究倫理審査申請に基づき、研究科長が指名した2名の委員により審査を行う。
- (2) 2名の審査委員は、必要に応じて研究計画の修正や補足を申請者に求め、承認に至るまで審査を継続する。
- (3) 博士後期課程研究倫理審査の承認後、教務課は次回の名桜大学大学院看護学専攻博士後期課程研究科委員会（以下「研究科委員会」という）が開催されるまでの期間、倫理審査書類を掲示し、研究科委員は当該書類を確認することができる。
- (4) 2名の審査委員が承認した倫理審査書類については、その審査内容および承認に至ったプロセスについて、研究科委員会で報告する。
- (5) 研究科委員会は、当該報告の適切性を確認し、必要に応じて修正や再審査を求めることができる。
- (6) 研究科委員会が承認した倫理審査書類は、名桜大学研究倫理審査委員会での審査に付するための前段階の承認とし、最終的な承認申請は研究科長を通じて名桜大学研究倫理審査委員会に提出される。
- (7) 既に承認を受けた研究計画に変更が生じた場合、その変更が研究対象者への侵襲性が軽微なもの、又は研究計画の一部に限られるものについては、研究科長が内容を確認のうえ、研究科長預かりとして審査を行う。その結果は研究科委員会に報告する。
- (8) 前項に該当しない研究計画の変更については、(2)から(5)に準じて審査を行う。

3. 申請書類および提出方法

- (1) 学生は、倫理審査申請に必要な書類一式を電子データとして作成し、各書類を一つのPDFにまとめ教務課に提出する。
- (2) 教務課は、初回に提出された倫理審査書類の電子データを印刷し、審査委員長と各審査委員2名に配布する。
- (3) 2回目以降の修正・再提出に関わる審査・指導は、学生と審査委員が電子上で直接

確認および指導を行うことができる。

- (4) 研究科委員会で承認された倫理審査書類は、教務課が印刷し、研究科長を通じて名桜大学研究倫理審査委員会に提出する。
- (5) 既に承認を受けた研究計画に変更が生じた場合は、学生は研究倫理審査申請書の変更区分にチェックを入れ、変更内容およびその理由が分かるように記載する。併せて、倫理審査申請に必要な書類一式を電子データとして作成し、各書類を一つのPDFにまとめ教務課に提出する。

4. 研究の終了、中止、状況報告の義務

学生は、審査を経た研究を終了（中止）したときは、申請者は速やかに名桜大学研究倫理審査委員会へ報告しなくてはならない。研究終了（中止）報告書を作成し、地域連携研究推進課に提出する。（別紙様式第1号その2）

- 2 学生は毎年、研究実施状況報告書を名桜大学研究倫理審査委員会へ提出しなくてはならない。研究実施報告書を作成し、地域連携研究推進課に提出する。（別紙様式第2号その2）

5. 申合せの改廃

この申合せ事項の改廃は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

(目的)

第1条 この内規は、名桜大学学位規則（以下「学位規則」という。）の第21条の規定に基づき、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程（以下「本研究科」という。）の学位の授与に係る審査に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研究計画書の提出)

第2条 博士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文研究計画書審査申請書（様式第D1号）
- (2) 博士論文研究計画書（様式第D2号）

2 前項の規定による書類の提出は、随時とする。

(研究計画書審査委員会の設置)

第3条 博士論文研究計画書審査申請及び博士論文審査申請を受理した場合、研究科委員会は研究計画書審査委員会を個別に設置する。

- 2 研究計画書審査委員会の構成員は、研究科委員会が承認した3名の研究指導教員を充てるものとし、内1名は当該学生の研究指導教員とする。
- 3 研究科委員会が必要と認めたときは、前項の審査委員に加え、他大学の専門分野の研究者1名を加えることができる。
- 4 研究計画書審査委員会の委員長は、当該論文の研究指導教員以外の教員が務めるものとする。

(研究計画書審査)

第4条 研究計画書審査委員は、別表1の博士論文計画書審査基準をもとに研究計画書審査を行う。

- 2 研究計画書の審査結果が条件付き承認・再審査の場合、研究計画書を再提出し、研究計画書審査委員会はそれを受け、再審査する。
- 3 研究計画書審査委員会は、計画書審査結果を研究科委員会に諮り、その承認を得るものとする。

(予備審査の申請)

第5条 博士論文の審査を受けようとする者は、本審査に先立ち予備審査を受けなければならない。

2 予備審査の申請者は研究指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文予備審査申請書（様式第D3号）
- (2) 博士論文
- (3) 博士論文要旨：和文のみ（様式第D4号）

3 博士論文の体裁は、様式第D5号のとおりとする。

4 第1項の規定による書類の提出は、随時とする。

(審査委員会の設置)

第6条 博士論文予備審査の申請があった場合、研究科委員会は博士論文審査委員会を個別に設置する。

- 2 博士論文審査委員会は、研究科教授3名から構成される。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の専門分野の研究者1名を審査委員に追加することができる。
- 3 博士論文の審査委員長は、当該論文指導教員以外の教員が務めるものとする。

(予備審査)

第7条 予備審査は、博士論文審査委員会のもと発表会形式により行うこととし、論文が学位論文として値するか否かを検討する。

2 博士論文審査委員は、別表1の審査基準をもとに予備審査を行う。審査に伴う各審査委員の配点は等分とする。

3 論文の修正を求められた場合には修正論文を提出し、博士論文審査委員会はそれを受け、さらに検討する。

4 博士論文審査委員会は、予備審査結果を研究科委員会に諮り、その承認を得るものとする。

(本審査の申請)

第8条 前条において、予備審査結果が可と承認された場合、本審査の申請を行う。

2 申請者は、指導教員の承認を得て、次の書類を研究科長に提出する。

- (1) 博士論文審査申請書（様式第D6号）
- (2) 博士論文
- (3) 博士論文要旨：和文及び英文（様式第D4号）
- (4) 副論文の別刷もしくは掲載証明書

副論文とは、博士論文の課題に関する文献研究、調査研究、実験研究等の成果を博士課程入学後に、査読制度の確立した学術誌に掲載もしくは受理された論文であり、単著論文もしくは共著の場合の筆頭著者論文とする。

- (5) 履歴書

3 前項の規定による博士論文の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

(論文審査)

第9条 博士論文審査の申請に基づき、研究科委員会は第7条第1項に設置した博士論文審査委員会に論文審査を付託する。

2 審査委員会は、論文審査および最終試験を行い、その結果を審議して学位授与に値するかどうかの可否を判定する。
(公開論文発表会と最終試験)

第10条 最終試験を受けようとする者は、修正論文、公開論文発表会における発表及び質疑応答(口頭)による試験を受けなければならない。

2 公開論文発表会は、研究科委員会が開催し、司会者の進行により発表の後に質疑応答を行う。

3 博士論文審査委員会は、公開論文発表会の後に博士論文の内容及び看護学に関する幅広い知識及び学力について、口述又は筆記により最終試験を行う。

4 公開論文発表会と最終試験の開催日は、研究科長が指定した日とする。

(論文審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(論文審査判定会議)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、博士論文の審査と最終試験の可否について議決する。

2 前項の議決をするためには、研究科委員会規程第5条第3項に定める出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。
(研究科長の報告)

第13条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、名桜大学学位規則第15条に基づき研究科長はその結果をすみやかに、文書で学長に報告しなければならない。

(その他)

第14条 学位論文の提出時期及び審査時期その他審査に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年11月16日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月16日)

この規程は、令和7年7月16日から施行する。

別表1 博士論文計画書審査基準

研究計画書審査の視点	
1.	十分な文献検討がなされており、研究には学術的意義が認められる
2.	研究目的が明確に示されている
3.	研究目的の達成に向けて、適切な研究方法が選択されている
4.	看護学研究として独創性および発展性が期待される
5.	倫理的に問題がなく、実現可能性が高い
承認	修正の必要がない
条件付き承認	研究計画書の一部に追記・修正が必要である
変更の勧告	研究計画の大幅な変更が必要である
不承認	倫理的に問題がある、または実現性に大きな問題がある

別表2 博士論文審査基準

<p>① 論文の意義</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 看護学の研究として意義があるか イ 独自性があるか ウ 新たな知見を提示しているか <p>② 倫理的配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研究対象者の人権を擁護できているか イ 他者の著作権を守る配慮ができているか ウ 倫理委員会の承認を得ていることが記載されているか <p>③ 論文の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか ウ 研究題目に関する十分な知識・概念が検討されて用いられているか エ 国内外の文献を検討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか オ 研究目的は明確か カ 研究目的に適った研究デザイン・研究方法を用いているか キ 研究方法が詳述されているか ク 既存の方法論を正確に適用できているか ケ 研究目的と考察に一貫性があるか コ 文献との照合に基づく考察がなされているか サ 研究成果とその解釈を区別して論述できているか シ 結果と考察から妥当な結論が導きだされているか <p>④ その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 引用文献の表記が適切か イ 図・表を正確に作成しているか ウ 適切かつ明瞭な文章表現となっているか

様式第 D1 号

博士論文研究計画審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科（博士後期課程）
学生番号
氏 名
研究指導教員

名桜大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文研究計画の審査を申請いたします。

記

博士論文研究計画書 部

様式第 D2 号
(1) 博士論文 研究計画書 表紙

年度博士論文研究計画書

題名（和文）

題名（英文）

名桜大学大学院

看護学研究科看護学専攻博士後期課程

分野 看護学

学生番号

氏名

指導教員

様式第 D2 号
(2) 博士論文 研究計画書 目次

目次

1. 研究の背景（文献検討含む）
2. 研究目的
3. 研究デザイン・研究の枠組み
4. 研究対象（倫理的配慮、抽出方法・選択基準、など）
5. 研究方法（データ収集の方法、データの分析方法、など）

様式第 D4 号

20XX 年度 博士論文要旨 (10.5 ポイント)

タイトル

専攻 学生番号
指導教員

氏名 (10.5 ポイント)
氏名 (10.5 ポイント)

2.5cm

本文
24字×40行

本文
24字×40行

1.5
cm

3.0cm

様式第 04 号

本文
24字×45行

本文
24字×45行

3.0cm

様式第 D3 号

博士論文予備審査申請書

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科 (博士後期課程)
学生番号
氏 名
研究指導教員

名桜大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文の予備審査を申請いたします。

記

1. 博士論文: 部
2. 博士論文要旨: 部
3. 副論文の投稿状況:
 - 1) 投稿年月日
 - 2) 投稿先(学術誌名称)
 - 3) 論文タイトル
 - 4) 投稿状況: 該当するものに○を付け必要書類を添付すること
ア. 査読中 イ. 掲載決定(証明書添付) ウ. 論文発刊済(論文別刷添付)

様式第 05 号
(1) 博士論文 表紙

年度博士論文

題名 (和文)
題名 (英文)

名桜大学大学院
看護学研究科看護学専攻博士後期課程
分野 看護学
学生番号
氏名
指導教員

様式第 05 号
(2) 博士論文 背表紙

年度 博士論文 タイトル サブタイトル 名桜大学大学院 看護学研究科看護学専攻 博士後期課程 氏名	
--	--

年度博士論文

題名 (和文)

題名 (英文)

名城大学大学院
看護学研究科看護学専攻博士後期課程

分野 看護学

学生番号

氏名

指導教員

目次

第1章 ○○○○ …………… 1

第1節 ○○○○○○ …………… ○

1. □□□□ …………… ○

2. □□□□ …………… ○

第2節 ○○○ …………… ○

第2章 ○○○○方法 …………… ○

第●章 ○○○○ …………… ○

第●章 考察 …………… ○

引用文献 …………… ○

資料 …………… ○

博士論文審査申請書

年 月 日

名城大学大学院看護学研究科長 様

看護学研究科 (博士後期課程)

学生番号

氏 名

研究指導教員

名城大学大学院学則第 18 条の規定に基づき、博士論文の審査及び最終試験を申請いたします。

記

博士論文 部
博士論文要旨 (様式第 D4 号) 部
副論文別刷 部
履歴書 部

博士論文審査結果 (研究計画・予備審査・本審査)

研究題目名:

研 究 者: 学生番号

氏 名

審査基準	評価視点	コメント
①論文の意図		
ア 看護学の研究として意義があるか	・学術的に重要な研究テーマである。	
イ 独自性があるか	・解決すべき課題に対して独創的である。 ・研究に斬新性が認められる (予測される)。	
ウ 新たな知見を提示しているか	・新しい知見の提示をしている (新たな知見が予測される)。 ・看護学の発展にどのような貢献するのかが明確に記述している (看護学の発展に貢献し、波及効果が期待できる)。	
②倫理的配慮		
ア 研究対象者の人権を擁護できているか	・研究方法、対象選定、などに倫理的配慮が適切に記述されている。	
イ 他者の著作権を守る配慮ができていないか	・他者の著作権の許可が必要な場合には許可を得たかの記述がある。	
ウ 研究倫理審査委員会の承認を得ていることが記載されているか	・承認番号を記述している。	
③論文の内容		
ア 研究題目が研究内容を適切に表しているか	・研究内容を的確に反映した研究題目である。	
イ 要旨には研究の概要を適切に記述しているか	・和文、英文ともに適切に記述されている。	
ウ 研究題目に關する十分な知識・概念が検討され用いられているか	・文献検討に基づき、該当する研究領域の発展のために適切な課題である。	
エ 国内外の文献を檢討した結果に基づき研究の背景・意義を明確に論述しているか	・先行研究・文献との関連は十分に検討され、研究背景、未解決の問題が系統的に記述されている。 ・文献検討に基づき、研究背景が整理され、研究の問いおよび研究の意義が明確に示されている。	
オ 研究目的が明確か	・文献検討に基づき、研究課題が明確である。	
カ 研究目的に論じた研究デザイン・研究方法を用いているか	・研究目的に論じた研究デザイン・研究方法(対象の選定、データ収集方法、分析方法)を用いている。 ・選択理由が適切に述べられている。 ・研究枠組みが明確である。	
キ 研究方法が詳述されているか	・研究対象者、研究期間、研究方法の手順、分析方法が適切かつ具体的に記述されている。	

ク	既存の方法論を正確に適用できているか	・信頼性、妥当性を保証する方法が明確かつ具体的に記述されている。
ケ	研究目的と考察に一貫性があるか	・必要なデータが十分に収集されている。 ・研究目的に沿って、適切な分析結果が記述されている。 ・目的、結果、考察の整合性がある。
コ	文献との照合に基づく考察がなされているか	・文献が効果的に活用されている。
サ	研究成果とその解釈を区別して論述できているか	・結果に基づき、解釈に矛盾や齟齬がない。
シ	結果と考察から妥当な結論が導き出されているか	・得られた結果、考察から結論が導かれている。
④その他		
ア	引用文献の表記が適切か	・APA方式に基づいて記述されている。
イ	図・表を正確に作成しているか	・図表は効果的かつ正確に作成されている。
ウ	論理が一貫した文章表現と示しているか	・研究課題、目的、方法から結論に至るまで首尾一貫した論理構成である。

年 月 日

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）
 博士論文審査委員
 氏 名

様式第 D8 号

博士論文研究計画審査結果報告書

年 月 日

看護学研究科（博士後期課程）研究科長 様

看護学研究科（博士後期課程）
 博士論文審査委員長
 氏 名

下記の博士論文研究計画について、審査結果に照らし合わせ審査した結果を次のとおり報告します。

審査結果： 承認 条件付き承認 変更の勧告 不承認

記

- 研究題目名： _____
- 学生番号 _____ 氏 名 _____
- 審査委員

区 分	職 名	氏 名
委員長		
委 員		
委 員		
- 審査の概要
- 備 考

様式第 D9 号

博士論文研究計画審査結果通知書

年 月 日

看護学研究科（博士後期課程）
 学生番号 _____
 氏 名 _____ 様

看護学研究科（博士後期課程）研究科長
 氏 名 _____

年 月 日付で審査願のあった博士論文計画について、名桜大学学位規程第 10 条及び名桜大学大学院看護学研究科（博士後期課程）論文審査に関する内規に従って、博士論文研究計画審査を行った結果は、下記の通りです。

記

審査結果	
研究課題名	
学 生	学生番号 _____ 氏 名 _____
研究指導教員	職 名 _____ 氏 名 _____
研究指導補助教員	職 名 _____ 氏 名 _____
研究指導補助教員	職 名 _____ 氏 名 _____
審査の概要	

様式第 D10 号

博士論文予備審査報告書

年 月 日

看護学研究科（博士後期課程）
 研究科長 様

看護学研究科（博士後期課程）
 博士論文審査委員長
 氏 名 _____

下記の博士論文について、審査結果に照らし合わせ審査した結果を次のとおり報告します。

審査結果： _____ 合格 _____ 不合格

記

- 研究題目名： _____
- 学 生
 学生番号 _____ 氏 名 _____
- 審査委員

区 分	職 名	氏 名
委員長		
委 員		
委 員		
委 員		
- 予備審査の概要
- 備 考

様式第 D11 号

博士論文予備審査結果通知書

年 月 日

看護学研究科 (博士後期課程)
学生番号
氏 名 様

看護学研究科 (博士後期課程) 研究科長
氏 名

年 月 日付で審査願のあった博士論文計画について、名桜大学学位規程第 10 条及び名桜大学大学院看護学研究科 (博士後期課程) 論文審査に関する内規に従って、博士論文予備審査を行った結果は、下記の通りです。

記

審査結果	
研究課題名	
学 生	学生番号 氏 名
研究指導教員	職 名 氏 名
研究指導補助教員	職 名 氏 名
研究指導補助教員	職 名 氏 名
審査の概要	

様式第 D12 号

博士論文個別審査及び最終審査結果報告書

年 月 日

看護学研究科 (博士後期課程)
研究科長 様

看護学研究科 (博士後期課程)
博士論文審査委員長
氏 名

下記の博士論文について、審査結果に照らし合わせ審査した結果を次のとおり報告します。

審査結果： 合格 不合格

看護学研究科	学生番号 氏 名	
論文題目		

審査委員

区 分	職 名	氏 名
委員長		
委 員		
委 員		
委 員		

論文内容の要旨

論文審査結果の要旨

様式第 D13 号

博士論文個別審査及び最終審査結果通知書

年 月 日

看護学研究科 (博士後期課程)
学生番号
氏 名 様

看護学研究科 (博士後期課程) 研究科長
氏 名

年 月 日付で審査願のあった博士論文計画について、名桜大学学位規程第 10 条及び名桜大学大学院看護学研究科 (博士後期課程) 論文審査に関する内規に従って、博士論文個別審査及び最終審査を行った結果は、下記の通りです。

記

審査結果	
研究課題名	
学 生	学生番号 氏 名
研究指導教員	職 名 氏 名
研究指導補助教員	職 名 氏 名
研究指導補助教員	職 名 氏 名
審査の概要	

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定。以下「大学院学則」という。）第48条に規定する看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）（以下「研究科（博士後期課程）」という。）の研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、大学院（修士課程）を修了した者とする。

(事前協議)

第3条 研究生として入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、予め指導を受けたい教員（以下「指導教員」という。）と協議し、指導の承諾を受けなければならない。

2 指導教員は、特別な事情のある場合を除き、志願者と面接を行い、その結果、指導教員となることを承諾した場合は、承諾書（兼）推薦書を志願者に交付するものとする。

(出願書類)

第4条 志願者は、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 研究生願書（別紙様式第1号）
- (2) 履歴書（別紙様式第2号）
- (3) 学力判定に必要な書類
 - ア 出身大学及び大学院の卒業／修了（見込み）証明書
 - イ 出身大学及び大学院の成績証明書並びに研究業績目録
- (4) 指導教員の承諾書（兼）推薦書
- (5) 大学院進学希望調査（別紙様式第3号）
- (6) 経費支弁調書（外国人留学生のみ）
- (7) 日本語能力又は研究に必要な外国語能力の証明書（本学卒業生を除く外国人留学生のみ）
- (8) 所属長の承認書（在職中の者のみ）
- (9) その他、研究科長（博士後期課程）が必要と認める書類

(研究生の選考)

第5条 研究生の選考は、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）が行う。

- 2 選考は、原則として書類審査により行う。
- 3 前項の規定に関わらず、必要と認められる場合は、面接、学力試験等を課することができる。

(入学手続き及び入学許可)

第6条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学の手続きを行わなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に研究生として入学を許可する。

(入学の時期)

第7条 研究生の入学時期は、学期の始めとする。

(研究生の在学期間)

第8条 研究生の在学期間は、1年以内とする。

2 研究生が在学期間終了後、なお引き続き研究の継続を希望するときは、在学期間終了日の30日前までに次に掲げる書類により博士後期課程委員会の議を経て研究科長（博士後期課程）の許可を受けなければならない。

- (1) 研究生研究継続許可願（別紙様式第4号）
- (2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

第9条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程の定めるところによる。ただし、前条第2項の規定による研究継続の場合は、検定料及び入学料は徴収しない。

2 実験及び実習等に要する経費は、別に負担させることができる。

(研究指導・授業科目の履修等)

第10条 研究生は、毎週、指導教員が指定した日時に研究指導を受けなければならない。

2 指導教員が必要と認めた場合は、学群・学部又は研究科の授業科目担当教員の承諾を得て、当該授業科目を聴講生として履修することができる。ただし、聴講生としての履修料は免除する。

3 授業科目の履修において単位の修得を希望する場合は、科目等履修生として登録し、規定の履修料を支払わなければならない。

4 前項の規定により科目等履修生として履修した研究科（博士後期課程）の授業科目については、履修した者が研究科（博士後期課程）の正規学生として入学した場合は、大学院学則第36条の規定に従い、研究科（博士後期課程）の修了単位として認定を申請することができる。ただし、認定される単位は10単位までとし、演習科目は申請できないも

のとする。

(施設等の利用)

第11条 研究生は、指導教員及び各施設管理者の承認を得て、学内の施設及び設備を利用することができる。

(研究計画書・研究成果報告書の提出)

第12条 研究生は、指導教員の指示に従い、研究計画書及び研究成果報告書を研究科長（博士後期課程）に提出しなければならない。

(研究証明書、研究修了証書等)

第13条 研究科長（博士後期課程）は、研究期間を終えた者から申し出があったときは、研究課題及び研究期間を記載した研究証明書を交付することができる。

2 学長は、博士後期課程委員会の審査により、相当の成績があると認められた者に研究修了証書を授与する。

3 前項の審査は、指導教員の申請により開始する。

(検定料、入学科及び授業料の取扱い)

第14条 既納の検定料及び入学科は還付しない。

2 授業料の取扱いについては、名桜大学学則第37条の規定を準用する。

(学内規則等の準用)

第15条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学内規則等を準用する。

(補則)

第16条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、博士後期課程委員会の議を経て研究科長（博士後期課程）が別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、博士後期課程委員会の議を経て、研究科長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別紙様式第1号 (第4条関係)

研 究 生 願 書

年 月 日

名桜大学長 殿

研究生番号

ふりがな

氏 名

生年月日 年 月 日 生

写 真	専攻及び領域	看護学専攻
	指導教員 (予定者)	
	研究題目	
研究期間		
自 年 月 日 至 年 月 日	備 考	
本籍 (国・都道府県)		
現 住 所	Tel.	
勤 務 先		
最終出身校		

上記のとおり研究生を希望しますので別紙の承諾書、履歴書、健康診断書、学力判定に必要な書類等に、検定料 9,800 円を添えて提出してください。

- (注) 1. 承諾書 (但し、現職の場合は、その所属長の証明したもの)
 2. 学力判定に必要な書類は、最終出身学校の成績証明書。
 3. 検定料 9,800 円、入学金 30,000 円、授業料 100,000 円 (半期)
 4. 以前に本学に研究生として在学したことのあるものは、氏名の前に研究生番号を記入すること。
 5. この願書は、前学期は1月末日まで、後学期は7月末日までに提出すること。
 受付: 令和 年 月 日

別紙様式第2号 (第4条関係)

履 歴 書 (研究生用)

ふりがな 氏 名		
学 歴		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
※学歴は高校以上について記入すること。		
職 歴		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		
年 月		

別紙様式第3号 (第4条関係)

大学院進学希望調査

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻 (博士後期課程) の進学を希望しますか

はい いろいろ

署名 _____

別紙様式第4号 (第8条関係)

研究生研究継続許可願

年 月 日

名桜大学大学院
看護学研究科長
(博士後期課程)

学生番号

氏 名

ふりがな

指導教員署名 _____

専攻	看護学専攻 (博士後期課程)	
研究題目		
当初研究期間	(自) 年 月 日	(至) 年 月 日
延長願出期間	(自) 年 月 日	(至) 年 月 日
(研究期間の延長を願う理由)		

- (注) 1. 在職の方は、職場の所属長の承認書が必要です。
 2. これまでの研究の進捗状況を示す文書等も添付してください。
 3. この願は、前学期は2月末日まで、後学期は8月末日までに提出すること。
 受付: 令和 年 月 日

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則（平成13年4月1日制定）第14条第3項の規定に基づき、名桜大学大学院（以下「各研究科」という。）における長期履修の取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修学生)

第2条 職業を有している等の事情により、標準修業年限を越えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修し修了することを申し出た学生で、各研究科課程委員会の議を経て、学長が長期履修を認めた学生を長期履修学生として在学することを認める。

(対象者)

第3条 長期履修を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、標準修業年限内での修学が困難な事情にあるものとする。

(1) 職業を有し、就業している者

(2) 家事、育児、介護、障害等により学業専念が困難である等、相当の事由があると認められる者

(長期履修期間)

第4条 長期履修期間は、1年を単位とし、次のとおりとする。

(1) 修士課程及び博士前期課程：標準修業年限に1年を加えた年数を超えてはならない。

(2) 博士後期課程：標準修業年限に3年を加えた年数を超えてはならない。

(長期履修の申出)

第5条 長期履修希望の申出は、入学後1年以内に行うものとする。

(手続)

第6条 長期履修を希望する者は、前条の申出期限内に、長期履修申請書(様式第1号)を学長に提出するものとする。

2 前項の申出があったときは、各研究科課程委員会の議を経て、学長が認めるものとする。

3 学長は、長期履修を認めた場合は、当該学生に対し、長期履修許可(様式第2号)の通知をする。

(履修期間の短縮)

第7条 長期履修の期間は、1回に限り、学長に申し出て短縮することができる。それ以外の期間の変更は認められない。

2 前項の履修期間の変更に伴い、各研究科の修了要件を満たすと見込める場合は、各研究科課程委員会の議を経て、履修期間の変更及び修了を認めることができるものとする。

3 履修期間の変更手続きは、前条の規定を準用する。

(履修)

第8条 長期履修学生は、履修計画及び研究計画に従い、計画的な履修を行わなければならない。

(授業料)

第9条 長期履修学生が1年間に納入する授業料は、入学金を除き、学則に定める標準修業年限に納入すべき総額を長期履修期間で除した額とする。

2 履修計画を超えて在学する場合は、長期履修学生でない学生が納入する授業料額を納入するものとする。

3 第7条によって長期履修期間の短縮が認められた者は、長期履修学生として納入すべき授業料の未納分を修了する学期に完納しなければならない。

(補則)

第10条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が行う。

附 則 (令和6年6月12日)

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和6年度以前に入学し、既に長期履修が認められている者は、改正後の規程に関わらず、なお従前の例による。

様式第1号（第6条及び第7条関係）

年 月 日

長期履修（長期履修期間短縮）申請書

名桜大学長 殿

（申請者）

所 属	<input type="checkbox"/> 国際文化研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> スポーツ健康科学研究科（修士課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士前期課程） <input type="checkbox"/> 国際文化研究科（博士後期課程） <input type="checkbox"/> 看護学研究科（博士後期課程）
学 生 番 号	
フリガナ	
氏 名	

下記のとおり、（長期履修 ・ 長期履修期間短縮）[※]を希望するので申請します。
※該当を○印する

記

入 学 年 月 日	（西暦） 年 月 日
申 請 希 望 期 間	（西暦） 年 月 日 から （西暦） 年 月 日（ 年間）
申 請 理 由	

【備考】

- 1 就業している場合は、勤務先が発行する勤務証明書（相当書類）を添付すること。
- 2 その他、各研究科が求める書類
- 3 長期履修期間の短縮を希望する場合は、当初許可された「長期履修許可通知」の写しを添付すること。

提出先：教務部教務課

様式第1号（第6条及び第7条関係）長期履修

面 談 票

学 生 番 号 : _____

氏 名 : _____

【 所 見 】

上記のとおり面談（ 直接 ・ 電話 ・ E-Mail ）したことを報告します。

年 月 日

指 導 教 員 _____

様式第2号（第6条及び第7条関係）

名大教務第 号
年 月 日

（申請者）

所 属
学 生 番 号
氏 名

名桜大学長
（公印省略）

長期履修（又は長期履修期間短縮）許可（通知）

下記のとおり、長期履修（又は長期履修期間短縮）を許可します。
履修にあたっては、指導教員と相談のうえ、計画的に行うよう留意ください。

記

入 学 年 月 日	（西暦） 年 月 日
許 可 期 間	（西暦） 年 月 日 から （西暦） 年 月 日（ 年間）

【備考】

- 1 学費の支払い手続きについては、近日中に会計課から連絡があることを申し添えます。

【本件に関する問合せ先】

名桜大学教務部教務課学習支援係
TEL：0980-51-1055
FAX：0980-51-1124

欠席及び成績評価の対象等に関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、名桜大学（以下「本学」という。）における授業等の欠席及び期末試験等の受験資格等に関し定めるものとする。

(授業への出席及び欠席、公欠届提出期限及び学修)

第2条 学生は、登録した科目の授業に常に出席しなければならない。

2 やむを得ず欠席する場合は、原則として事前に欠席届（様式第1号）を担当教員に提出しなければならない。

3 病気又はその他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書（又は写し）又は欠席理由書（様式第2号）を添えるものとする。

4 次の事由による欠席については、これを公欠席として許可し、出席扱いではないが、通常の欠席とはしない。

(1) 忌引

ア 1 親等及び配偶者は、7日以内（休日等を含む）

イ 2 親等は、5日以内（休日等を含む）

(2) 学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）で定められた感染症

(3) 裁判員制度による裁判所への出廷

(4) 教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験

(5) その他、国際大会への出場等学長が必要と認める場合

5 前項の規定により許可を受けようとする者は、原則として、事由後1週間以内までに、公欠席願（様式第3号）を教務課に提出しなければならない。

6 授業担当教員は、第4項に掲げる公欠席があった場合、当該学生に対し必要な学修を課すものとする。

(公欠席と手続)

第3条 公欠席となる事由等については、別表のとおりとする。

2 公欠席の回数の上限は、次の各号のとおりとする。

(1) 1 個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回

(2) 1 個学期の授業回数が15回の場合は、2回

(3) 1 個学期の授業回数が30回の場合は、4回

(4) 上記(1)～(3)に該当しない場合は、全学教務委員長が判断するものとする

3 公欠席は、原則として学生本人が願い出るものとする。

(成績評価の対象)

第4条 成績評価の対象者は、原則として授業時間の3分の2以上出席した者とする。

(改廃)

第5条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て学長が定める。

(その他)

第6条 この申合せに定めるもののほか、この申合せの運用に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この申合せは、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成20年12月4日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この申合せは、平成23年3月1日から施行する。

附 則（平成26年2月17日）

この申合せは、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月27日）

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月22日）

この申合せは、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和3年10月27日）

この申合せは、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和4年12月28日）

この申合せは、令和4年12月28日から施行し、令和4年4月1日に在籍する全学生に適用する。

附 則（令和6年6月26日）

この申合せは、令和6年6月26日から施行し、令和6年4月1日に在籍する全学生に適用する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

欠 席 届

授業担当教員 殿

学類・学科名
 学 生 番 号
 氏 名

次のとおり、授業を欠席することになりましたので、届出いたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自：年 月 日 至：年 月 日
授業科目	クラス		
欠席理由 (数量は様式第2号)			

備考1 この届け出は、受講科目ごとに担当教員に提出すること。
 2 病気その他の理由で1週間以上欠席する場合は、医師の診断書(写しも可)又は欠席理由書(様式第2号)を添付する。

様式第2号 (第2条関係)

年 月 日

欠 席 理 由 書

氏 名
 学 生 番 号

欠席の期間が1週間を超えますので、その理由について次のとおり説明します。

欠席の期間	年 月 日 ～ 年 月 日
欠席の理由 (詳細に)	

様式第3号 (第2条関係)

年 月 日

公 欠 席 願

名桜大学長 殿

学類・学科名
 学 生 番 号
 氏 名

次のとおり「公欠席」として、授業を欠席させていただきますようお願いいたします。

欠席日	年 月 日 年 月 日	欠席の期間 (長期欠席の場合)	自：年 月 日 至：年 月 日
授業科目	クラス		
欠席理由			

備考1 届出が許可された場合は、学部長名で受講科目ごとに担当教員に通知される。
 2 公欠席の回数は以下のとおり：
 (1) 1個学期の授業回数が8回以下の場合は、1回
 (2) 1個学期の授業回数が15回の場合は、2回
 (3) 1個学期の授業回数が30回の場合は、4回
 3 別表を参考にして公欠席の理由を証明する関係書類を添付し、事後、1週間以内に教務課へ提出すること。公欠席に該当しない場合は、通常の欠席になります。

この願出を『公欠席』として (許可 不許可) してよいか伺います。

学群・学部長	事務局長	教務部長	課長	係長	主任	係員

別表 (第3条関係)

「公欠席」対象項目と手続等

公欠席対象項目	添付資料	対象者	備 考
忌引	公的証明書または事実を証明する書類を添付し申請。	1～4年次	
感染症*	診断書、または感染したことが確認できる書類	1～4年次	*学校保健安全法施行規則で定められた感染症。事後に診断書等を添付し申請
裁判員制度による裁判所への出廷	裁判所からの通知書等	1～4年次	
教育実習、養護実習、看護実習及び介護等体験	参加することが分かる書類等	1～4年次	
国際大会への出場等	大会要項等参加することが分かる書類	1～4年次	

暴風時の授業の取扱いに関する申合せ

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 この申合せは、暴風時における授業の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(暴風警報発令の場合の授業の取扱い)

第2条 暴風による事故の発生を防止するため、暴風雨時の場合の授業の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 午前7時現在、沖縄本島の一部に暴風警報（以下「警報」という。）が発令されている場合（ただし、沖縄本島の周辺離島及び海上に発令された警報は除く。）は、午前中の授業は休講とする。ただし、午前10時までに警報が解除された場合は、3時限目から授業を行う。
- (2) 午前10時までに警報が解除されない場合は、当該日の全ての授業を休講とし、構内への入構を禁ずる。
- (3) 授業中に警報が発令された場合は、直ちに授業を中止する。
- (4) 警報発令時は、学生の身の安全を最優先し、授業の実施方法（対面・遠隔）にかかわらず、全ての授業を休講とする。
- (5) 警報発令によって休講となった授業の補講は、学年暦に定められた一斉補講日又は学長が指定する日時に実施する。
- (6) 警報発令によって中止となった定期試験は、原則として翌週の当該曜日及び時限に行う。
- (7) その他、この取扱い以外に緊急事態が生じた場合は、学長は速やかに適切な措置を講じるものとする。

(周知)

第3条 前条の周知については、ユニバーサルパスポート及び大学ホームページ等にて掲載するものとする。

(改廃)

第4条 この申合せの改廃は、全学教務委員会の議を経て、全学教務委員長が行う。

附 則

この申合せは、平成6年7月27日から施行する。

附 則（平成24年6月27日）

この申合せは、平成24年6月27日から施行する。

附 則（令和3年8月25日）

この申合せは、令和3年8月25日から施行する。

附 則（令和5年9月21日）

この申合せは、令和6年4月1日から施行する。

名桜大学大学院学生研究支援補助金支給内規

(平成28年2月2日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、名桜大学大学院(以下「大学院」という。)の正規学生(以下「学生という。)」を対象とした研究支援補助金に関する事項を定め、大学院における研究の促進を図ることを目的とする。

(補助金支給対象者)

第2条 補助金支給対象者は前条に定めた者とし、休学者は除く。

(補助の対象)

第3条 学生に対する補助の対象は次の各号に該当し、かつ、研究に直接関係する費用のみとする。

- (1) 書籍、資料及び消耗品等
- (2) 調査及び学会発表に要する旅費交通費

(補助金額等)

第4条 学生への研究支援補助金額は、大学院運営費に計上された当該年度予算の範囲内とする。

- 2 学生への補助金額は別途、申請要項に定める。
- 3 前条にかかる費用は、事前に受け取ることはできない。

(申請方法)

第5条 補助金の申請は年度内に2回行うことができる。

- 2 申請は指導教員の承認を経て、研究科長へ行う。
- 3 申請の期限について、1回目は9月30日、2回目は2月の第2金曜日までに行うこととする。
- 4 申請にかかる詳細事項については、別途、申請要項に定める。

(審査及び支給金額の決定)

第6条 補助金審査及び支給金額に関し、研究科委員会において決定する。

(支給方法)

第7条 前条で決定された補助金額の支給方法は別途、申請要項に定める。

(補則)

第8条 この内規の改廃は、教育研究審議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (平成28年2月2日)

1. この内規は、平成28年4月1日から適用する。
2. 平成27年度以前に入学した長期履修学生についても、本規程を適用する。

名桜大学の授業料免除及び徴収猶予取扱規程

(平成6年7月27日制定)

(趣旨)

第1条 名桜大学(以下「本学」という。)の授業料の免除及び徴収猶予については、この規程の定めるもののほか、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金規程に関する規程、名桜大学独自の授業料減免実施要項及び名桜大学留学生授業料減免実施要項に定めるところによる。

(対象)

第2条 授業料の免除及び徴収猶予は、本学の学群、学部学生、専攻科生及び大学院生(以下「学生」という。)を対象とする。

(申請)

第3条 授業料の免除又は徴収猶予を受けようとする者(本人が行方不明の場合は、保証人等を含む。以下同じ。)は、学長に申請しなければならない。

(免除等の許可)

第4条 授業料の免除は、選考機関の議を経て学長が許可する。ただし、第6条、第7条及び徴収猶予に係る第10条、第11条については、選考機関の議を経ることなく学長の許可により行うものとする。

2 選考機関は、名桜大学学生サポート委員会(以下「学生サポート委員会」)をもって充てる。

(経済的理由による場合の授業料免除)

第5条 大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)第8条第1項に規定する授業料等減免対象者以外の正規学生で、経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、対象学生の学業成績が優秀で、標準修業年限で卒業し、又は修了できる見込みがあると判断される者を対象に授業料の半額を免除することができる。

2 前項の対象者は、第2条の学生を対象とするが、正規留学生の取扱いについては第6条のとおりとする。

3 前1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに、必要な書類を学長に提出しなければならない。

4 前1項で示された対象者の授業料半額免除の実施については、別に定める。

5 前1項で示された「学業成績が優秀」については、標準修得単位数を修得し、標準修業年限を超えていないものをいう。

(留学生に係る授業料及び入学金減免)

第6条 学群・学部及び大学院に在籍する正規留学生を対象に、経済的支援並びに学習、研究の奨励を図ることを目的として、授業料及び入学金を減免することができる。

2 前1項の減免については、学習及び研究成果としての単位の修得状況及びその成績に応じて行う。

3 正規留学生を対象とする授業料及び入学金の減免の実施については、別に定める。

(行方不明により除籍した場合の授業料免除)

第7条 行方不明により除籍した場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

(災害等による授業料免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した年度内の授業料等を免除することができる。

(1) 学資負担者が死亡した場合

(2) 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(3) 前2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の期日までに次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 授業料免除申請書(様式第1号)

(2) 授業料の納付が困難な事情を認定するに足りる学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する証明書(様式第2号)ただし、留学生は不要とする。

(3) 前項第1号に該当する場合は死亡証明書、同項第2号に該当する場合は学生又は学資負担者の居住地の市区町村長の発行する罹災証明書

(4) その他本学が必要と認める書類

3 第1項に規定する授業料の免除は、年度内に1回のみ許可するものとし、免除の額は、当該年度分の授業料についてその全額又は半額とする。

(授業料の未納により除籍した場合の授業料免除)

第9条 授業料等の未納により除籍した場合は、未納の授業料等の徴収を免除することができる。

(授業料の徴収猶予)

第10条 授業料の徴収猶予の取扱については、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程の定めるところによる。

(徴収猶予中退学した場合)

第11条 授業料の徴収猶予を許可されている学生に対し、その願い出により退学を許可した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料を免除することができる。

(許可の取消)

第12条 授業料の免除又は徴収猶予の許可後、その理由が消滅し、又は申請について虚偽の事実が判明した場合においては、選考機関の議を経て学長がこれを取り消すものとする。

2 前項の規定によりその許可を取り消された者は、次の各号によりそれぞれ授業料を納付しなければならない。

(1) 理由の消滅により許可を取り消された者は、取り消しの日の属する月から月割計算による額

(2) 申請について虚偽の事実が判明したことにより許可を取り消された者は、当該期分に係る免除された全額

(申請時期)

第13条 第5条第3項及び第8条第2項に規定する所定の期日とは、募集要項に記載するものとする。

(補則)

第14条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て理事長が定める。

2 この規程に定めるもののほか、授業料等の免除及び徴収猶予の実施に関し必要な事項は、学生サポート委員会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成6年7月27日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月2日から施行し、平成15年度後学期から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月23日)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月8日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月23日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年9月4日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月2日)

この規程は、平成28年2月2日から施行する。

附 則 (平成29年4月26日)

この規程は、平成29年4月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年9月22日)

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則(平成13年4月1日制定。以下「学則」という。)

第21条の規定に基づき、再入学に関し必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学の入学資格を次に掲げる。

(1) 学則第26条の規定により退学した者であること。

(2) 再入学を希望する学期の開始日が退学許可日から起算して、経過年数が3年以内であること。

ただし、当該研究科の議を経て、研究科長が認める場合はその限りでない。

(出願書類)

第3条 再入学を志願する者は、学期の始まる60日前までに、入学検定料を添えて次の書類を提出しなければならない。

(1) 再入学願書(別紙様式1)

(2) 履歴書(別紙様式2)

(3) 面談票(別紙様式3)

(再入学の選考)

第4条 再入学者の選考は、当該研究科が出願書類及び面談によって行うものとする。

(再入学の許可)

第5条 再入学は、当該研究科の議に基づき、学長が許可する。

2 再入学は、原則として、1回に限りこれを認める。

3 再入学は、原則として、研究科の在籍者数が収容定員を越えない範囲で認めるものとする。

(再入学の時期)

第6条 再入学の時期は、学期の始めとする。

ただし、退学した学期及び退学した翌学期は再入学することはできない。

(単位の認定)

第7条 再入学を許可された者が名桜大学大学院において修得した単位は、原則としてそのまま認定する。

ただし、退学時に履修した科目の名称等が変更されている場合は、新しい科目名称に読み替えて単位を認定する。

(在学期間)

第8条 再入学を許可された者の修業年限及び年次は、退学時の修学状況を勘案し、当該研究科の議を経て、学長が決定する。

(学費等及び諸納入金)

第9条 再入学を許可された者の学費等及び諸納入金は、公立大学法人名桜大学学費等及び諸納入金に関する規程に定める当該研究科の額とする。

(再入学の適用規程)

第10条 再入学した者には、再入学する年次に相当する学生が入学した年度の学則及びその他諸規程を適用する。

(雑則)

第11条 この規程の改廃は大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

様式1 (第3条関係)

再入学願書

令和 年 月 日

名 板 大 学 長 殿

旧 所 属 _____ 研究科 _____

_____ 領域 _____

旧 学 生 番 号 _____ 年 次 _____

氏 名 _____

下記の理由により、_____ 研究科 _____ 課程 _____ 年次に再入学したく保証人連署の上お願い致します。

記

1. 退学等の年月日及び理由

.....

2. 再入学の理由

.....

.....

.....

【備考】

この願書は、学期の始まる60日前までに次の書類を添えて教務課へ提出すること。

1. 履歴書
2. 面談票
3. 検定料 (9,800円)

検定料受領印

--

様式2 (第3条関係)

履歴書 (再入学生用)

氏名	生年 月 日	年 月 日生 (満 歳)	性別
		年 月 日現在	男・女
学 歴 (中学校卒業から記入すること)			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
職 歴			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
年 月			
【自由記述】			

様式3 (第3条関係)

面談票 (再入学生用)

旧学生番号 : _____

氏名 : _____

T E L : _____

【 所 見 】

.....

上記のとおり面談したことを報告します。

令和 年 月 日

指導教員 (予定)
(自筆) _____

(目的)

第1条 この内規は、文部科学省が策定した「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が求める取組みの内、名桜大学（以下「本学」という。）の研究者が本学における研究活動に伴い作成・取得した研究資料等の保存等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において「研究者」とは、本学の専任教職員および大学院生、ならびに研究倫理審査の承認を得た研究、外部資金の助成を受けた研究、または論文投稿や学会発表を行った研究に従事する学部学生（以下「学部学生」という。）をいう。

2 この内規において「研究資料等」とは、研究のために収集又は生成した資料、情報及び試料のうち、前項に該当する公開をした研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要となるものをいう。

(責任)

第3条 研究資料等の保存・開示は、それらを生み出した研究者本人が主たる責任を負う。なお、転出又は退職後もその説明責任を負うものとする。

2 大学院生及び学部学生の研究資料等については、本内規に定める保存期間が終了するまで、その責任を負う。なお、当該学生の指導教員は、データ保存状況について把握するものとする。

3 複数の研究者が共同で研究を実施する場合においては、各研究者が研究資料等を保存し、研究代表者となる者が全てのデータ保存状況について把握するものとする。

4 研究者は転出又は退職に際して、研究活動に関わる研究資料等のうち保存すべきものについて保管ないしは所在を確認し、追跡可能としておくなどの措置を講じなければならない。

(保存期間)

第4条 研究資料等（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。ただし、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

2 試料（実験試料、標本）や装置など「もの」については、当該論文等の発表後5年間保存することを原則とする。ただし、保存・保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。また、各研究分野の特性に応じ、これと別に定めることができる。

3 書物及び論文については、当該論文等に使用した文献リストを作成して保存することができる。

4 保存する研究資料等の中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

5 共同研究等（外部）により得られた研究資料等を受領する場合において、その保存期間に関する契約若しくは定めが別途あるときは、契約等で定められた期間に従う。
（保存方法）

第5条 研究資料等は、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存しなければならない。

（研究資料等管理簿の作成及び確認）

第6条 研究者は、論文等の発表等により研究を終了した場合は、速やかに研究資料等管理簿（様式第1号）を作成しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 地域連携研究推進課は、研究資料等管理簿を作成した研究者のうちから、研究データの保存が適切になされているか、毎年一定数を抽出のうえ、保存方法及び保存期間についての確認を行うものとする。

（転出又は退職時等の取扱い）

第7条 研究者が転出又は退職等する場合は、研究データ保存に係る転出時対応届（様式第2号）及び誓約書（様式第3号。転出者のみ。）を地域連携研究推進課に提出しなければならない。ただし、大学院生及び学部学生については、第3条第2項を適用するものとする。

2 研究者が転出又は退職した場合においても、原則として第4条に規定する期間は研究資料等を保存しなければならない。

3 前項においては、所属長又は事務局は研究者との連絡体制を維持すること等により、追跡可能な状況を確保するための措置を講じるものとする。

（開示）

第8条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応じ研究資料等を開示しなければならない。

（改廃）

第9条 この内規の改廃は、研究不正防止推進委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年5月7日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和5年5月24日）

この内規は、令和5年5月24日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和8年1月28日から施行し、令和7年4月1日から適用する。なお、第6条第1項に定めた研究資料等管理簿の作成は、令和7年4月1日以降に論文等の発表等により終了した研究を記載するものとする。

1 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

2 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

3 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

4 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

5 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

6 その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

名桜大学研究データポリシー解説・補足

本解説は、「名桜大学 研究データポリシー」（以下「本ポリシー」という。）の1～6の各項目について、用語の意味や背景等について解説するものである。

1. 目的

名桜大学（以下「本学」という。）は、「大学の教育研究を広く社会に開放」することを、公立大学法人名桜大学定款第1条の冒頭に掲げている。本学は研究活動で生み出される研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を通じて社会の発展に貢献するための基本方針として、名桜大学研究データポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

研究活動においてデータの重要性はますます高まっている。学術研究をさらに発展させ、その成果を社会に役立てるためには、学術的価値の高い研究データの活用を促進することが不可欠である。また、本学の研究者が将来にわたって質の高い研究を続けられるようにするためには、研究データの取扱いに関するポリシーを策定し、それに基づいて適切にデータを公開し、活用していくことが求められる。このため、本学では研究データの管理及び公開に関する基本方針を示し、研究データの有効利用を促進するために、本ポリシーを定めた。

2. 研究データの定義

本ポリシーにおける研究データとは、本学研究者（以下「研究者」という。）によって、研究活動の過程で収集又は生成された情報をいう。

研究データの定義について以下に解説する。

- (1) 研究データとは、本学における研究活動を通じて取り扱うデータをいう。
- (2) デジタルか否かは問わない。
- (3) 研究データには、収集又は生成したデータだけでなく、それらを解析又は加工して作成したデータも含まれる。
- (4) 研究データには、次に掲げる研究活動で取り扱うデータが含まれる。「調査データ」、「実験ノート」、「実験データ」、「観測データ」、「試験データ」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「メタデータ」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等
- (5) 研究データには、学外の研究者が、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータが含まれる。
- (6) 本学に採用されるまでに在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

また、本ポリシーに定める「研究者」とは、本学の教職員、学生等、本学において研究活動に関わるすべての者（雇用形態等を問わない）と定義する。

3. 大学の責務

本学は、研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境を研究者に提供するものとする。

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、保管、保存、廃棄や、研究データ管理計画の策定といった研究データに関わる一連の活動全般を指す。研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指し、利用者を限定しない「一般公開」と、アクセス権を付与された利用者限定する「制限公開」とを含む。公開しない場合は「非公開」となる。

4. 研究データの管理等の方法

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、それを収集又は生成した研究者が、法令、規則及び倫理の範囲内並びに他の者の権利を害さない範囲内において、決定することができるものとする。

研究者は、研究データの管理が研究活動に不可欠であることを認識し、適切にデータを管理・保存する責務を有する。そのため、研究者は各自の研究分野の特性を考慮し、法的及び倫理的な要件を遵守して研究データを管理する必要がある。

5. 研究者の責務

研究者は、研究データを適切に管理・保存すること、すなわち研究データ管理は、優れた研究を行う上で必要不可欠であると認識し、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理し、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。

研究データは、「一般公開」、「制限公開」、「非公開」を適切に区別し、管理する必要があるが、特段の定め等がある場合を除き、原則として研究者の判断を尊重し、これらを本学が一方的に定めることはない。研究者は、研究成果の透明性や公正性の確保のため、また社会、行政等広範な領域での利活用をする観点から、可能な範囲でデータを共有・公開に努める。また、公開したデータは研究者の判断において非公開にすることができる。ただし、DOI が付与された論文は研究者の判断では非公開にすることはできない。

また、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金による研究に関する契約において、管理や公開に関する条件や制限が課されている場合は、それらに反しないよう十分に留意する必要がある。

研究者は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。

6. その他

本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確に捉え、個々の研究分野における法的・倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は常に見直しが必要とされる。

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学附属図書館管理規則第6条の規定に基づき、名桜大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関する必要な事項を定める。

(利用者)

第2条 図書館を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、名桜大学（以下「本学」という。）の学生及び職員並びに図書館長（以下「館長」という。）が特に認めた者とする。

(利用者証)

第3条 利用者には図書館利用者証（以下「利用者証」という。）を交付する。

2 利用者は、図書館を利用する際には、利用者証を常に携帯しなければならない。

(開館時間)

第4条 図書館の開館時間は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 図書館の休館日は次の各号に掲げるとおりとする。ただし、館長は、必要があると認めるときは、臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日
- (3) 創立記念日
- (4) 12月29日から翌年1月3日まで
- (5) 館長が特に必要があると認めた日

(利用者の遵守事項)

第6条 利用者は、図書館内では次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館資料は、所定の場所で閲覧すること
- (2) 所定の場所以外で喫煙及び飲食はしないこと
- (3) 閲覧室では静粛にすること
- (4) その他他人の迷惑になる行為をしないこと
- (5) 係員の指示に従うこと

(貸出)

第7条 図書の貸出冊数及び貸出期間は、別表2のとおりとする。

2 館長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、図書及び雑誌の貸出冊数及び貸出期間を変更することができる。

(貸出禁止)

第8条 次の各号に掲げる図書館資料の貸出は行わない。ただし、館長が特に許可した場合はこの限りでない。

- (1) 貴重書
- (2) 参考図書

- (3) 視聴覚資料等
- (4) その他館長が特に指定した資料
(返却)

第9条 貸出を受けた者は、借用中の図書館資料を貸出期間内に返却しなければならない。

- 2 館長は、必要と認めるときは、貸出期間内であっても返却を求めることができる。
- 3 館長は、貸出期間を超過して返却した者に対し、返却した日から、超過した日数に相当する期間の貸出を停止することができる。
(即時返却)

第10条 貸出を受けた者は、退職、休職、卒業、休学、停学、退学等をしたときは、直ちに借用中の図書館資料を返却しなければならない。

(図書館資料の複写)

第11条 図書館資料の複写利用については、別に定める。

(参考調査)

第12条 利用者は、次の各号に掲げる参考調査を依頼することができる。

- (1) 学術文献の書誌的調査
- (2) 学術雑誌の所在調査
- (3) 研究機関・研究者等の調査

(相互利用)

第13条 利用者は、他の図書館等が所蔵する図書館資料を利用する必要があるときは、あっせんを依頼することができる。

- 2 前項の相互利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、相互利用により他の図書館等（以下、「貸出館」という。）から借受けた資料の利用方法については、貸出館の指示に従うものとする。

第14条 館長は、他の図書館等から図書館資料の利用について依頼があったときは、支障のない限り利用させることができる。

(弁償)

第15条 利用者は図書館資料、施設等を損傷し、又は紛失したときは、弁償しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、利用者は、相互利用によって借受けた資料を損傷し、又は紛失したときは、貸出館の指示に従うものとする。

(利用の制限)

第16条 館長は、この規程に違反した者に対しては、図書館の利用を制限し、又は禁止することができる。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか、図書館の利用に関し、必要な事項は、館長が別に定める。

(改廃)

第18条 本規程の改廃は名桜大学附属図書館運営委員会の議を経て館長が行う。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 (第4条関係)

区 分	開 館 時 間
平 日	8時45分から22時まで
土 曜	12時から18時まで
春季、夏季、冬季 の休業日	8時45分から17時まで

別表2 (第7条関係)

資料 区分	学 生・ 事務職員		大学院生・ 教育職員		学 外 者	
	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図 書	5冊以内	2週間 以内	10冊 以内	4週間 以内	2冊以内	2週間 以内

(趣旨)

第1条 この規程は、名桜大学大学院学則第11条第2項に基づく研究科委員会の組織として、名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻博士後期課程委員会（以下「博士後期課程委員会」という。）を置く。

2 この規程は、博士後期課程委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 博士後期課程委員会は、看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）の専任の教授をもって組織する。

2 博士後期課程委員会が必要と認めるときは、専任の上級准教授、准教授及び助教を博士後期課程委員会の委員とすることができる。

(審議事項)

第3条 博士後期課程委員会は、次の事項を審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了に関すること。
- (2) 学位の授与に関すること。
- (3) 教育課程の編成に関すること。
- (4) 大学院担当教員の教育研究業績審査に関すること。
- (5) その他学長が必要とする教育研究に関する重要事項に関すること。

2 博士後期課程委員会は、前項に規定するもののほか、次の事項を審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるることができる。

- (1) 履修方法に関すること。
- (2) 学生の身分及び賞罰に関すること。
- (3) 試験、成績判定及び論文審査に関すること。
- (4) 研究科の点検及び評価に関すること。
- (5) 研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究に関すること。
- (6) その他研究科に関すること。

(博士後期課程委員会の招集及び議長)

第4条 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会を招集し、その議長となる。

2 博士後期課程委員会は、原則として毎月1回定例会議を開くものとする。ただし、必要がある場合には臨時に会議を開くことができる。

3 研究科長（博士後期課程）は、博士後期課程委員会委員の3分の1以上の者から特定の事項を議題とする博士後期課程委員会開催の求めがある場合には、速やかに会議を開催しなければならない。

4 研究科長（博士後期課程）が不在の場合は、あらかじめ研究科長（博士後期課程）が指名した者が職務を代行する。

(議事)

第5条 博士後期課程委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。

2 博士後期課程委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 第1項及び第2項の定めにかかわらず、人事及び学位授与に関する議事を審議する場合は、博士後期課程委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

(意見の聴取)

第6条 博士後期課程委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

(博士後期課程委員会の議事録)

第7条 博士後期課程委員会に、議事録をそなえ、会議の日時、場所、出席者及び議事の概要を整理記載する。

2 議事録は、会議毎に議長及び議長の指名する委員2人の署名を受けるものとする。

(庶務)

第8条 博士後期課程委員会の庶務は、教務課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、博士後期課程の運営に関し、必要な事項は博士後期課程委員会が別に定める。

2 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年2月26日）

この規程は、令和8年2月26日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、名桜大学大学院に在学する学生のうち、学業、人物ともに優秀な学生（以下「奨学生」という。）に対し、奨学金を給付することによって勉学を奨励することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 奨学金の種類は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 国際文化研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |
| (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金 | 24万円/人 |
| (5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金 | 24万円/人 |

(奨学金の対象)

第3条 奨学生は本学大学院に在籍している正規学生のうち、学業、人物ともに優秀で高度な研究能力を有し、かつ経済的理由により修学が困難であると認められる者とする。

(募集の時期)

第4条 奨学生の募集は、後学期の始めにこれを行う。

(出願書類)

第5条 奨学生を志願する者は、次の関係書類を指定された期日までに提出しなければならない。

- (1) 奨学生願書
- (2) 研究計画書
- (3) 誓約書
- (4) 所得証明書

※申込者本人及び同一生計の家族の収入（定職収入、アルバイト収入、奨学金収入、その他収入等）を証明するもの。

- (5) その他本学が必要と認める書類

(奨学生の選考)

第6条 奨学生の選考は、入学後の学業成績（GPA含む）及び提出書類に基づき、次のとおり行う。

- (1) 国際文化研究科修士課程奨学金については、国際文化研究科国際文化システム専攻修士課程領域主任会議が行う。
- (2) 国際文化研究科博士後期課程奨学金については、国際文化研究科国際地域文化専攻博士後期課程委員会が行う。
- (3) 看護学研究科博士前期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士前期課程委員会が行う。
- (4) 看護学研究科博士後期課程奨学金については、看護学研究科看護学専攻博士後期課

程委員会が行う。

(5) スポーツ健康科学研究科修士課程奨学金については、スポーツ健康科学研究科スポーツ健康科学専攻修士課程委員会が行う。

2 各審議機関が必要であると認めるときは、面接を実施することができる。

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、各研究科委員会の議を経て学長が決定する。

2 学長は、前項の規定により決定した奨学生について学内に公示し、かつ、本人に通知しなければならない。

3 奨学生の採用は、在学中1回限りとする。

(奨学金の財源)

第8条 奨学金は、毎年度本学が決定する奨学費予算をもってその財源とする。

(奨学生の数)

第9条 奨学生の人数は、財源の範囲内でこれを決定する。

(奨学金支給の取消し)

第10条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各審議機関の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

(1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。

(2) 除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。

(3) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

(奨学金の返還)

第11条 奨学生が前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

(庶務)

第12条 本奨学金に関する庶務は、学生課において行う。

(補則)

第13条 この規程の改廃は、教育研究審議会の議を経て、理事長が行う。

2 この規程に定めるもののほか、奨学金に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 (令和5年8月23日)

1 この規程は、令和5年8月23日から施行し、令和5年3月31日以前に在籍する学生で従前の規程で本奨学生として採用された者は、第7条第3項を適用する。

2 この規程の施行により、従前の名桜大学大学院国際文化研究科奨学金規程(平成15年2月27日制定)ならびに名桜大学大学院看護学研究科奨学金規程(平成23年4月1日制定)は廃止する。

附 則 (令和6年2月28日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人名桜大学（以下「法人」という。）の学術研究の健全な発展に配慮しつつ、安全保障輸出管理（以下「輸出管理」という。）を適切に実施するために必要な事項を定め、もって国際的な平和及び安全の維持に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 法人の役員、教職員、その他法人に雇用されるすべての者をいう。
- (2) 学生等 学部学生、大学院学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生及びその他名桜大学（以下「本学」という。）に在学又は在籍して修学する者又は研究に従事する者（研究員含む）をいう。
- (3) 外為法等 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「法」という。）及びこれに基づく輸出管理に関する政令、省令、通達等をいう。
- (4) 技術の提供 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者への技術の提供又は非居住者若しくは特定類型該当者へ再提供することが明らかな居住者への技術の提供をいう。
- (5) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること（自ら手荷物として海外に持ち出す場合を含む。）又は外国へ送付されることが明らかな貨物を国内で送付すること。
- (6) 取引 技術の提供又は貨物の輸出をいう。
- (7) リスト規制技術 外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表第1項から第15項までに定める技術をいう。
- (8) リスト規制貨物 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）別表第1第1項から第15項までに定める貨物をいう。
- (9) キャッチオール規制 外為令別表第16項に定める技術及び輸出令別表第1第16項に定める貨物が、大量破壊兵器若しくは通常兵器の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣に許可申請を行うことをいう。
- (10) 該非判定 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するか否かを判定することをいう。
- (11) 取引審査 提供しようとする技術又は輸出しようとする貨物の該非判定の内容のほか、用途及び需要者等（技術を提供しようとする相手方若しくは利用する者又は貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。「相手先」ともいう。）を確認し、法人として当該取引を行うかを判断することをいう。
- (12) 大量破壊兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤、若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。

- (13) 通常兵器 大量破壊兵器等以外の輸出令別表第1第1項に該当する貨物をいう。
- (14) 大量破壊兵器等の開発等 大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (15) 通常兵器の開発等 通常兵器の開発、製造又は使用をいう。
- (16) 居住者 外国為替法令の解釈及び運用について（蔵国第4672号昭和55年11月29日）6-1-5,6（居住性の判定基準）に従い、居住者として取り扱うこととされる自然人及び法人をいう。
- (17) 非居住者 居住者以外の自然人及び法人という。
- (18) 特定類型該当者 法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について（4貿局第492号）1（3）サ①から③までに掲げる者（自然人である居住者に限る。）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、教職員等及び学生等が法人における教育、研究その他の活動として行う全ての技術の提供及び貨物の輸出に適用する。

（基本方針）

第4条 法人の輸出管理の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれのある技術の提供及び貨物の輸出は行わない。
- (2) 法等を遵守し、経済産業大臣の許可を受けなければならない場合は、責任を持って、当該許可を取得する。
- (3) 輸出管理を確実に実施するため、輸出管理の責任者を定め、輸出管理体制を適切に整備し、充実を図る。

（最高責任者）

第5条 法人の輸出管理における最高責任者は、理事長とする。

- 2 最高責任者はこの規程の制定・改廃、法等又はこの規程に違反する事実が発生した場合の再発防止策を構築することのほか、輸出管理における重要事項に関する最終的な決定を行う。

（輸出管理統括責任者）

第6条 最高責任者は、輸出管理業務を統括する輸出管理統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、学長をもって充てる。

- 2 統括責任者は、前条第2項の重要事項を除く事項に関する最終的な決定を行う。

（安全保障輸出管理責任者）

第7条 輸出管理に係る業務を管理するため、安全保障輸出管理責任者（以下「輸出管理責任者」という。）を置き、副学長（研究国際担当）をもって充てる。

（安全保障輸出管理委員会）

第8条 本学の安全保障輸出管理に関する事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は、輸出管理責任者をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会は輸出管理責任者を委員長とし、次の各号に定めるもので組織する。
 - (1) 輸出管理責任者
 - (2) 環太平洋地域文化研究所長
 - (3) その他学長が必要と認める者 若干名
- 7 前項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員会の所掌事項は次に掲げるものとする。
 - (1) 本規程等の改廃案の作成に関する事項
 - (2) 該非判定、例外適用及び取引審査の審議に関する事項
 - (3) 教職員等に対する研修・啓発活動に関する事項
 - (4) 監査に関する事項
 - (5) その他輸出管理に関する重要事項
(事前確認)

第9条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする場合は、事前確認シート（別記様式1-1、別記様式1-2）に基づき、相手先に関する懸念情報、非居住者又は特定類型該当者への該当性及び例外規定（公知の技術、基礎科学分野の研究活動における技術）の適用判定等について確認を行い、取引審査の手續の要否について、統括責任者の承認を得なければならない。ただし、取引審査を行う必要があることが明らかな場合は、事前確認シートによる事前確認を省略することができる。

- 2 前項の事前確認により、取引審査の手續が必要と判断された場合又は取引審査を行うことが明らかな場合には、教職員等は第10条（該非判定）、第11条（用途確認）及び第12条（需要者等確認）の起票・確認を行い、第13条の取引審査の手續を行わなければならない。
- 3 第1項の事前確認により取引審査の手續が不要とされた場合には、教職員等は当該取引を行うことができる。
(該非判定)

第10条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物がリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかについて該非判定を行い、「該非判定票」（別記様式2）を起票するものとする。

- 2 該非判定は、以下のとおり行う。
 - (1) 法人で研究・開発した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、必要な技術資料を整備し、最新の法等に基づいてリスト規制技術又はリスト規制貨物に該当するかを該非判定する。
 - (2) 法人外から入手した技術の提供又は貨物の輸出を行おうとする教職員等は、入手先からの該非判定書等を入手し、前号同様、適切に該非判定を行う。ただし、入手先からの該非判定書を手入れしなくても法人として前号の手續により該非判定できる場合には、入手先から該非判定書等の入手を省略することができる。
(用途確認)

第11条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の用途について、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがないかを、別途定める「用途」チェックシート（別記様式3）」を用いて確認するものとする。

（需要者等確認）

第12条 教職員等は、取引審査の手續が必要とされた場合は、当該技術又は貨物の需要者について以下の項目に該当するかを別途定める「需要者チェックシート（別記様式4-5）」等および「明らかガイドラインシート（別紙様式5）」を用いて確認するものとする。なお、需要者以外から間接的に得ている情報については、当該情報の信頼性を高める手續を定め、当該手續に沿って確認を行う。

- (1) 提供ルート内関係者の存在・身元に不審な点がある。
- (2) 経済産業省作成の「外国ユーザーリスト」に掲載されている。
- (3) 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発等を行う又は行ったことが入手した資料等に記載されている又はその情報がある。
- (4) 軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関、又はこれらの機関から委託を受けた者である。

（取引審査）

第13条 教職員等は、技術の提供又は貨物の輸出を行おうとするとき、取引審査の手續が必要とされた場合は、リスト規制及びキャッチオール規制の観点から別途定める審査票（別記様式6-1又は別記様式6-2）を起票して安全保障管理責任者による審査を受審し、承認を得なければならない。

- 2 審査票には、仕向地、技術・貨物の名称、需要者、用途等を記載し、審査に必要な書類を添付するものとする。

（許可申請）

第14条 前条第1項における承認により法等に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない場合、統括責任者は、経済産業大臣に対して許可申請を行うものとする。

- 2 許可申請の際に提出する書類は、事実に基づき正確に記載しなければならない。
- 3 技術の提供又は貨物の輸出を行おうとしている教職員等は、法等に基づく許可が必要な技術の提供又は貨物の輸出については、経済産業大臣の許可を得ている確認を行わない限り当該技術の提供又は貨物の輸出を行ってはならない。

（技術の提供管理）

第15条 教職員等は、技術を提供する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手續が行われたこと並びに法等に基づく許可を受けなければならない取引の場合には、経済産業大臣の許可が取得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手續が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手續の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該技術の提供を行ってはならない。

（貨物の出荷管理）

第16条 教職員等は、貨物を輸出する場合、第9条第1項の事前確認及び第13条の取引審査の手續が行われたこと並びに貨物が出荷書類の記載内容と同一のものであることを確認し、また、法等の許可が必要な貨物の輸出の場合には、経済産業大臣の許可が取

得されていることを確認しなければならない。ただし、第9条第1項の事前確認により取引審査の手続が不要と承認された場合には、第13条の取引審査の手続の確認は要さない。

- 2 教職員等は、前項の確認ができない場合は、当該貨物の輸出を行ってはならない。
- 3 教職員等は、通関時に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出手続を取り止めて輸出管理責任者へ報告する。輸出管理責任者は、統括責任者と協議して適切な措置を講じる。
(特定類型該当者の確認等)

第17条 教職員等及び学生等は、次号に掲げる誓約書を統括責任者に提出しなければならない。

- (1) 特定類型該当性に関する誓約書（別記様式7号）
- (2) 採用又は入学時の誓約書（別記様式8号）
- (3) 退職又は卒業時（修了含む）の誓約書（別記様式9号）

- 2 前項の誓約書の提出後に誓約内容に変更が生じたときは、速やかに統括責任者に誓約書を再提出しなければならない。

(文書管理又は記録媒体の保存)

第18条 教職員等は統括責任者の指示の下、輸出管理に係る文書、図面又は電磁的記録を技術が提供された日又は貨物が輸出された日から起算して、少なくとも10年間は保管しなければならない。

(監査)

第19条 統括責任者は、法人の輸出管理が本規程に基づき適正に実施されていることを確認するため、提供・輸出を行った関係者を対象に必要に応じて監査を行うものとする。

(指導)

第20条 統括責任者は、教職員等に対し、最新の法等の周知その他関係法令の規定を遵守するために必要な指導を行うものとする。

(教育)

第21条 統括責任者は、法等及び本規程の遵守の重要性を理解させ、確実な実施を図るため、教職員等に対し、計画的に教育を行うものとする。

(報告)

第22条 教職員等は、法等又は本規程に違反する又は違反のおそれがある事実を知った場合は、その旨を輸出管理責任者に速やかに通報しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合、直ちに当該報告の内容を調査し、その結果を統括責任者に報告しなければならない。
- 3 統括責任者は、前項の報告により、法等に違反している事実が明らかになったとき又は違反したおそれのあることが判明したときには、最高責任者に報告するとともに、統括責任者を通じて輸出管理責任者に対応措置を指示するとともに、遅滞なく関係行政機関に報告する。また、最高責任者は、その再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(事務の所管)

第23条 この規程に関する事務は、関係部課と情報共有・連携のもと、総務企画部総務課が行う。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事長が行う。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則 (令和7年8月27日)

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附則 (令和8年3月16日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

番号	
----	--

技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			TEL	
				E-Mail	

F) 技術の提供を他者にしない、または、不特定多数が参加できる国際会議・学会等への参加の場合、I) 相手先は輸出例別表第3の地域であるで「はい」の場合は、所属事務部へこの用紙と必要資料を提出してください。

【必要資料】・学会発表、学会参加：学会のHPのハードコピー。アブストラクト等 ・論文投稿：アブストラクト、論文誌の情報等。・公知の技術：公知を証明する書類（書籍の奥付、論文のアブストラクト等）。海外出張（調査研究等）：調査場所、調査スケジュール等

* 貨物の輸出の場合、相手先名・国名には貨物の最終の需要者（利用者）についてご記入ください。

相手先氏名		国名	
	※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) 該当性の根拠 ()		
提供予定の技術の内容 (概要)		相手先の所属	
		取引期間	～
輸出貨物の名称 (機器・試料等の名称)		用途 (貨物の輸出の場合)	

※ 特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

該当する事項にチェックを入れ (■・✓)、裏面(フローチャート)のチェックを行ってください。

<input type="checkbox"/> 技術の提供 <input type="checkbox"/> 貨物の輸出 (<input type="checkbox"/> 自作品 (改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品)
--

● 以下は、裏面 (フローチャート) のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『J』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、 外国人ユーザーリスト (※) に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
仕向地が、 イラン又は国連武器禁輸国・地域 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン) である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等 に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 大量破壊兵器等 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機) もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等 (開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。) に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等 に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、 外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑い がある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、 安全保障輸出管理上の懸念情報 を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国人ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国人ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>) を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

● 以下は、申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄 (該当のものにチェックを入れる)		確認欄			
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。		安全保障輸出管理責任者	総務課 担当		担当部局
			年 月 日		年 月 日
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する					
コメント欄		総務課長	担当者	担当課長	担当者

「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(技術の提供・貨物の輸出用)(別記様式6-2)」、②「用途確認チェックシート(別記様式3)」、③「明らかガイドラインシート(別記様式4)」、④「需要者チェックシート(別記様式5)」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

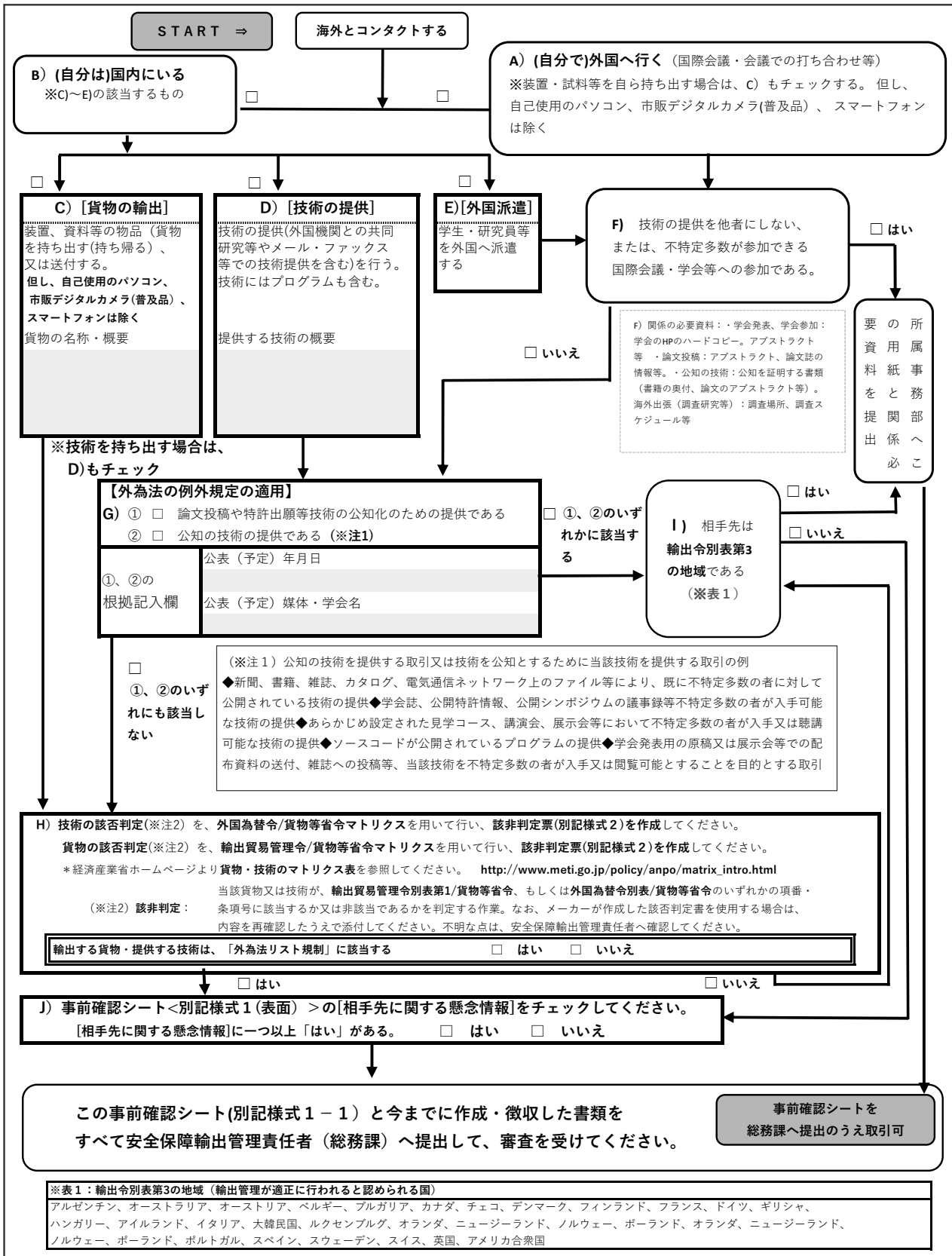
(別記様式1-1) 技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート(表面)

番号	
----	--

安全保障輸出管理（技術の提供・貨物の輸出）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



(別記様式1-1) 技術の提供・貨物の輸出の事前確認シート (裏面)

番号	
----	--

外国人（研究者・留学生・見学者等）受け入れの事前確認シート

記入年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		印	所属・職名	
	氏名			TEL	
				E-Mail	

受入予定者の氏名		出身国 (国籍)	
※ <input type="checkbox"/> 非居住者 <input type="checkbox"/> 特定類型該当者 (<input type="checkbox"/> 類型① <input type="checkbox"/> 類型② <input type="checkbox"/> 類型③) 該当性の根拠 ()			
提供予定の技術の内容 (概要)		受入予定者の所属先	
		取引期間	～
受入予定者の本学での身分等	<input type="checkbox"/> 留学生 (<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 国際交流学生 <input type="checkbox"/> 研究生 <input type="checkbox"/> 学部学生 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 研究者・教員 (<input type="checkbox"/> 本学で雇用 (受入部署・職名等:) <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 訪問者 <input type="checkbox"/> 海外からの研究員・研修生 (※2名以上の場合は、別途参加リストを作成し添付してください)		

※特定類型該当者の確認については、相手先が自然人である場合のみ。「該当性の根拠」には、関係する外国政府又は外国法人等(その属する国・地域名含む)も記入してください。

■ 以下を記載する前に、裏面（フローチャート）のチェックを行ってください。

● 以下は、裏面（フローチャート）のチェックにおいて、作成要となった場合のみ記載してください。

[相手先に関する懸念情報] ※裏面の『E』の箇所において、以下の懸念情報のチェックを行います。

相手先が、外国人ユーザーリスト (※) に掲載されている。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
受入予定者の出身国が、イラン又は国連武器禁輸国・地域 (アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン) である。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
相手先が、HP等の公開情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品・製品の開発等に関与している、又は過去に関与していた疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、大量破壊兵器等 (核兵器・化学兵器・生物兵器・ロケット・無人航空機) もしくは通常兵器、又はこれらに使用される技術的に高度な材料・部品製品の開発等 (開発、製造、使用又は貯蔵をいう。以下に同じ。) に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、核融合に関する研究、核燃料物質や原子炉等の開発等に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
提供する技術又は輸出する貨物が、HP等の公表情報及び入手した情報から、外国の軍もしくは警察又はこれらの者から委託を受けた者により、化学物質・微生物・毒素の開発等又は宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
その他、相手先や用途について、安全保障輸出管理上の懸念情報を有している。(「はい」の場合下欄記載)	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

※外国ユーザーリストは、経済産業省HPの「外国ユーザーリスト」 (<https://www.meti.go.jp/press/2022/11/20221104002/20221104002.html>) を参照してください。

上記のその他の懸念情報を「はい」とした場合、本欄にその理由を記入してください。

● 以下は、申請者は記入不要

安全保障輸出管理責任者確認欄 (該当のものにチェックを入れる)	確認欄			
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定します。	安全保障輸出管理責任者	総務課 担当	担当部局	
	<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 審査票の作成を要する	年 月 日	年 月 日	
コメント欄	総務課長	担当者	担当課長	担当者

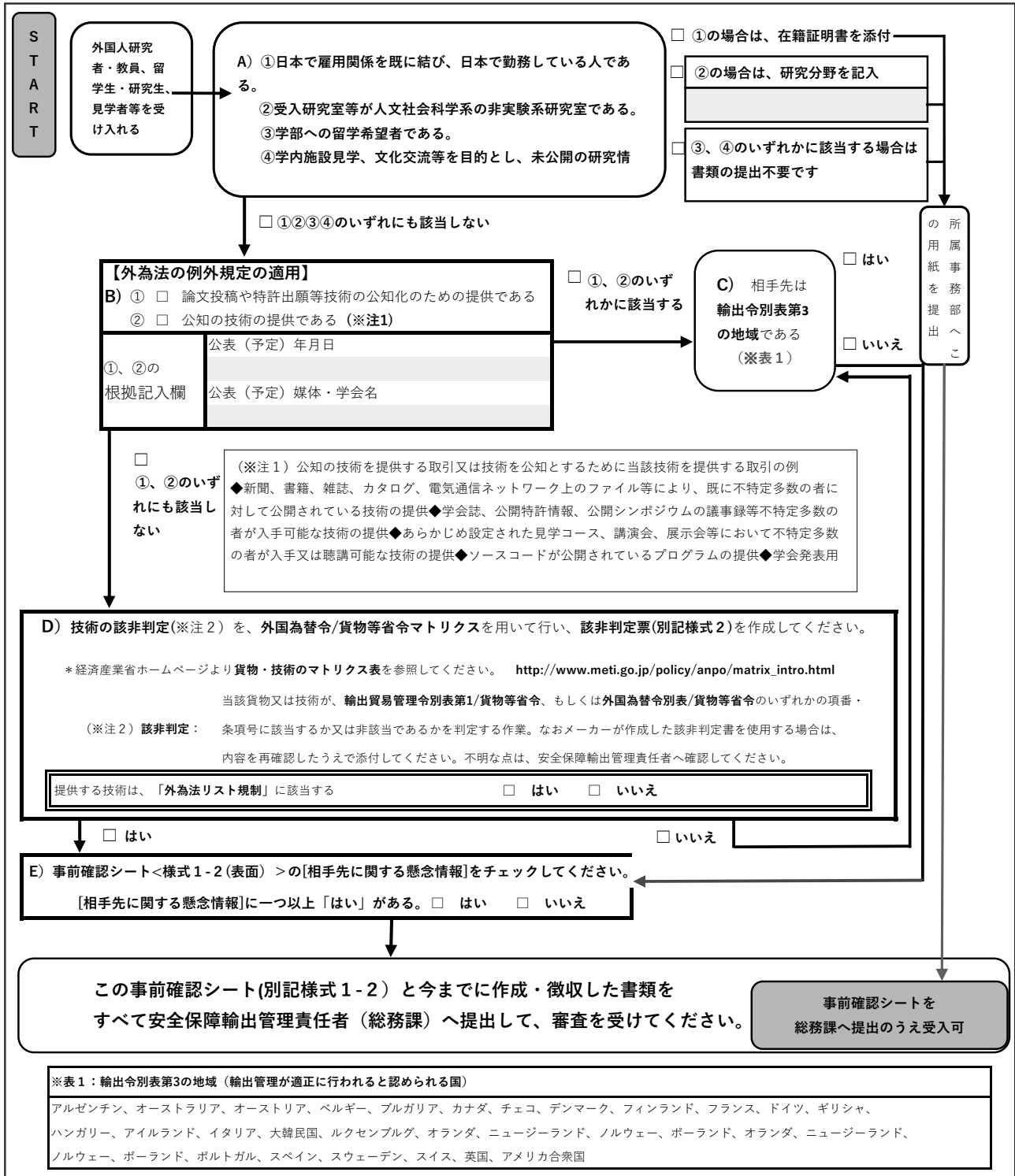
「審査票の作成を要する」とされた場合は、①「審査票(外国人受入用)(別記様式6-2)」、②「用途確認チェックシート(別記様式3)」、③「明らかガイドラインシート(別記様式4)」、④「需要者チェックシート(別記様式5)」を作成し、この書類と、これまで作成・徴収した書類を全て添付して、総務課に提出してください。

番号	
----	--

安全保障輸出管理（外国人研究者・留学生・見学者等の受入）に関するフローチャート

記入年月日 年 月 日

以下のフロー図に従って□にチェック（■・✓）を入れてください。網掛け部分を記入してください。



（別記様式1-2）外国人研究者・留学生・見学者等の受入の事前確認シート（裏面）

名桜大学大学院看護学研究科（博士後期課程）様式対応一覧表

提出物		規程	様式	掲載 ページ
指導教員届	研究指導教員届	看護学研究科看護学専攻 (博士後期課程) 規程	様式第 1 号	p.71
	研究指導教員変更届		様式第 2 号	p.71
研究計画書	博士論文研究計画審査申請書	看護学研究科看護学専攻 博士後期課程論文審査に関する内規	様式第 D1 号	p.80
	博士論文研究計画書		様式第 D2 号	p.80
倫理審査	研究倫理審査申請書	看護学研究科看護学専攻 博士後期課程倫理委員会規程	様式第 1 号	p.73
	名桜大学看護学研究科看護学専攻博士後期課程研究倫理審査結果に対する回答書		様式第 3 号	p.74
予備審査	博士論文予備審査申請書	看護学研究科看護学専攻博士後期課程 論文審査に関する内規	様式第 D3 号	p.81
	博士論文要旨		様式第 D4 号	p.80-81
	博士論文		様式第 D5 号	p.81-82
本審査	博士論文審査申請書	看護学研究科看護学専攻博士後期課程 論文審査に関する内規	様式第 D6 号	p.82
	博士論文要旨		様式第 D4 号	p.80-81
	博士論文		様式第 D5 号	p.81-82
長期履修	長期履修申請書	名桜大学大学院長期履修規程	様式第 1 号 (第 4 条関係)	p.90
	長期履修期間変更申請書		様式第 2 号 (第 7 条関係)	p.90
各学期末	研究実績報告書	-	-	p.17
公欠席	公欠席願	欠席及び成績評価の対象等に関する申し 合わせ	様式第 3 号 (第 2 条関係)	p.93

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

VII. 履修等

名桜大学大学院看護学研究科看護学専攻(博士後期課程) 教員名簿

分野	専攻	職名	氏名	主な担当科目	研究室
基盤看護学	看護キャリア開発学	教授	ぐれっぐみすず グレッグ美鈴	看護学研究特論 看護教育学特論 看護キャリア開発学特論 看護学特別研究	総研1
応用看護学	がん看護学	教授	たまいなおみ 玉井なおみ	看護学研究特論 生体環境看護科学特論 がん看護学特論 看護学特別研究	研414
		教授 (研究科長)	きむらやすたか 木村安貴	看護学研究特論 生体環境看護科学特論 がん看護学特論 看護学特別研究	新研426
	成育健康看護学	教授	あべまさこ 阿部正子	成育健康看護学特論 看護学特別研究	新研423
		教授	りゅうごうちゆき 流郷千幸	成育健康看護学特論 看護学特別研究	新研430
生活支援看護学	地域包括看護学	教授	ながたみわこ 永田美和子	沖縄のケアリング文化と看護 地域包括看護学特論 看護学特別研究	新研421
		教授	たばまゆみ 田場真由美	沖縄のケアリング文化と看護 沖縄の保健看護政策特論 地域包括看護学特論 看護学特別研究	看研15
		教授	おおしりょうこ 大城凌子	沖縄のケアリング文化と看護 地域包括看護学特論	看研13
	精神保健看護学	教授	すずきけいこ 鈴木啓子	沖縄のケアリング文化と看護 精神保健看護学特論 看護学特別研究	総研3
		教授	ひらかみくみこ 平上久美子	精神保健看護学特論	看研17
		科目担当教員	教授	はなしろかずひこ 花城和彦	生体環境看護科学特論
科目担当教員	教授	すながわまさのり 砂川昌範	生体環境看護科学特論	研427	
科目担当教員	教授	やましろともふみ 山城智史	沖縄のケアリング文化と看護	研407	
科目担当教員	非常勤講師	あかみねまもる 赤嶺守	沖縄の保健看護政策特論	非常勤講師控室	
科目担当教員	非常勤講師	うざみよこ 宇座美代子	沖縄の保健看護政策特論	非常勤講師控室	
科目担当教員	非常勤講師	はてるまえいきち 波照間永吉	沖縄のケアリング文化と看護	非常勤講師控室	
科目担当教員	非常勤講師	かでかるえいこ 嘉手苺英子	看護教育学特論	非常勤講師控室	

科目番号	科目名	看護学研究特論		担当教員：グレッグ美鈴、玉井なおみ	
博看 001	科目名 (英語)	Introduction to Nursing Research		木村安貴	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前期	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
看護学における科学の位置づけと歴史や哲学的基盤、パラダイムについて概観し、看護の知を発展させるための研究の意義を考究する。また、科学的アプローチとして、量的・質的研究、及び混合研究法の特徴と限界を理解したうえで、既存の看護学分野の研究論文を批判的・建設的に読み解く能力を育成する。さらに、看護における実践的課題の解決に資する研究手法について討議し理解を深める。					
2. 到達目標					
1. 看護研究の特徴と可能性を考究できる。 2. 看護研究における様々な研究手法の特徴を考察できる。 3. 研究課題にあわせ適切な研究方法を探究できる。					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
授業の到達目標は下記の DP と密接に関連している。 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。					
4. 授業の計画と内容					
授業は2部構成で展開する。第1部では看護研究のパラダイムと研究プロセスを学習し、看護の知を発展させるための研究の可能性と特徴を検討する。第2部では研究デザインの設計と科学的アプローチ、クリティークの視点を学習することで、研究論文を批判的・建設的に読み解く能力を育成する。最終講義では、全体討論として、これまでの学習を振り返り、学生自身の研究テーマから研究の方向性を議論する。					
第1回	オリエンテーション：看護学における実践と研究			グレッグ美鈴	
第2回	第1部 看護研究のパラダイム：看護研究の哲学的基盤とパラダイム①			グレッグ美鈴	
第3回	看護研究のパラダイム：看護研究の哲学的基盤とパラダイム②			グレッグ美鈴	
第4回	研究倫理			玉井なおみ	
第5回	第2部 研究デザインの設計：研究疑問と研究デザインの設定			玉井なおみ	
第6回	質的研究方法① グランデッド・セオリー・アプローチ			グレッグ美鈴	
第7回	質的研究方法② 現象学			グレッグ美鈴	
第8回	質的研究方法③ エスノグラフィー			グレッグ美鈴	
第9回	質的研究方法のクリティーク (課題レポート①)			グレッグ美鈴	
第10回	量的研究方法① 相関分析、多変量解析 (重回帰分析、ロジスティック回帰分析、クラスター分析) 等			木村安貴	
第11回	量的研究方法② データ整理、構成概念の妥当性、信頼性の検定、サンプルサイズ設計等			木村安貴	
第12回	看護ケアの質のアウトカム評価			木村安貴	
第13回	量的研究方法のクリティーク (課題レポート②)			木村安貴	
第14回	混合研究法			玉井なおみ	
第15回	全体討論：これまでの学習を振り返り、学生自身の研究課題を吟味し研究の方向性を検討する (課題レポート③)			グレッグ美鈴、玉井なおみ 木村安貴	
5. テキスト					

<p>テキスト：</p> <ul style="list-style-type: none"> Gray, J. R. & Grove, S. K. (2020). Burns and Grove's The Practice of Nursing Research: Appraisal, Synthesis, and Generation of Evidence, 9th Edition, Elsevier. <p>参考図書：</p> <ul style="list-style-type: none"> Creswell, J. W. (2018). Research Design, Qualitative, Quantitative, and Mixed Methods Approaches. SAGE. アメリカ心理学会（著）、前田樹海（翻訳）. (2011). APA 論文作成マニュアル. 医学書院.
6. 準備学習
・事前に配布する資料の読み込みおよび疑問点の明確化、プレゼンテーション資料の作成および発表の準備を行なうこと。
7. 成績評価の方法
<p>・授業への取り組み（資料の作成、プレゼンテーション、ディスカッション）および課題レポートにより評価する。</p> <p>授業におけるプレゼンテーション（30%）</p> <p>ディスカッションへの参加度（30%）</p> <p>課題レポート（評価視点：テーマとの整合性、論理的な文章構成、言語表現の適切さ、文献活用の適切さ）</p> <p>① 第9週授業終了時提出（10%）、② 第13週授業終了時提出（10%）、③ 第15週授業終了時提出（20%）</p>
8. 履修の条件
特になし
9. その他
必修科目であり、博士論文作成のための基盤になる科目のため、学生主体でプレゼンテーションを重ね学習を深める。

科目番号	科目名	沖縄のケアリング文化と看護		担当教員：大城凌子、永田美和子、鈴木啓子、田場真由美、波照間永吉、山城智史	
博看002	科目名(英語)	Nursing in Okinawa Caring Culture			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	前学期	2	研421	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>地域で暮らす人々の健康を増進し、誰もが住み慣れた地域で生き生きと安心して生活を継続し、その地域でその人らしく人生の最期を迎えることができる地域の特徴を活かした看護実践の検討は重要である。本科目はまず、ケアリングに関する主要な理論を概観し、沖縄の歴史や文化的特徴から暮らしの中で育まれてきたケアリングの現象(県民性、生活スタイル、言語等)を学習する。これらの学習を踏まえ、沖縄で特徴的な人々の健康課題について考察し、ケアリング文化を活かした看護の在り方を探究する</p>					
2. 到達目標					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外のケアリングの概念について多角的に考察する。 2. 沖縄の言語、風習など生活文化に根差したケアリングの現象を考察する。 3. 沖縄のケアリングがもたらす現象について考察する。 4. ケアリング文化を活かした有効な看護について考察する。 					
3. ディプロマ・ポリシー(DP)との関連性					
<p>DPの以下の内容に到達できるようにプレゼンテーションと討議を中心として学修する内容である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。 					
4. 授業の計画と内容					
<p>第1回～第2回はケアリングの概念について理論を用いながら学習する。第3回～第8回は、暮らしの中でのケアリング文化の現象を専門的知見から学習する。第9回は第8回まで担当した教員とともにディスカッション(学生によるプレゼンテーションを含む)を通して暮らしの中でのケアリング文化の現象を多角的に考察する。第10回～第14回は、看護実践におけるケアリング文化の現象を専門的知見から学習する。第15回は、第10回～14回まで担当した教員とともにディスカッション(学生によるプレゼンテーションを含む)を通して、ケアリング文化を活かした看護について探究する。</p>					
第1回	オリエンテーション			大城凌子	
	ケアリングとは	：自己の経験からケアリングの現象を考察する			
第2回	ケアリングの理論	マドレーン・M・レイニンガー	「文化ケアの多様性と普遍性」	永田美和子	
第3回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと言語(沖縄語の歴史と生活)		波照間永吉	
第4回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと言語(おもろさうし)		波照間永吉	
第5回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと国際交流(沖縄の歴史と国際交流)		山城智史	
第6回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと国際交流(沖縄の歴史と国際交流)		山城智史	
第7回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと相互扶助：ゆいまーるの歴史と課題		大城凌子	
第8回	沖縄の文化とケアリング	：暮らしと相互扶助：模合や県人会の歴史と課題		大城凌子	
第9回	討議①	：第1回～8回までの学習を踏まえ、沖縄の暮らしの中でのケアリングの在り方を討議する。		大城凌子、永田美和子 波照間永吉、山城智史	
第10回	沖縄の文化とケアリング	：地域づくりとソーシャルキャピタルの現状：8050		田場真由美	
第11回	沖縄の文化とケアリング	：精神保健と課題： 親密なつながりの中で忌避される自死をめぐる遺族支援の検討		鈴木啓子	
第12回	沖縄の文化とケアリング	：女性と子どもへの祈りと母子保健の変遷		田場真由美	

第13回	沖縄の文化とケアリング：高齢者のインフォーマルな交流と地域包括ケアシステムの課題	永田美和子
第14回	沖縄の文化とケアリング：精神保健と課題	鈴木啓子
第15回	討議②：第1回～14回までの学習を踏まえ、ケアリング文化を活かした看護の在り方を討議する。	鈴木啓子、永田美和子、 田場真由美、大城凌子
5. テキスト		
(参考テキスト) 吉岡恵子、広岡義之 (2011) ケアリング研究へのいざない - 理論と実践 -、風間書房 マデリンM・レイニンガ- (2009) レイニンガ-看護論 文化ケアの多様性と普遍性 医学書院 4900 円 *授業毎に資料及び参考文献を掲示する。		
6. 準備学習		
・ガイダンス時に授業回毎の課題を一覧にして提供する。授業回までに計画的に準備すること。		
7. 成績評価の方法		
<ul style="list-style-type: none"> ・活動状況 50% (評価視点：授業へのコミットメント 20%、プレゼンテーションの適切さ 30%：第9回・第15回) ・レポート課題 50%：第15回授業終了後に期日までに提出 (評価視点：テーマとの整合性，論理的な文章構成，言語表現の適切さ，文献活用の適切さ) ・合計 100点満点 		
8. 履修の条件		
特になし		
9. その他		
必修科目であり，博士論文作成のための基盤になる科目のため，授業でのディスカッションを重ね，看護学特別研究に活かすこと。		

科目番号	科目名	沖縄の保健看護政策特論		担当教員：宇座美代子、田場真由美 赤嶺 守、金城正英	
博看 003	科目名 (英語)	<i>Advanced Seminar on Public Health Nursing Policy in Okinawa</i>			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	看護 15	月曜日 5, 6 限目
1. 授業の概要					
<p>沖縄の保健看護政策特論の歴史の変遷を踏まえ、沖縄の健康問題と求められる保健看護政策について検討し、社会や環境の変化を見据えた「地域創生」につながる保健看護政策について多角的に探究する。沖縄は、琉球王国時代からアジア各国との交易から形成された文化・生活習慣を持ち、対戦での壊滅的被害からの復興、米国統治下の先駆的公衆衛生看護活動の展開、その後の日本の保健看護政策への移行と独自の保健看護政策が実施されてきた。このような背景を理解し、健康課題を解決する保健看護政策について実践的に探究する。</p>					
2. 到達目標					
<p>1. 沖縄の保健看護政策の歴史の変遷を理解し、沖縄における健康問題と保健看護政策の課題について説明できる。 2. 事例を通して保健看護施策化過程の理解を深め、実践上の課題を明確化する。 3. 沖縄の健康課題への保健医療福祉の課題発見と包括的、地元創成に繋がる対策を具体的に考察できる。</p>					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
<p>授業の到達目標は下記の DP と密接に関連している。</p> <p>1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。</p>					
4. 授業の計画と内容					
<p>第1回から第3回は、琉球王朝時代から第二次世界大戦後の米国統治下時代の住民の生活や健康課題を学習する。第4回から第6回は、米国統治下の沖縄の諸外国との関係、戦争の影響、沖縄全地域に駐在した保健師活動と生活を支援する政策として学習する。第7回は、第1回から第6回までの学習したことを生活と保健看護政策をテーマに担当教員と院生（プレゼンテーション実施）でディスカッションをし、地元創成に繋がる保健看護政策を実現可能性、有用性等の視点を高める。第8回から第13回は沖縄の健康課題を医療、公衆衛生・保健分野の変遷と北部地域及び島嶼僻地などの地域性を視点に保健看護政策を学習する。第14回と第15回は、これまでの学習から沖縄発の健康長寿、地元創成となり得る保健看護政策を担当教員全員と院生（プレゼンテーション実施）でディスカッションをし、地元根差す文化や習慣を活かした保健看護政策案について議論する。</p>					
第1回	講義ガイダンス 保健看護政策制度			田場真由美	
第2回	琉球王国時代の生活と医療			赤嶺 守	
第3回	米国統治下における集落公民館の活動			田場真由美	
第4回	米国統治下の沖縄の公衆衛生看護政策と先駆的活動			宇座美代子	
第5回	米国統治下の沖縄の看護教育（ディスカッション）			田場真由美	
第6回	駐在保健師活動と公衆衛生看護の変遷			宇座美代子	
第7回	沖縄戦・戦禍の体験と現在につながるトラウマの影響			田場真由美	
第8回	討論①我が国の健康課題と政策の現状 ① ②			田場真由美	
第9回	境界空間としての占領下沖縄 ① テキスト1参照			田場真由美	
第10回	軍事優先の医療衛生政策 ② テキスト1参照			田場真由美	
第11回	名桜大学の私大から公立大学への戦略			金城正英	
第12回	沖縄の貧困問題を考える 子どもの貧困とは			田場真由美	
第13回	我が国の健康課題と政策 ① ②			田場真由美	
第14回	島嶼へき地と地元創生			田場真由美	
第15回	討論②自分が住んでいる地域の地元創生につながる対策			田場真由美	

第16回 地元創生と今後の課題	田場真由美
5. テキスト (参考図書)	
参考文献： 1. 増渕あさ子 (2025)：軍事化される福祉 インパクト出版 3,520円 2. 大嶺千枝子 (2020)：沖縄の看護—琉球政府の看護制度を紐解く—、那覇市、新星出版株式会社、2,000円 3. 財団法人 徳明会 平山清武 (1987)：沖縄の医療と保健 上之山印刷、那覇市、2,000円 4. 石原昌家 (2023)：沖縄の生活史、みすず書房 4,950円 5. 沖縄戦・精神保健研究会 (2017)：戦争とこころ—沖縄からの提言、那覇市、沖縄タイムス社、1,800円 6. 崎原盛造 (2002)：健康長寿の条件：元気な沖縄の高齢者たち、東京、ワールドプランニング、3,800円 7. 角田由佳 (2020)：看護サービスの経済・政策論 第2版、東京、医学書院、3,740円。 8. 野村陽子 (2015)：看護制度と政策、東京、法政大学出版局、5,830円。 9. 島崎謙治 (2020)：日本の医療、増補改訂版：制度と政策、東京、東京大学出版会、5,280円。	
6. 準備学習	
・受講の動機のレポート作成 (1,000字以内) を発表し提出 (9/30) する	
7. 成績評価の方法	
第1回	講義ガイダンス 受講動機についてレポート (1,000字以内) を発表し提出 (9/30) する
第8回	討論①我が国の健康課題と政策 ① ② テーマ：我が国の健康課題と政策の現状 レポート：テーマについて 800～1000字以内でまとめ提出し報告
第9回、第10回	学生が担当 テキスト1の「軍事化される福祉」から①、②についてディスカッションする
第15回	討論②自分が住んでいる地域の地元創生につながる対策 テーマ：沖縄の健康長寿復活の課題と自分が住んでいる地域の地元創生につながる対策について レポート：テーマについて、産業・経済的側面を含めた対策についてまとめ 報告し提出 A4 2枚 (2000字以内)
・授業の参画度 (30%) と課題レポート (70%) にて評価する。	
8. 履修の条件	
・特になし	
9. その他	
・米国統治下の理解を深めるための動画リストあり。	

科目番号	科目名	生体環境看護科学特論		担当教員：木村安貴、玉井なおみ、 花城和彦、砂川昌範	
博看 004	科目名 (英語)	Advanced Lecture on Bio-environmental Nursing and Sciences			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	後期	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>生活環境における外部環境の変化により、生体の内部環境である自律性調節機構が働き、生命及び健康を維持している。看護を実践するうえで、生体内外の環境の変化を捉え、自律性調節機構が正常に機能するように援助することは重要である。まず、1) 個体レベルでの自律性調節機構について学修し、次に外部環境は主として生活の場により構成されていることを踏まえ、2) 生活環境が生体（心身）に及ぼす影響について学修する。これらの学修を踏まえ、3) 生体内外の環境の変化及び調節機構を評価する指標の開発や科学的エビデンスに基づいた看護実践を探究する。</p>					
2. 到達目標					
<p>1) 生体の恒常性を維持するための知識基盤を理解する。 2) 外部環境が及ぼす心身への影響について理解する。 3) 生体環境に関する諸理論を踏まえ、科学的エビデンスに基づいた看護実践方法を構築する。</p>					
3. ディプロマ・ポリシー（DP）との関連性					
<p>DP1,2：生体内外の環境変化および調整機構の科学的エビデンスに基づいた看護実践を探究することにより、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力および生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識を身に着けることに関連している</p> <p>DP4：生体内外の環境変化および調整機構について個体、生活環境レベルで探究することは、看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を身に着けることに関連している。</p>					
4. 授業の計画と内容					
<p>第1回では、外部環境の変化により生体に及ぼす影響を主観的・生理的・他覚的指標からの評価することの重要性について概説する。第2～5回では生体の自律性調節機構や分子・細胞レベルにおける調節機能を学修する。第6回から第7回までは、外部環境が生体に及ぼす影響として、生活習慣と疾病との関係について学習し、病因における遺伝的要因および環境要因の生体内外の相互作用について学修する。第8回では、第7回まで学修した内容を踏まえて、人を対象とした看護研究における評価指標の開発について、学生と科目担当教員とでディスカッションを行う。さらに、第9回から第14週までは、臨床での看護実践として「食」や「運動」が心身に及ぼす影響および補完代替療法が「研究」、「教育」そして「実践」に繋げる看護介入を学修し、学生自身の関心のある研究課題と関連づけて、科学的エビデンスに基づいた看護実践方法の構築について検討する。</p>					
第1回	ガイダンス（講義の進め方、学修方法、評価等）			木村 安貴	
第2回	生体の恒常性維持のための神経系・内分泌系・免疫系の相互作用：神経内分泌系の視点			花城 和彦	
第3回	生体の恒常性維持のための神経系・内分泌系・免疫系の相互作用：免疫系（アレルギーを含む）の視点			花城 和彦	
第4回	分子・細胞レベルにおける調節機能：植物由来の生理活性物質による生体への影響			砂川 昌範	
第5回	分子・細胞レベルにおける調節機能：動物由来の生理活性物質による生体への影響			砂川 昌範	
第6回	外部環境が生体に及ぼす影響：生活環境とがんとの関係			木村 安貴	
第7回	疫学研究アプローチ 病因における遺伝的要因と環境要因の役割：がんに対する遺伝的な感受性と環境要因への暴露の相互作用			木村 安貴	
第8回	1～7回までを踏まえ、人を対象とした看護研究における指標の開発について、学生自身の考察（課題レポート①）を検討する			木村 安貴、花城 和彦、 砂川 昌範	
第9回	がん治療が食に関連する感覚器に及ぼす影響			木村 安貴	
第10回	がん治療が食に関連する感覚器に及ぼす影響ががん患者の食事摂取障害とQOLとの関係			木村安貴	
第11回	がんサバイバーの運動の身体的影響：治療・予後・副作用等との関連			玉井 なおみ	
第12回	がんサバイバーの運動の心理的影響：QOL・不安・自己効力感との関連			玉井 なおみ	

第13回	看護介入としての補完代替療法：概念・実践	玉井 なおみ
第14回	看護介入としての補完代替療法：教育・研究	玉井なおみ
第15回	9～14回までの学修を踏まえ、学生自身の関心のある研究課題（課題レポート②）を発表し、科学的エビデンスに基づいた看護実践方法の構築について検討する。	木村 安貴
5. テキスト		
<ul style="list-style-type: none"> ・人体の正常構造と機能：坂井建雄・河原克雅編集 日本医事新報社 2017年、19,800円 ・城ヶ端初子：新訂版 実践に生かす看護理論 19、サイエ出版、2013年、2,800円 ・加藤象二郎・大久保堯夫 編著：初学者のための生体機能の測り方、日本出版サービス、2006年、3,300円 ・小板橋 喜久代・荒川 唱子 編著：リラクゼーション法入門 ―セルフケアから臨床実践へとつなげるホリスティックナーシング、2013年、2,640円 		
6. 準備学習		
毎回、課題を提示するので、次回までに準備すること。		
7. 成績評価の方法		
1) 講義への取り組み（プレゼンテーション・ディスカッション等） 5点×12回＝60点 （評価視点：授業へのコミットメント 1点：全くしていない～5点：とともしている） 2) 第6回と15回の課題レポートおよびプレゼンテーションの適切性 20点×2回＝40点 合 計 100点満点		
8. 履修の条件		
特になし		
9. その他		
講義の形式としてオンラインで行うことがあるため、PCの設定としてカメラと音声を送受信できるように準備しておいてください。		

科目番号	科目名	看護教育学特論		担当教員：グレッグ美鈴、嘉手苺英子、伊藤智美	
博看 005	科目名 (英語)	Advanced Seminar in Nursing Education			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	2	前期	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
看護教育学に関する主要な理論として、成人学習理論、省察的実践理論、変容的学習理論などを学ぶ。学生が関心のある看護教育学領域（基礎教育、継続教育、卒後教育）の現象を選択し、文献検討を行い、既習の理論と実証的研究から選択した現象を分析し言語化することで現象の理解を深める。また、選択した現象について理論とエビデンスを統合し、看護教育学における研究の課題を明らかにすることを目的とする。さらに、沖縄のケアリング文化を踏まえ看護教育学がいかに体系化できるかを探究する。					
2. 到達目標					
1. 看護教育学に関する諸理論を説明する。 2. 沖縄のケアリング文化を踏まえた看護教育学の体系化を提案する。 3. 自分が関心のある看護教育学領域の現象を理論と実証的研究を基に具体的に述べる。 4. 選択した1つの現象について理論とエビデンスを統合し、看護教育学における研究の課題を提示する。					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
授業の到達目標は下記の DP と密接に関連している。 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。					
4. 授業の計画と内容					
第1回	オリエンテーション、看護学教育、看護教育学の定義			グレッグ美鈴	
第2回	看護教育学に関する理論の理解1：行動学習理論、認知学習理論			グレッグ美鈴	
第3回	看護教育学に関する理論の理解2：状況的学習理論			グレッグ美鈴	
第4回	看護教育学に関する理論の理解3：成人学習理論			グレッグ美鈴	
第5回	看護教育学に関する理論の理解4：省察的実践理論			グレッグ美鈴	
第6回	看護教育学に関する理論の理解5：経験学習理論			グレッグ美鈴	
第7回	看護教育学に関する理論の理解6：変容的学習理論			グレッグ美鈴	
第8回	沖縄のケアリング文化を踏まえた看護教育学の体系化1			嘉手苺英子	
第9回	沖縄のケアリング文化を踏まえた看護教育学の体系化2			嘉手苺英子	
第10回	沖縄のケアリング文化を踏まえた看護教育学の体系化3			嘉手苺英子	
第11回	看護実践博士 (DNP) の現状と課題			伊藤智美	
第12回	看護学教育に関して自身の関心のある現象の探究 (理論と実証的研究から) 1			グレッグ美鈴	
第13回	看護学教育に関して自身の関心のある現象の探究 (理論と実証的研究から) 2			グレッグ美鈴	
第14回	理論とエビデンスの統合と看護教育学における研究の課題			グレッグ美鈴	
第15回	まとめ			グレッグ美鈴	
5. テキスト					
テキストは使用しない。参考文献は、随時提示する。					
6. 準備学習					
プレゼンテーションの資料を準備し、授業の1週間前までに配布する。					
7. 成績評価の方法					
プレゼンテーション 30点 (評価視点：資料の適切性、理解度、説明の明快性)、ディスカッションへの貢献度 20点 (評価視点：テーマを深める多角的発言)、レポート 50点 (評価視点：理論とエビデンスの統合の適切性、研究の課題の明瞭性)					
8. 履修の条件					

特になし。
9. その他

I 大学の概要

II 看護学
研究科
の概要

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

VII 履修等

VIII その他

科目番号	科目名	看護キャリア開発学特論		担当教員：グレッグ美鈴	
博看 006	科目名 (英語)	Theory and Research on Career Development in Nursing			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	通年	2	研究室	指定時間
1. 授業の概要					
<p>専門職としての看護職の発達を個人と組織の観点から捉え、看護キャリア開発に関わる現象を多角的に探究する。そのために、まずキャリア開発に関する主要な理論としてキャリア発達理論、計画的偶発性理論などを学ぶ。次にキャリア開発に関わる主要な概念として、専門職、キャリアデザイン、職業的アイデンティティなどを学ぶ。これらの学習に基づき、看護キャリア開発学に関して自身の関心のある現象を取り上げ、既習の理論及び概念を用いて関連性を明確にする。次に関心のある現象の文献検索を行い、文献をクリティークする。それを基に看護キャリア開発学の体系化に資する研究課題を明確化することを目的とする。</p>					
2. 到達目標					
<ol style="list-style-type: none"> 1. キャリア開発に関する理論、概念を説明する。 2. 看護キャリア開発に関わる現象を理論、概念、実証的研究の観点から分析的に述べる。 3. 特定の現象を研究することが看護キャリア開発学の体系化に貢献することを説明する。 					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
<p>授業の到達目標は下記の DP と密接に関連している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。 					
4. 授業の計画と内容					
第1回 オリエンテーション、キャリア、キャリア発達、キャリア開発の概念の整理					
第2回 キャリア開発に関わる理論の理解1：キャリア発達理論					
第3回 キャリア開発に関わる理論の理解2：計画的偶発性理論					
第4回 キャリア開発に関わる理論の理解3：トランジション理論					
第5回 キャリア開発に関わる理論の理解4：ライフ・ステージ論					
第6回 キャリア開発に関わる理論の理解5：キャリア・アンカー論					
第7回 キャリア開発に関わる理論の理解6：まとめ					
第8回 キャリア開発に関わる概念の理解1：専門職					
第9回 キャリア開発に関わる概念の理解2：キャリア開発モデル					
第10回 キャリア開発に関わる概念の理解3：キャリアデザイン					
第11回 キャリア開発に関わる概念の理解4：キャリアプラトー					
第12回 キャリア開発に関わる概念の理解5：組織社会化／組織再社会化					
第13回 キャリア開発に関わる概念の理解6：組織開発					
第14回 キャリア開発に関わる概念の理解7：職業的アイデンティティ					
第15回 キャリア開発に関わる概念の理解8：まとめ					
第16回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象と既習の理論との関連					
第17回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象と既習の概念との関連					
第18回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク1					
第19回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク2					
第20回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク3					
第21回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク4					
第22回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク5					
第23回 看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク6					

第24回	看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク 7
第25回	看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク 8
第26回	看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象の文献クリティーク 9
第27回	看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象と実証的研究の関連 1
第28回	看護キャリア開発に関して自身の関心のある現象と実証的研究の関連 2
第29回	看護キャリア開発学の体系化に資する研究課題の明確化
第30回	まとめ
5. テキスト	
テキストは使用しない。参考文献は、随時提示する。	
6. 準備学習	
プレゼンテーションの資料を準備し、授業の1週間前までに配布する。	
7. 成績評価の方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーション 30点 (評価視点: 資料の適切性、理解度、説明の明快性) ・ディスカッションへの貢献度 10点 (評価視点: テーマを深める多角的発言) ・レポート 60点 (評価視点: 現象の多角的理解度、看護キャリア開発学研究の明瞭性) 	
8. 履修の条件	
特になし。	
9. その他	

科目番号	科目名	がん看護学特論		担当教員：玉井なおみ、木村安貴	
博看 007	科目名 (英語)	Oncology Nursing			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	通年	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>がんサバイバーシップの概念を基にがんの診断時期から終末期まで、がんと共に生きる人々とその家族の体験を広い視野から概観し、全人的かつ地域文化に根ざした看護実践の土台となる理論や概念を探究する。さらに、国の施策と動向、社会的ニーズを踏まえ、課題の明確化や理論構築、看護介入モデルや評価尺度の開発等、がん看護学領域に求められる課題解決に向けたエビデンスの構築や理論開発の方略を学ぶ。それを基にがん看護学に寄与しうる新たな知識の創出を目指し、その学問的発展を導く能力を養うことを目的とする。</p>					
2. 到達目標					
<p>1. がん看護学分野の諸理論・概念を説明できる。 2. がん看護学領域に求められる課題解決に向けたエビデンスの構築や理論開発の方略を説明できる。 3. がん看護学に寄与しうる新たな知識の創出が、学問的発展に寄与することを説明できる。</p>					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
<p>本授業は、看護学研究科博士後期課程の学位プログラムの DP に従い下記について育成する。 DP1：高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・進化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力 DP2：生涯にわたり自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力 DP3：沖縄の歴史や文化に根ざしたケアリングの理解を基に、人々の生活及び地域のニーズに沿った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力 DP4：看護の専門性を追求し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力</p>					
4. 授業の計画と内容					
<p>第 1 回ではがん医療を取り巻く国の施策とがん医療について学習する。第 2～13 回は、がん看護学及び関連学問領域の理論と実践の活用について学習し、第 14 回では第 2～13 回までの学習を踏まえ、地域におけるがん看護分野に関する現象を取り上げ、理論活用の限界及び課題を明らかにし、求められる研究の方向性を議論する。第 15～20 回は、がん看護学及び関連学問領域の理論開発の方略について学習し、第 21 回では第 15～20 回までの学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、地域文化の視点を踏まえた理論開発の方略について議論する。第 22～27 回は、がん看護学及び関連学問領域の科学的エビデンスの構築の方法について学習し、第 28 週では第 22～27 回までの学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、論文クリティークした結果を発表し、沖縄の地域文化を踏まえた視点から議論する。第 29 回では、国内外の文献からがん看護学における看護の現状と課題を議論する。第 30 回では、総合討論としてこれまでの学習を振り返り、地域文化に根ざした視点からがん看護の課題を議論する。</p>					
第 1 回	オリエンテーション、がん医療を取り巻く国の施策とがん医療			玉井なおみ、木村安貴	
第 2 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 1： がんサバイバーシップの概念①			玉井なおみ、木村安貴	
第 3 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 1： がんサバイバーシップの概念②			玉井なおみ、木村安貴	
第 4 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 2：不確かさ理論①			玉井なおみ、木村安貴	
第 5 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 2：不確かさ理論②			玉井なおみ、木村安貴	
第 6 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 3：意思決定支援モデル①			玉井なおみ、木村安貴	
第 7 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 3：意思決定支援モデル②			玉井なおみ、木村安貴	
第 8 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 4： MSM、IASM、QOL①			玉井なおみ、木村安貴	
第 9 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 4： MSM、IASM、QOL②			玉井なおみ、木村安貴	
第 10 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 5： 拡張する意識としての健康理論①			玉井なおみ、木村安貴	
第 11 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 5： 拡張する意識としての健康理論②			玉井なおみ、木村安貴	
第 12 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 6：危機理論、悲嘆理論①			玉井なおみ、木村安貴	
第 13 回	がん看護学及び関連学問領域の諸理論、モデル、概念 6：危機理論、悲嘆理論②			玉井なおみ、木村安貴	

第14回	第2～13回までの学習を踏まえ、地域におけるがん看護分野に関する現象を取り上げ、理論活用の限界及び課題を明らかにし、求められる研究の方向性を議論する(課題レポート①)	玉井なおみ、木村安貴
第15回	理論開発の方法1:概念分析①	玉井なおみ、木村安貴
第16回	理論開発の方法1:概念分析②	玉井なおみ、木村安貴
第17回	理論開発の方法2:理論分析①	玉井なおみ、木村安貴
第18回	理論開発の方法2:理論分析②	玉井なおみ、木村安貴
第19回	理論開発の方法3:理論構築①	玉井なおみ、木村安貴
第20回	理論開発の方法3:理論構築②	玉井なおみ、木村安貴
第21回	第15～20回までの学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、地域文化の視点を踏まえた理論開発の方略について議論する(課題レポート②)	玉井なおみ、木村安貴
第22回	科学的エビデンスの構築の方法1:メタ分析①	玉井なおみ、木村安貴
第23回	科学的エビデンスの構築の方法1:メタ分析②	玉井なおみ、木村安貴
第24回	科学的エビデンスの構築の方法2:メタ統合①	玉井なおみ、木村安貴
第25回	科学的エビデンスの構築の方法2:メタ統合②	玉井なおみ、木村安貴
第26回	科学的エビデンスの構築の方法3:システムティックレビュー①	玉井なおみ、木村安貴
第27回	科学的エビデンスの構築の方法3:システムティックレビュー②	玉井なおみ、木村安貴
第28回	第22～27回までの学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連するテーマを選び、10本程度の国内外の論文をクリティークした結果を発表し、沖縄の地域文化を踏まえた視点から議論する(課題レポート③)	玉井なおみ、木村安貴
第29回	がん看護学における看護の現状と課題の検討	玉井なおみ、木村安貴
第30回	総合討論:これまでの学習を振り返り、地域文化に根ざした視点からがん看護の課題を議論する(課題レポート④)	玉井なおみ、木村安貴
5. テキスト		
テキスト: Kenneth D. Miller (2010)/勝俣範之 監訳 (2012): がんサバイバー 医学・心理・社会的アプローチでがん治療を結いなおす、医学書院		
参考文献:		
<ul style="list-style-type: none"> ・Lorraine Olszewski Walker/中木高夫 (2008): 看護における理論構築の方法、医学書院 ・Jacqueline Fawcett/太田喜久子、他 (2008): フォーセット 看護理論の分析と評価、医学書院 ・Rodgers (2000): Concept Development in Nursing: Foundations, Techniques, and Applications, Saunders, USA. ・Judith Garrard /安部陽子 (2012): 看護研究のための文献レビュー マトリックス方式、医学書院 ・必要に応じて国内外の最新の学術論文を資料として配布する。 		
6. 準備学習		
<ul style="list-style-type: none"> ・初回授業において、年間を通して学習課題を明示するので計画的に準備学習に取り組むこと。 ・事前に配布する資料の読み込み及び疑問点の明確化、プレゼンテーション資料の作成及び発表の準備を行なうこと。 		
7. 成績評価の方法		
<ul style="list-style-type: none"> ・授業への取り組み(資料の作成、プレゼンテーション、ディスカッション)及び課題レポートにより評価する。 <p>授業におけるプレゼンテーション (25%) ディスカッションへの参加度 (25%) 課題レポート(評価視点: テーマとの整合性、論理的な文章構成、言語表現の適切さ、文献活用の適切さ) ①第14回授業終了時提出 (10%)、②第21週授業終了時提出 (10%)、③第28週授業終了時提出 (10%)、 ④第30回授業終了時提出 (20%)</p>		
8. 履修の条件		
特になし		
9. その他		
授業は講義とゼミナール方式で行う。事前学習を行い参加すること。		

科目番号	科目名	成育健康看護学特論			
博看 008	科目名 (英語)	Advanced Seminar in Nursing for Women's Health and Child Health		担当教員：阿部正子、流郷千幸、	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	通年	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
女性と子ども及び家族の健康課題を解決するために、関連する諸理論の理解を深め、エビデンスに基づく看護実践方法を学習し、女性と子ども及び家族が自らのもつ力を発揮できる支援に関する看護の役割を探究する。また、妊娠から出産、小児、思春期、成人への発達、そして妊娠というサイクルに関わる成育医療を支える看護学を探究する。各自の関心のあるテーマに関連した既存文献を系統的に吟味・講読し、女性と子ども及び家族の健康課題に対する看護実践方法を開発する能力を養う。					
2. 到達目標					
1. 女性と子ども及び家族の健康課題と支援にかかわる諸理論を説明できる。 2. 女性と子ども及び家族が自らのもつ力を発揮できるエビデンスに基づく看護実践方法を説明できる。 3. 成育健康看護における課題に関する実証的研究、看護介入モデルの方法を説明できる。 4. 地域文化を踏まえ、成育医療を支える看護実践方法を探究する。					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
授業の到達目標は下記の DP と密接に関連している。 DP1：高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 DP4：看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。					
4. 授業の計画と内容					
第2回～第11回は成育健康看護に関わる理論と概念を学習し、学生自身の関心のある研究課題に関連した概念について考察し、その限界及び課題について検討する。 第12回～第21回は国内外の研究の動向を踏まえ、学生自身の関心のある研究課題に関連した文献を検討し研究課題を明確にしていく。 第22回～第30回はこれまでの学習を踏まえ学生の関心のある研究課題に関連した看護介入モデルを検討する。					
第1回	ガイダンス (講義の進め方、学習方法、評価等)			阿部正子、流郷千幸	
第2回	成育健康看護に関わる理論の理解① アタッチメント理論			流郷千幸	
第3回	成育健康看護に関わる理論の理解③ セルフケア看護理論			流郷千幸	
第4回	成育健康看護に関わる理論の理解④ 子どもセルフケア看護理論			流郷千幸	
第5回	成育健康看護に関わる理論の理解⑤ 成長・発達理論			流郷千幸	
第6回	成育健康看護に関わる理論の理解⑥ リプロダクティブヘルス/ライツ			流郷千幸	
第7回	成育健康看護に関わる理論の理解⑦ ジェンダー、フェミニズム理論			阿部正子	
第8回	成育健康看護に関わる理論の理解⑧ 母親役割獲得理論			阿部正子	
第9回	成育健康看護に関わる理論の理解⑨ 家族看護論			阿部正子	
第10回	成育健康看護に関わる理論の理解⑩ 癒しケア、ケアリング理論			阿部正子	
第11回	1～10回までの成育健康看護に関わる理論の学習を踏まえ、授業で取り上げた理論及び概念の中から学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、国内外の論文をクリティークした結果を発表する。(レポート課題①作成)			阿部正子、流郷千幸	
第12回	女性に関する健康課題① 月経随伴症状			阿部正子	
第13回	女性に関する健康課題② 妊孕性			阿部正子	
第14回	女性と子ども及び家族の健康課題① 生殖補助医療			阿部正子	
第15回	女性と子ども及び家族の健康課題② 貧困、社会的リスク			阿部正子	
第16回	女性と子ども及び家族の健康課題③ プレパレーション			流郷千幸	
第17回	女性と子ども及び家族の健康課題④ 子どものストレス			流郷千幸	
第18回	女性と子ども及び家族の健康課題⑤ 子育て不安・ストレス			流郷千幸	
第19回	女性と子ども及び家族の健康課題と支援① 多職種協同プレパレーション			流郷千幸	
第20回	女性と子ども及び家族の健康課題と支援② 母子健康包括支援			阿部正子	

第21回	13～22回までの女性と子ども及び家族の健康課題と支援の学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、国内外の論文をクリティークした結果を発表する。(レポート課題②作成)	阿部正子、流郷千幸
第22回	成育健康看護に関わる課題における実証的研究の検討①	流郷千幸
第23回	成育健康看護に関わる課題における実証的研究の検討②	流郷千幸
第24回	成育健康看護に関わる課題における実証的研究の検討③	流郷千幸
第25回	成育健康看護に関わる課題における実証的研究の検討④	流郷千幸
第26回	成育健康看護に関わる課題における看護介入モデルの検討①	阿部正子
第27回	成育健康看護に関わる課題における看護介入モデルの検討②	阿部正子
第28回	成育健康看護に関わる課題における看護介入モデルの検討③	阿部正子
第29回	成育健康看護に関わる課題における看護介入モデルの検討④	阿部正子
第30回	第22回～29回までの学習を踏まえ、学生の関心のある成育健康看護に関わる課題における看護介入モデルについて(レポート課題③作成)発表し、地域文化に根差した看護実践方法の開発に向けて検討する	阿部正子、流郷千幸
5. テキスト		
・適宜参考資料等、提示する。		
6. 準備学習		
・参考文献を読み、課題の整理、プレゼンテーション資料の作成及び発表の準備を行うこと。		
7. 成績評価の方法		
・活動状況(40点)(資料作成、プレゼンテーション、ディスカッション)、 ・レポート課題①20点・レポート課題②20点・レポート課題③20点で評価する。		
8. 履修の条件		
特になし		
9. その他		
主体的に授業に参加すること		

科目名	地域包括看護学特論			担当教員：永田美和子、田場真由美	
科目名（英語）	Community-based Integrated Nursing			大城凌子	
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	通年	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
地域包括看護の対象である個人、集団及び地域の健康増進、QOL の向上となる看護活動に活かせる理論やモデルを学び、最新の研究成果や実践の動向、政策を分析し、地域包括看護学の研究の現状と課題を明らかにする。個人/家族レベルや地域レベル、社会レベルにおける生活と健康問題を概観し、既存の研究成果や理論に基づき、看護介入方法や理論開発する能力を修得する。					
2. 到達目標					
1. 地域包括看護で活用し得る理論やモデルや既存の研究、実践の動向を多角的に概観し、研究課題を見出す。 2. 地域包括看護の実践及び研究に関する課題とその背景を分析、検討することにより批判的思考能力を高める。 3. 理論やモデル、研究、実践を統合した新たな介入方法とその地域への応用について検討する。					
3. ディプロマ・ポリシー（DP）との関連性					
授業の到達目標は以下のディプロマ・ポリシーと密接に関連している。 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自立して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯にわたり自己研鑽し、行動な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解のもとに、人々の生活および地域のニーズに沿った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追求し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。					
4. 授業の計画と内容					
第2回から～第15回は地域包括看護に関わる理論と概念を学修し、学生自身の関心のある研究課題に関連した概念について考察し、その限界及び課題について検討する。第16回～21回は地域包括看護に関わる国内外の研究の動向を踏まえ、学生自身の関心のある研究課題に関連した文献を検討し研究課題を明確にしていく。第22回～30回はこれまでの学修を踏まえ学生の関心のある研究課題に関連した看護介入モデルを検討する。					
第1回	講義ガイダンス（講義の進行、学習方法、評価などの説明）				永田美和子
第2回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 コミュニティディベロップメント				田場真由美
第3回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 ケアリング				永田美和子
第4回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 エンパワメント				大城凌子
第5回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 コミュニティ・アズ・パートナー				田場真由美
第6回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 ストレングス				永田美和子
第7回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 地域文化				大城凌子
第8回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 ソーシャルキャピタル				田場真由美
第9回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 偏見・差別				永田美和子
第10回	地域包括看護で活用されている理論及びモデルの動向と課題検討 人権・意思決定				大城凌子
第11回	地域包括看護で活用されている理論と概念及びモデルの動向と課題検討 メンタルヘルス ト라우マ				田場真由美
第12回	地域包括看護で活用されている理論の考察 第2回～11回までの学修を踏まえ、授業で取り上げた理論及び概念についてその限界および課題について検討する（学生発表）				永田美和子、田場真由美 大城凌子
第13回	学生自身の研究課題に関連した理論及び概念の検討①				永田美和子

2026年度

第14回	学生自身の研究課題に関連した理論及び概念の検討②	永田美和子
第15回	学生自身の研究課題に関連した中心概念の考察 第13回～14回までの学修を踏まえ、授業で取り上げた理論及び概念の中から学生自身の研究課題に関連した中心的概念を検討し限界と課題を明確にする（学生発表）	永田美和子、田場真由美 大城凌子
第16回	地域包括看護の関心領域の国内外の文献の研究の動向の分析と課題①	永田美和子
第17回	地域包括看護の関心領域の国内外の文献の研究の動向の分析と課題②	大城凌子
第18回	地域包括看護の関心領域の国内外の文献の研究の動向の分析と課題③	田場真由美
第19回	地域包括看護の関心領域の国内外の文献の研究の動向の分析と課題④	永田美和子
第20回	研究課題に関連した国内外の研究成果の考察① 第16回～19回までの学修を踏まえ、学生自身の研究課題に関連した国内外の論文をクリティークし、研究の成果と課題を検討する（学生発表）。	永田美和子、田場真由美 大城凌子
第21回	研究課題に関連した国内外の研究成果の考察② 第16回～19回までの学修を踏まえ、学生自身の研究課題に関連した国内外の論文をクリティークし、研究の成果と課題を検討する（学生発表）。	永田美和子、田場真由美 大城凌子
第22回	学生自身の研究課題に関連する実証的研究の検討①	永田美和子
第23回	学生自身の研究課題に関連する実証的研究の検討②	永田美和子
第24回	地域包括看護に関して学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの検討①	永田美和子
第25回	地域包括看護に関して学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの検討②	永田美和子
第26回	地域包括看護に関して学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの検討③	永田美和子
第27回	地域包括看護に関して学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの検討④	永田美和子
第28回	学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの考察 第24回～27回の学修を踏まえ、学生自身の研究課題に関連した地域文化を踏まえた看護介入モデルを検討する（学生発表）	永田美和子、田場真由美 大城凌子
第29回	学生自身の研究課題に関連する看護介入モデルの考察 第24回～27回の学修を踏まえ、学生自身の研究課題に関連した地域文化を踏まえた看護介入モデルを検討する（学生発表）	永田美和子、田場真由美 大城凌子
第30回	まとめ	永田美和子、田場真由美 大城凌子
5. テキスト		
<p>(参考)・筒井孝子 (2019) 地域包括ケアシステムの深化、中央法規 4,000 円</p> <p>・ナン・リン (2014) ソーシャル・キャピタル 社会構造と行為の理論 ミネルヴァ書房 3,600 円</p> <p>・キャロル・レツパネン・モンゴメリー (2005) ケアリングの理論と実践 医学書院 2,300 円</p> <p>・山田智恵里 (2017) 看護の重要コンセプト 20 看護分野における概念分析の試み エリゼビア・ジャパン (株) 4,500 円</p> <p>松村真司 (2016) 概念モデルをつくる NPO 法人健康医療評価機構 2,200 円</p> <p>近藤麻理 片田範子 (2023) 看護における概念開発 3960 円</p> <p>黒田裕子 (2017) 中範囲理論 第2版 学研 3,200 円</p> <p>*資料は授業で随時掲示する。適宜 参考資料等を提示する。</p>		
6. 準備学習		
・初回において年間を通しての事前課題を明示する。また、事前に配布する資料の読み込みと疑問点の明確化、ディスカッション資料の作成を計画的に取り組むこと。		
7. 成績評価の方法		
<p>・授業への取り組み（資料の作成、プレゼンテーション、ディスカッション）及びレポートにより評価する。</p> <p>・授業におけるプレゼンテーション（25%） ディスカッションへの参加度（25%）</p> <p>・レポート（50%）：最終授業終了後日以内にレポートを提出すること。</p>		
8. 履修の条件		
・特になし		
9. その他		
・授業は主として院生と担当教員とのディスカッションで進める。		

科目番号	科目名	精神保健看護学特論		担当教員：鈴木啓子、平上久美子、	
博看 010	科目名 (英語)	Theory and Research on Psychiatric Mental Health Nursing			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
2	1	通年	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>精神的健康問題を抱え生きる人とその家族の権利が擁護され、生活の質の向上に寄与するための看護実践の探究や課題の明確化のため、基盤となる理論について学ぶ。合わせて精神保健看護に関する現象を多角的に探究するため複数の概念を取り上げ検討する。これらの学習及び文献検討に基づき、精神保健看護に関わる自身の関心のある現象を取り上げ、既習の理論及び概念を用いて関連性を示し、研究課題を明確化する。これにより、精神保健看護学に寄与しうる地域文化を踏まえた知識の創出や学問的発展を導く能力を養うことを目的とする。</p>					
2. 到達目標					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 精神保健看護学領域で活用されている理論、概念を説明できる。 2. 精神保健看護にかかわる現象を理論、概念、実証的研究の観点から分析的に述べることができる。 3. 研究課題を探究するにあたり必要となる概念枠組みや研究方法と諸理論、概念の関係について説明できる。 4. 精神保健看護学における研究課題の探究がもたらす精神保健看護学への貢献について述べるができる。 5. 地域文化を踏まえ精神保健看護に関する諸理論及び看護実践モデルを検討できる。 					
3. ディプロマ・ポリシー (DP) との関連性					
<p>DP の以下の内容 (特に 1.2.4) に到達できるようにプレゼンテーションと討議を中心として学修する内容である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高い倫理観と論理的思考力を持ち、看護学の発展・深化に寄与する研究を自律して行うことのできる能力を有している。 2. 生涯に渡り自己研鑽し、高度な専門的知識と教育指導力を持って次世代の看護職を育成できる能力を有している。 3. 沖縄の歴史や文化に根差したケアリングの理解をもとに、人々の生活及び地域のニーズに添った保健・医療・福祉の発展に貢献できる能力を有している。 4. 看護の専門性を追究し、看護ケアが提供される場における多様かつ複雑な要因の解明ができ、看護実践の改善・改革に取り組むことができる能力を有している。 					
4. 授業の計画と内容					
第 1 回	オリエンテーション(講義の進め方、学習方法、評価等)			鈴木啓子、平上久美子、	
第 2 回	精神保健看護に関わる理論の理解① 対人関係理論			鈴木啓子	
第 3 回	精神保健看護に関わる理論の理解② セルフケア看護モデル			鈴木啓子	
第 4 回	精神保健看護に関わる理論の理解③ 発達理論・精神力動理論			平上久美子	
第 5 回	精神保健看護に関わる理論の理解④ ストレス対処モデル・危機理論			鈴木啓子	
第 6 回	精神保健看護に関わる理論の理解⑤ 学習理論・認知行動理論			平上久美子	
第 7 回	精神保健看護に関わる理論の理解⑥ 障害受容・エンパワメント理論			鈴木啓子	
第 8 回	第 1 回～7 回までの学習を踏まえ、地域における精神保健看護に関わる現象を取り上げ、理論活用の有用性、限界及び課題を明らかにし、求められる研究の方向性を検討する。			鈴木啓子、平上久美子	
第 9 回	精神保健看護に関わる概念の理解①悲嘆、希望			鈴木啓子	
第 10 回	精神保健看護に関わる概念の理解②体験、意味、物語			平上久美子	
第 11 回	精神保健看護に関わる概念の理解③怒り、攻撃、暴力			鈴木啓子	
第 12 回	精神保健看護に関わる概念の理解④ふれるケア、タッチング			鈴木啓子	
第 13 回	精神保健看護に関わる概念の理解⑤リカバリー、レジリエンス、ストレンクス			平上久美子	
第 14 回	精神保健看護に関わる概念の理解⑥スティグマ、偏見、差別			鈴木啓子	
第 15 回	第 1 回～14 回までの学習を踏まえ、授業で取り上げた理論及び概念の中から学生自身の研究課題に関連したテーマを選び、10 本程度の国内外の論文をクリティークした結果を発表する。(レポート課題①作成)			鈴木啓子、平上久美子	
第 16 回	精神保健看護に関わる概念分析の方法と実際①			村上満子	
第 17 回	精神保健看護に関わる概念分析の方法と実際②			鈴木啓子	
第 18 回	精神保健看護に関わる理論分析の方法と実際①			鈴木啓子	
第 19 回	精神保健看護に関わる理論分析の方法と実際②			鈴木啓子	
第 20 回	学生の関心のある現象を中心に既習の理論及び概念との関連の検討①			鈴木啓子、平上久美子	
第 21 回	学生の関心のある現象を中心に既習の理論及び概念との関連の検討②			鈴木啓子、平上久美子、	

第22回	学生の関心のある現象を中心に既習の理論及び概念との関連の検討③	鈴木啓子、平上久美子
第23回	第16回～22回までの学習を踏まえ、学生自身の研究課題に関連したテーマに関わる理論及び概念について分析及び検討した結果を発表し、地域文化を踏まえ検討する。	鈴木啓子、平上久美子
第24回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象をめぐる実証的研究の検討①	鈴木啓子、平上久美子
第25回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象をめぐる実証的研究の検討②	鈴木啓子、平上久美子
第26回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象をめぐる実証的研究の検討③	鈴木啓子、平上久美子
第27回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象に関わる看護介入モデルの検討①	鈴木啓子、平上久美子
第28回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象に関わる看護介入モデルの検討②	鈴木啓子、平上久美子
第29回	精神保健看護に関して学生の関心のある現象に関わる看護介入モデルの検討③	鈴木啓子、平上久美子
第30回	第24回～29回までの学習を踏まえ、学生の関心のある現象に関わる看護介入モデルについて、地域文化をふまえた看護の視点から検討した成果を発表する。(レポート課題②作成)	鈴木啓子、平上久美子
5. テキスト		
適宜、参考資料等を提示する。		
6. 準備学習		
<ul style="list-style-type: none"> ・初回授業において、年間の学習課題を提示するので計画的に準備学習に取り組むこと ・事前に配布する資料の読み込み及び疑問点の明確化、プレゼンテーション資料の作成及び発表の準備を行うこと 		
7. 成績評価の方法		
授業への取り組み(資料の作成、プレゼンテーション、ディスカッション)及びレポートにより評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・授業(第8回、15回、23回、30回)におけるプレゼンテーション(25%) ・毎回の授業におけるディスカッションへの参加度(25%) ・レポート課題①第15回授業終了後提出(25%)、レポート課題②第30回終了後提出(25%) 		
8. 履修の条件		
特になし		
9. その他		
特になし		

科目番号	科目名	看護学特別研究		担当教員：グレッグ美鈴、鈴木啓子、玉井なおみ、永田美和子、流郷千幸、田場真由美、阿部正子、木村安貴	
博看 011	科目名 (英語)	Research in Nursing Science			
単位数	受講年次	開講予定学期	登録予定人数	研究室	オフィスアワー
6	1～3年	通年	2	各研究室	各指定時間
1. 授業の概要					
<p>主とする分野（基盤看護学分野、応用看護学分野、生活支援看護学分野）の特論の学習を基に研究の遂行に必要な能力を高める。具体的には、個々の興味・関心に基づき累積した学習成果を活用して研究課題の焦点化をはかり、研究方法の決定を行い、研究計画書を作成する。研究計画に基づきデータを収集し、分析・考察し新たな知見を提示する。最終成果として、学位論文を作成し、発表、審査を受ける。これらの一連の研究過程を通し、研究者として自律して研究活動を行い、教育を担い得る能力、専門的な業務に従事するために必要な研究能力と看護専門職者としての研究的態度を修得する。</p>					
2. 到達目標					
<ol style="list-style-type: none"> 1. 国内外の文献レビューし、研究課題を明確にする。 2. 研究目的、目標に合致した研究方法を選択する。 3. 文献検討の結果に基づき、専門性の高い研究計画書を作成する。 4. 研究方法を正確に適応し、データを収集・分析する。 5. 構成要素に沿って博士論文を作成する。 6. 看護専門職者に必要な研究能力を身に着ける。 					
3. 授業の計画と内容					
90回/3年の演習形式の授業を基本に論文指導を行う。具体的には下記のとおりである。					
第1～30回	<p>1年前期：国内外の関連文献の精読を通して専門性を深めるとともに、自己の興味・関心を焦点化し、研究課題を決定する。合わせて研究課題及び方法論の明確化を図る。研究題目、研究方法については、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。前学期終了時に、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究題目（仮）提出（7月） ・合同検討会：研究の進捗状況発表（研究課題及び方法等）（7月） ・研究実績報告書提出（8月） 				
	<p>1年後期：研究課題、研究方法に係わる文献検討に基づき、研究デザイン、研究方法を検討し研究計画書を作成する。研究計画については、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会（研究計画発表）において発表し、ディスカッションを行う。後学期終了時に、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同検討会：研究の進捗状況発表（研究計画）（2月） ・研究実績報告書（1年次の自己評価含む）提出（2月） 				
第31～60回	<p>2年前期：研究計画書審査委員会に研究計画書を提出し、研究計画の審査を受ける。審査に合格後、研究計画について倫理委員会による倫理審査を受ける。倫理審査委員会から研究倫理審査の承認を受けた後、研究計画書に基づき、データを収集する。データ収集・分析の妥当性については、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。前学期終了時に、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究計画書提出（4月） ・研究計画書審査受審（4月） ・倫理審査申請書（研究計画書含む）提出（5月） ・倫理審査受審（5月） ・合同検討会：研究の進捗状況発表（データ収集状況・分析）（7月） ・研究実績報告提出（8月） 				

第31～60回	<p>2年後期：研究計画書に基づきデータを収集・分析する。データ収集・分析の適切性を検討する。研究の進捗及び成果については、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。査読制度のある学術誌へ原著論文を投稿する。後学期終了時に、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合同検討会：研究の進捗及び成果に関する第1回中間発表（2月） ・査読制度のある学術雑誌へ原著論文を投稿 ・研究実績報告書（2年次の自己評価含む）提出（2月）
第61～90回	<p>3年前期：結果・考察及び結論の論述を行い、博士論文を作成する。予備審査に向けて、研究指導教員及び研究指導補助教員全員が参加する合同検討会において発表し、ディスカッションを行う。前学期終了時に、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士論文審査願及び論文題目提出 ・合同検討会：研究の進捗及び成果に関する第2回中間発表（6月） ・研究実績報告（8月）
	<p>3年後期：結果・考察及び結論の論述をし、博士論文を作成する。博士論文審査委員会による予備審査において、研究発表を行い、口述審査を受ける。予備審査に合格後、学生は博士学位論文及び副論文（学術誌に掲載された論文もしくは掲載予定論文については掲載証明書）を提出する。博士論文審査委員会による学位論文審査を受ける。その後、公開論文発表会にて発表及び質疑応答を行う。そして口頭試問による最終試験を受ける。最終試験終了後、研究実績報告書を研究指導教員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・博士論文予備審査（10月） ・博士論文審査（12月） ・公開論文発表会（2月） ・最終試験（2月） ・最終研究実績報告書（3年次の自己評価含む）提出（2月）
<p>・グレッグ美鈴 変化する社会の要請に応える専門職としての看護職者のキャリア開発を、個人及び組織の視点から捉え、看護キャリア開発のあり方を学術的に探究する。そのためにグローバルにどのような研究が必要かを国内外の文献検討によって明確化する。研究課題にふさわしい研究デザイン及び研究手法を選択し、研究参加者に十分な倫理的配慮をした研究計画を立案する。研究計画に基づき研究を実施、データ分析を行う段階では、研究の厳密性を確保する。自律して論文執筆を行い、看護キャリア開発のあり方に学術的に貢献する研究として世に問うことのできる能力を養う。さらに研究指導を受ける一連のプロセスにおいて、後進の育成方法を身につけるとともに、自身のキャリア開発を熟考する。</p> <p>・鈴木啓子 精神的健康問題とその関連要因を探究し、健康問題を抱える人の生活の質の向上に寄与することのできる研究課題と研究方法を地域文化を踏まえて探究する。国内外の文献の検討を通して最新の研究の動向を探究し、諸課題を概観した上で精神保健看護に関する自己の研究課題と研究目的を明確化し、目的に即した研究方法を適切に検討し研究計画を立案する。計画書に基づき研究の一連の過程を倫理的に実施し、研究成果については論理一貫性、新規性・独創性のある博士論文として執筆し、自律して研究を推進できる能力と共に教育を担い得る能力を養う。研究成果は、国内外の学会や学術誌等で公表し、精神保健看護学の発展及び看護実践の理論構築に寄与する能力を培う。</p>	
<p>・玉井なおみ がんサバイバーシップの概念を基に、がんの診断時期から終末期までがんとともに生きる人々とその家族に対する援助方法や課題解決の方略を探究し、概念や理論を考究する。国内外の文献の検討を通して最新の研究の動向を探究し、自己の研究課題を焦点化したうえで研究デザインを考究し、研究計画を立案する。作成した研究計画書に基づき、データ収集、分析を行い、研究を遂行する過程を学習する。得られた成果を論理一貫性、新規性・独創性のある博士論文として執筆する過程を通して、自立して研究を推進できる能力と共に教育を担い得る能力を養う。研究成果は、国内外の学会や学術誌等で公表し、がん看護学の発展及び地域文化に基づく看護実践の理論構築に寄与する能力を培う。</p>	

・永田美和子

高齢者の健康問題に関連した要因を探究し、実践的に解決できる研究成果を目指す。特に、地域で生活する高齢者の健康及び生活の質の維持向上の支援に関して、地域のケアリング文化に基づく新たな地域包括ケアシステムの構築につながる研究課題について、研究目的に即した適切な研究を検討し研究計画を立案する。質的帰納的研究方法と多変量解析を用いた統計的手法を組み合わせる研究を行う。博士論文を作成し自立して研究を遂行できる能力を修得し、高齢者看護学及び沖縄のケアリング文化に基づく看護介入モデルの構築に寄与する能力を養う。

・流郷千幸

子どもの権利を保証する観点から、医療を受ける子どもと家族が抱える課題を探究し、実践的に解決できる研究成果を目指す。そのために、医療を受ける子どもの不安や痛み、対処能力を引き出すプレパレーションについて学習し、フィールドワーク及び国内外の研究成果を通して自己の課題を明確化する。研究目的に即した適切な研究計画を立案し、質的帰納的研究方法と統計的手法を組み合わせる研究を行う。博士論文を作成し自立して研究を遂行できる能力を修得し、小児看護学の発展に寄与する能力を養う。

・田場真由美

公衆衛生看護学の視点から住民や地域の身体的、精神的、社会的健康課題と保健師の活動の関連要因を探究し、地域文化習慣と貧困や障害者、高齢者等の弱者支援に活かせる公衆衛生看護の向上に寄与できる実践モデル、研究課題・方法を探究する。そのため、国内外の文献と我が国のビックデータ、社会的課題から最新の研究の動向を概観した上で、自己の研究課題と研究目的を明確にし、適切な研究方法、研究計画を立案する。研究計画書に基づき研究過程を倫理的に遂行し、その成果を論理的一貫性、新規性、独創性、実践可能性のある博士論文として執筆する。また、その成果を国内外の学会や学術誌にて公表し、自律して研究を遂行する能力と協働する能力及び公衆衛生看護学の発展と沖縄のケアリング文化に基づいた看護実践に活かす看護理論の構築に寄与する能力を培う。

・阿部正子

リプロダクティブ・ヘルスとジェンダーの視点から、最先端医療技術の発展・応用範囲の拡大に伴う個人や社会、未来に与える影響、人間の尊厳や法令への準拠など倫理上の課題を掘り下げ構造化する。さらに問題解決に寄与しうる専門的看護援助や教育方法、地域の文化・風土の特性を視野に入れた看護実践について国内外の研究成果を広く概観し、看護独自の支援理論やケア技術を探究する。これらのプロセスを通して【研究する人間】としてのセンシティブリティを養い、エビデンスに基づいた看護実践にまで発展させることを目指した研究課題の設定、適切な分析方法の選定、倫理的配慮を踏まえた研究計画の立案を行う。個人や家族、コミュニティとの社会的相互作用の視点を確保し、データの解釈と深い洞察による結果の厳密性の確保、Grounded on data による分析結果の信頼性の担保を行う。結果に基づき独自の看護理論及び生成された理論の実践的活用を提示する。博士論文を作成し自立して研究を遂行できる能力を修得し、母性看護学の発展に寄与する能力を養う。

・木村安貴

がんを患いながらもその人らしく生きることを継続的に支援するために、がん患者やその家族が直面する全人的な苦痛を捉え、地域文化の特性を踏まえた実践的な支援方法を探究する。国内外の先行研究を通して研究課題に関連する概念や理論、地域文化との関連、現状と課題を捉えたうえで、研究目的を明確化する。研究目的を達成するために、様々な分野の研究手法に視点を広げ、最も適切な研究方法を捻出し、倫理的配慮を踏まえたうえで研究計画を立案する。研究計画に基づき、データ収集においては十分な技術を習得したうえで、観察力及び洞察力を駆使して実施する。得られたデータは客観的かつ批判的に分析し、論理一貫性、新規性・独創性のある博士論文を執筆する。研究成果は国内外の学会や学術学会等で公表し、一定の評価を受けることで、研究課題に対する俯瞰的な視点を養う。これら研究活動のプロセスを通して、がん看護学の発展及び看護実践に寄与する研究能力を培う。

4. テキスト

特に指定しない。関連図書に関しては各担当者より適時、掲示する。

5. 準備学習

計画的に進めること

6. 成績評価の方法
研究計画書の作成、研究遂行、論文作成の状況、博士論文審査、公開発表会の発表及び質疑応答の状況に基づき、総合的に評価する。
7. 履修の条件
特になし
8. その他
<ul style="list-style-type: none"> ・研究指導教員及び研究指導補助教員は、ゼミ形式の授業を基本として論文指導を行う。また、個々の学生の必要性に応じて、研究課題に関連する分野の教員から助言を得られるように支援する。 ・研究実績報告書（1年間の自身の取り組みの成果及び評価）は、毎年、記載し提出するものとする。

I 大学の概要

II 看護学
概研究
要科

III 教育課程

IV 学生生活

V 大学施設の利用

VI 諸規則

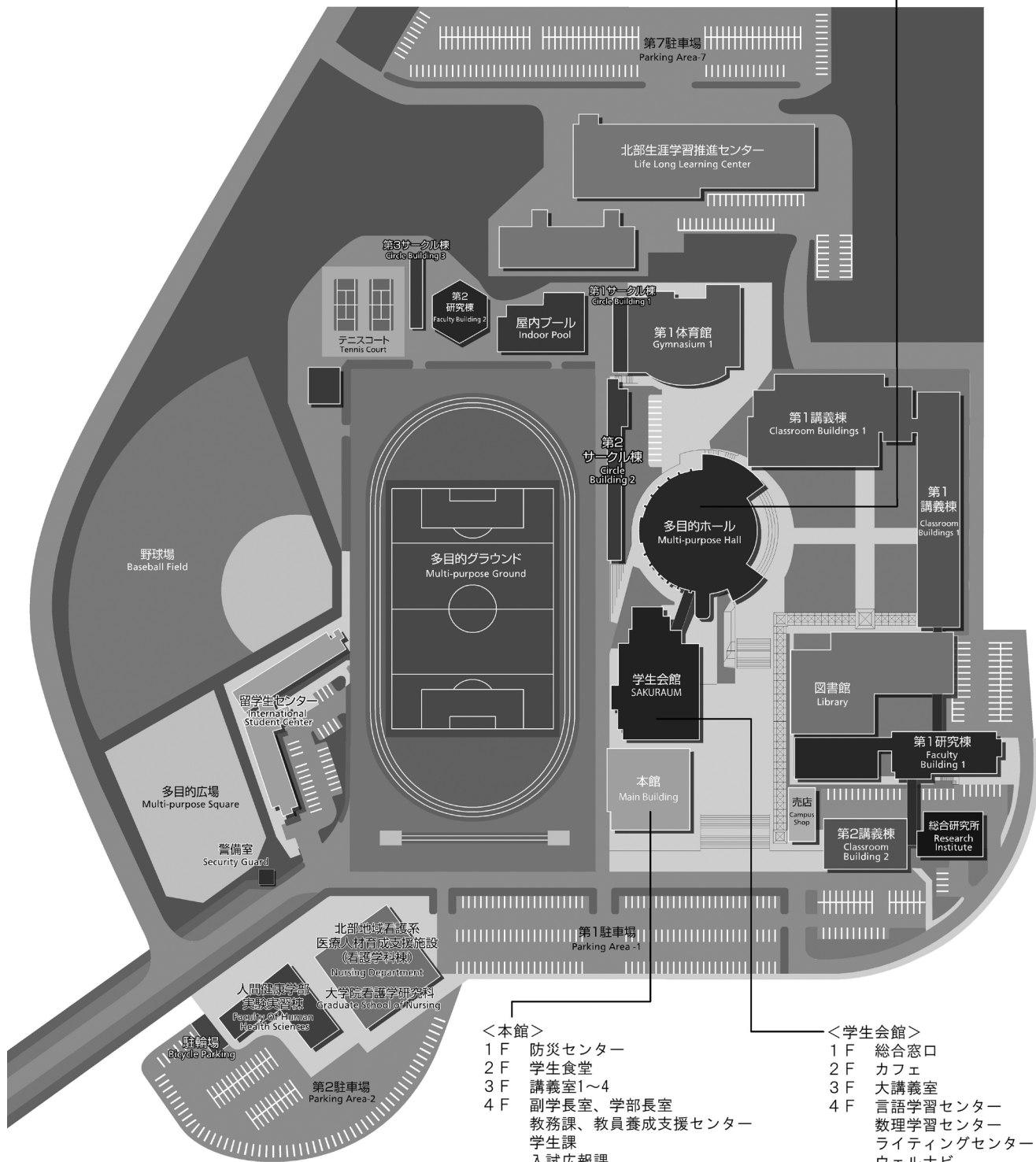
VII 履修等

VIII その他

VIII. その他

名桜大学 建物配置図

- <多目的ホール>
 1 F 保健センター
 学生相談室
 2 F 大学祭実行委員会
 名桜大学学習支援教室びゅあ

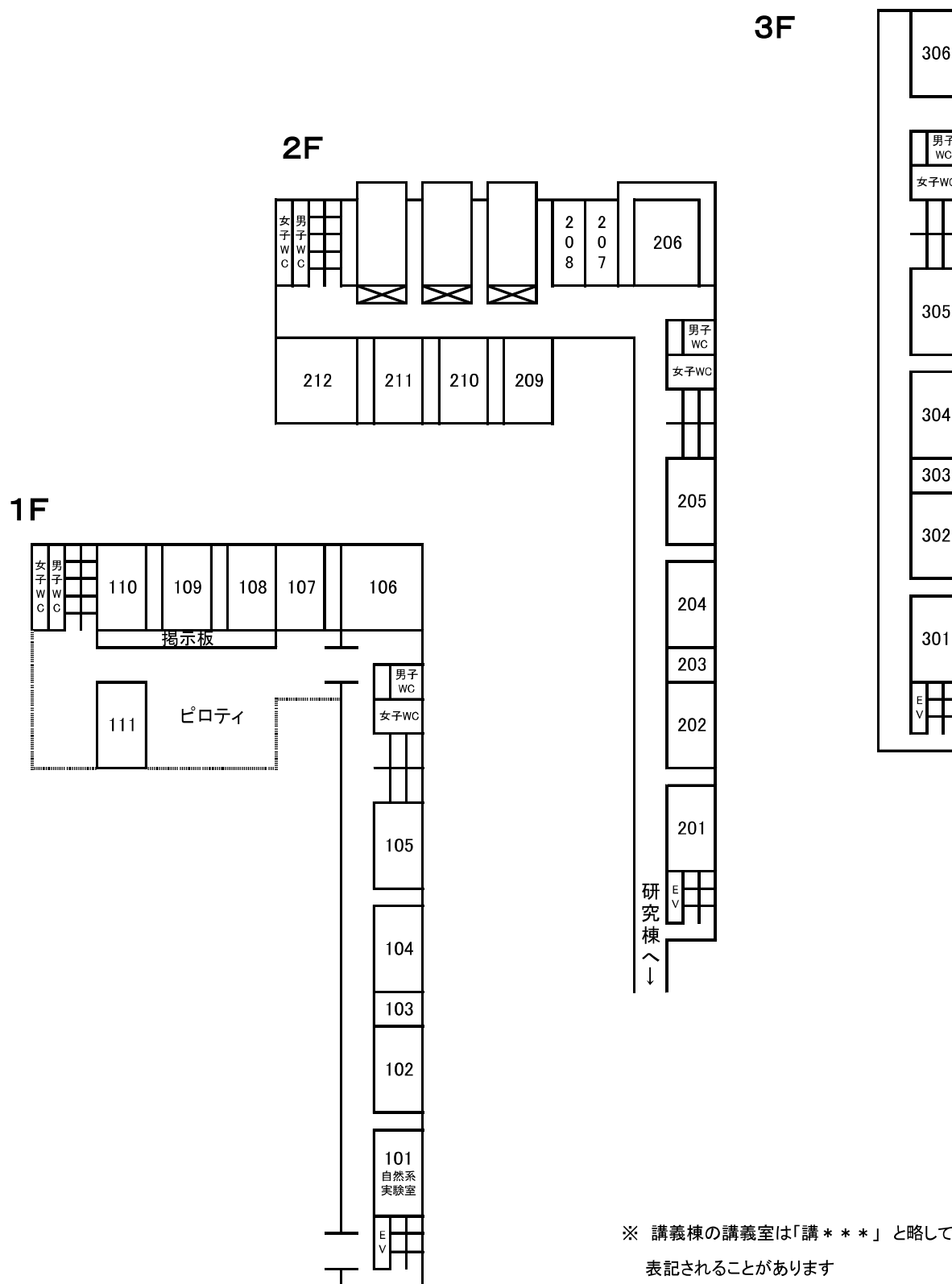


- <本館>
 1 F 防災センター
 2 F 学生食堂
 3 F 講義室1~4
 4 F 副学長室、学部長室
 教務課、教員養成支援センター
 学生課
 入試広報課
 非常勤講師控室
 5 F 理事長室、学長室
 総務課
 企画課
 地域連携研究推進課
 会計課
 施設課

- <学生会館>
 1 F 総合窓口
 2 F カフェ
 3 F 大講義室
 4 F 言語学習センター
 数理学習センター
 ライティングセンター
 ウェルナビ
 5 F キャリア支援課
 国際交流センター
 教員養成講座運営室
 学生会館運営室
 6 F スカイホール

- I 大学の概要
- II 看護学研究科
- III 教育課程
- IV 学生生活
- V 大学施設の利用
- VI 諸規則
- VII 履修等
- VIII その他

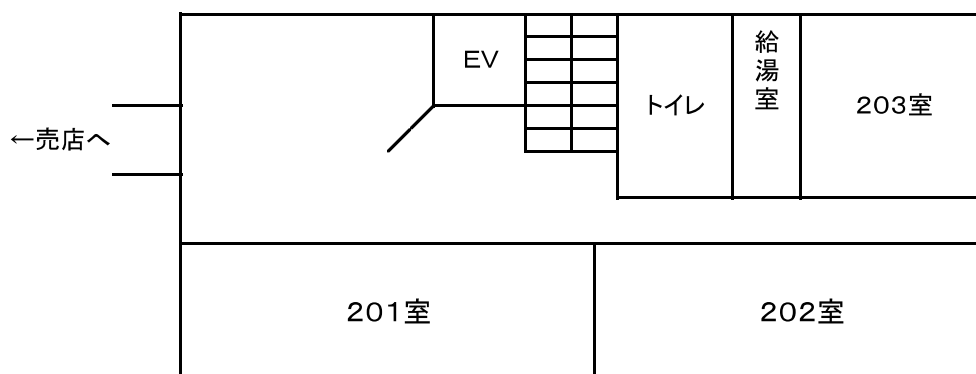
第1講義棟



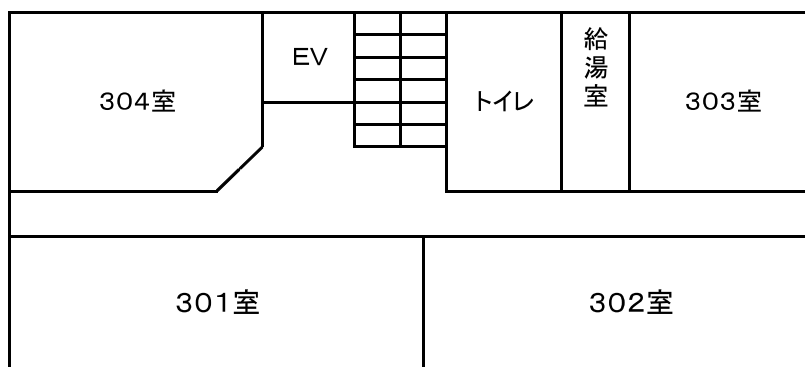
※ 講義棟の講義室は「講***」と略して表記されることがあります

第2講義棟

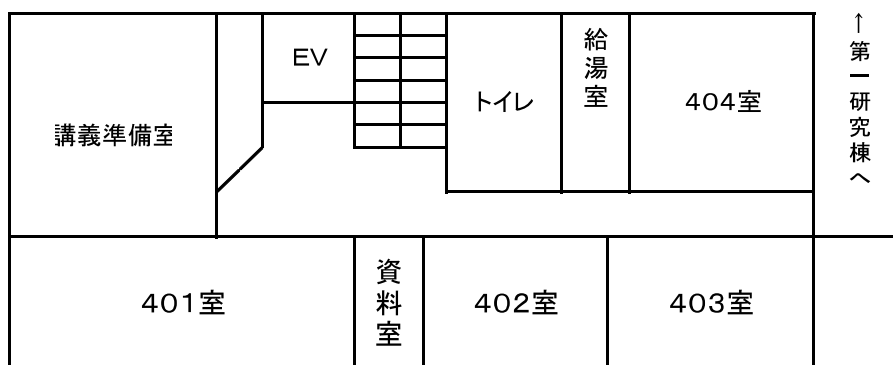
2F



3F



4F



I 大学の概要

II 看護学
研究科
概要

III 教育
課程

IV 学生
生活

V 大学
施設の利用

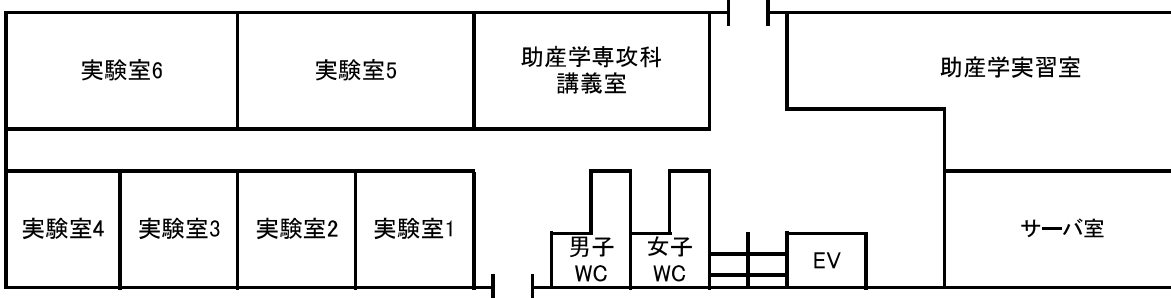
VI 諸
規則

VII 履
修
等

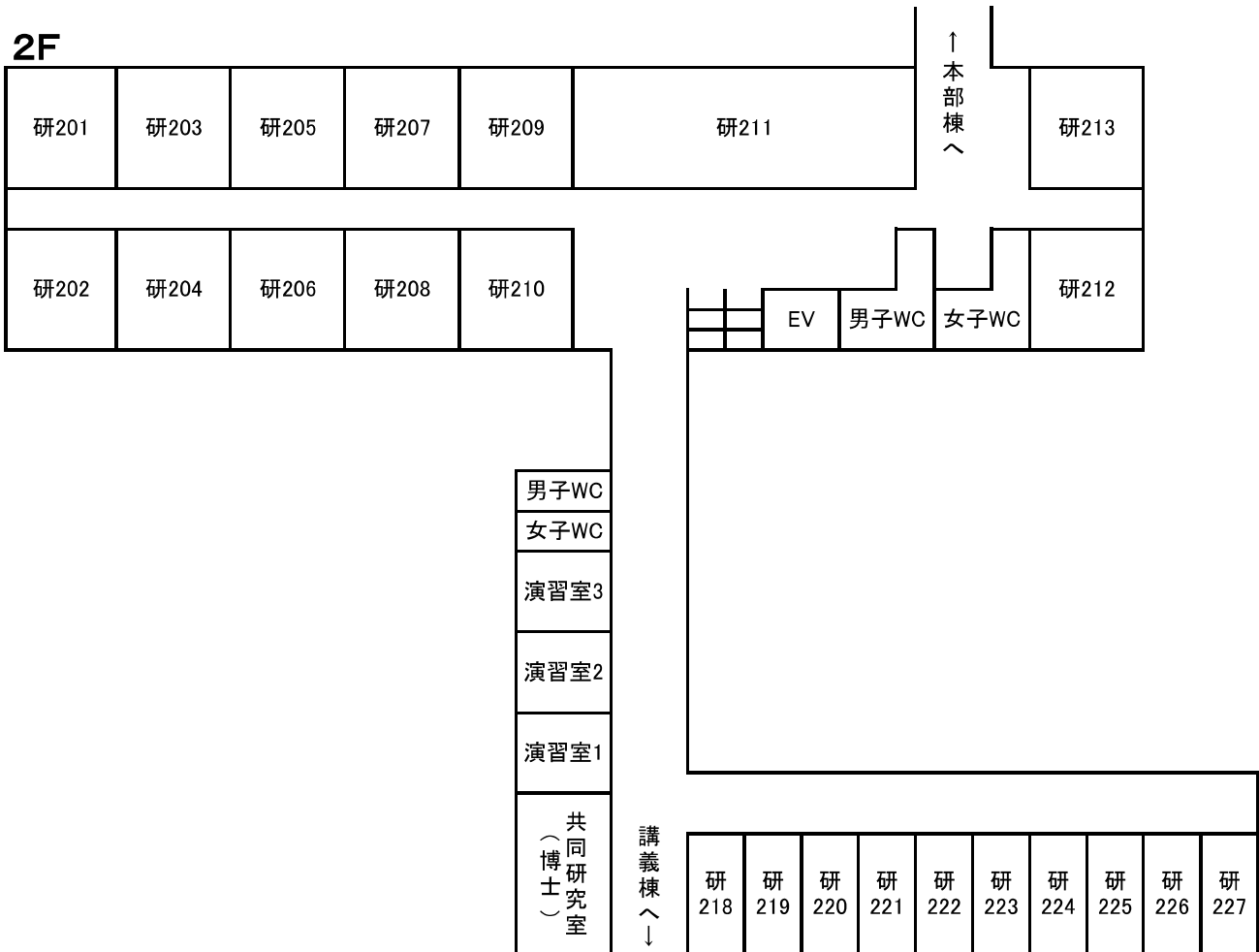
VIII
その他

第1研究棟

1F(実験室・専攻科)



2F



※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
 「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

3F

研301	研303	研305	研307	研309	研311			研313	研315	
研302	研304	研306	研308	研310	研312		EV	男子WC	女子WC	研314

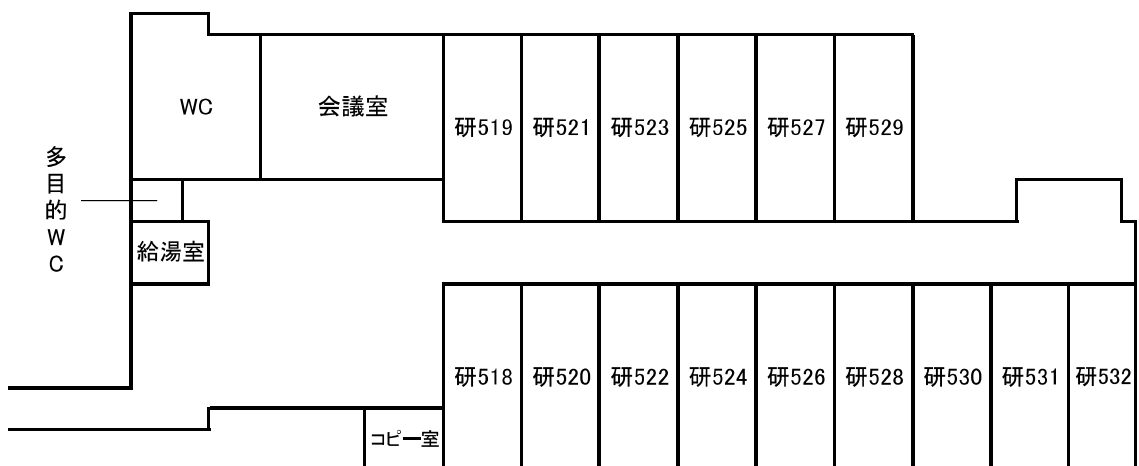
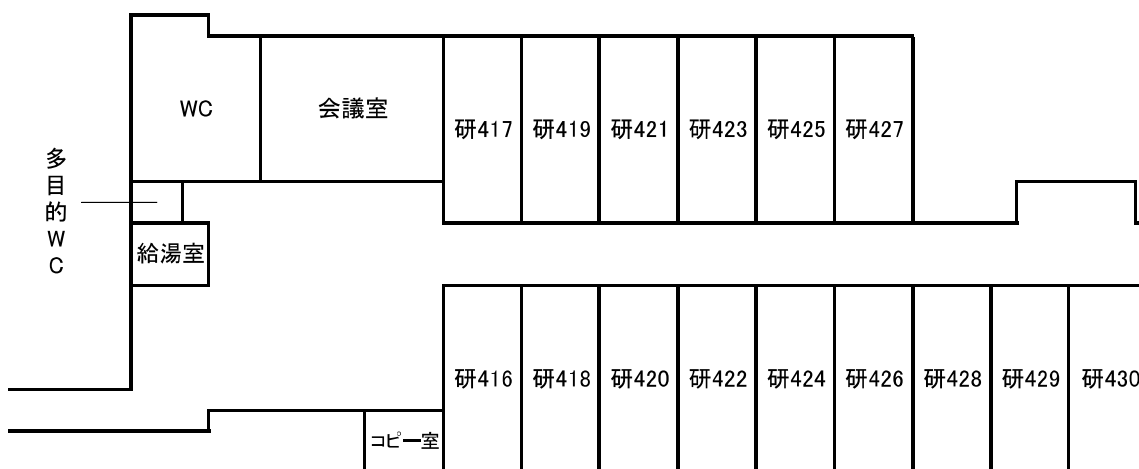
4F

研401	研403	研405	研407	研409	研411			研413	研415	
研402	研404	研406	研408	研410	研412		EV	男子WC	女子WC	研414

5F

研501	研503	研505	研507	研509	研511	研513	研517	研515	研516	
研502	研504	研506	研508	研510	研512		EV	男子WC	女子WC	研514

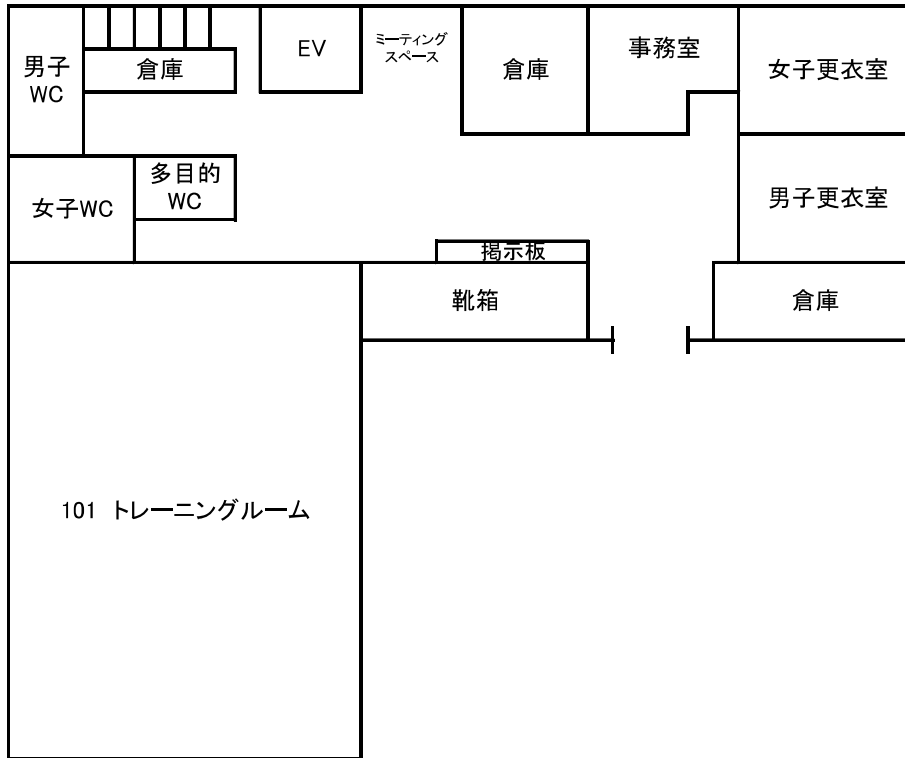
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看護***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看護***」は看護学科棟にあります



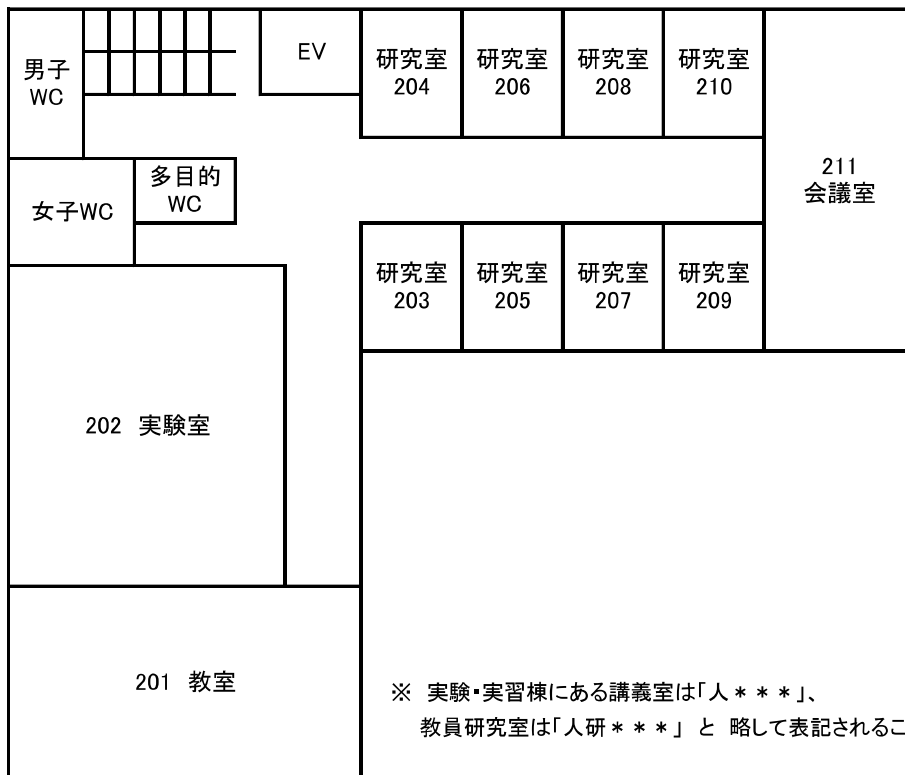
※ 教員の研究室は「研***」以外に「人研***」「看研***」等あり、
「人研***」は人間健康学部実験・実習棟に、「看研***」は看護学科棟にあります

人間健康学部 実験・実習棟

1F



2F



I 大学の概要

II 看護学研究科の概要

III 教育課程

IV 学生生活

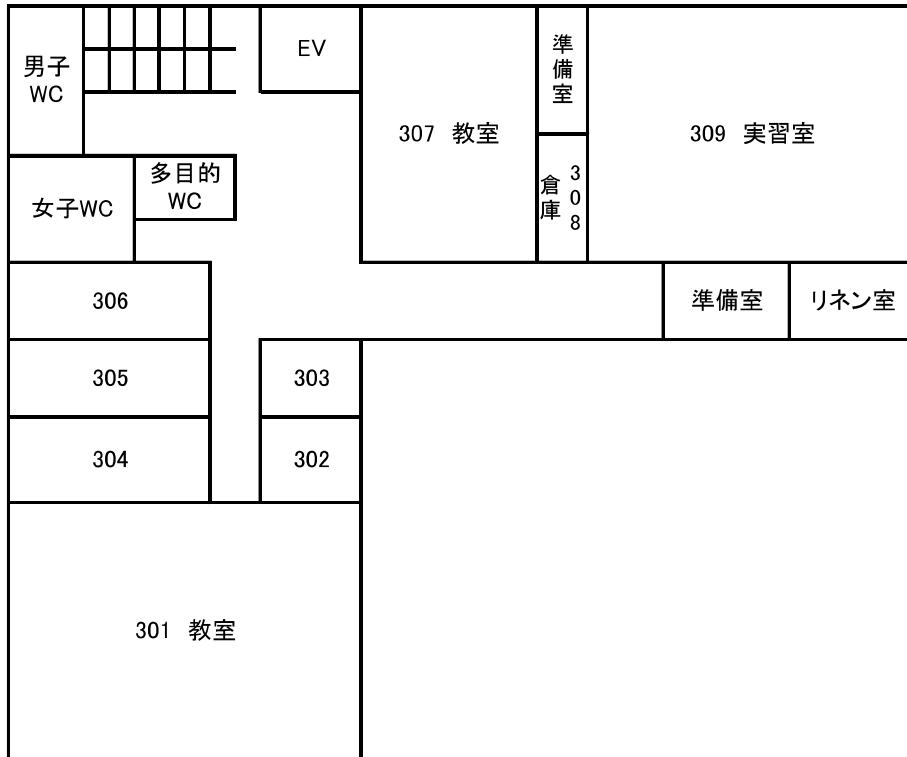
V 大学施設の利用

VI 諸規則

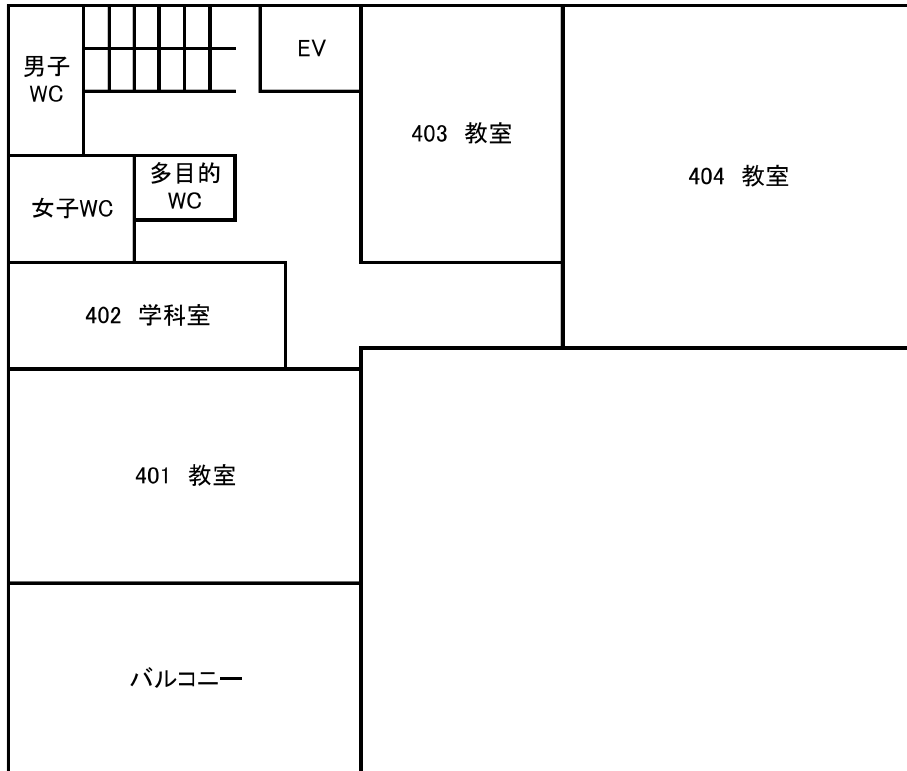
VII 履修等

VIII その他

3F

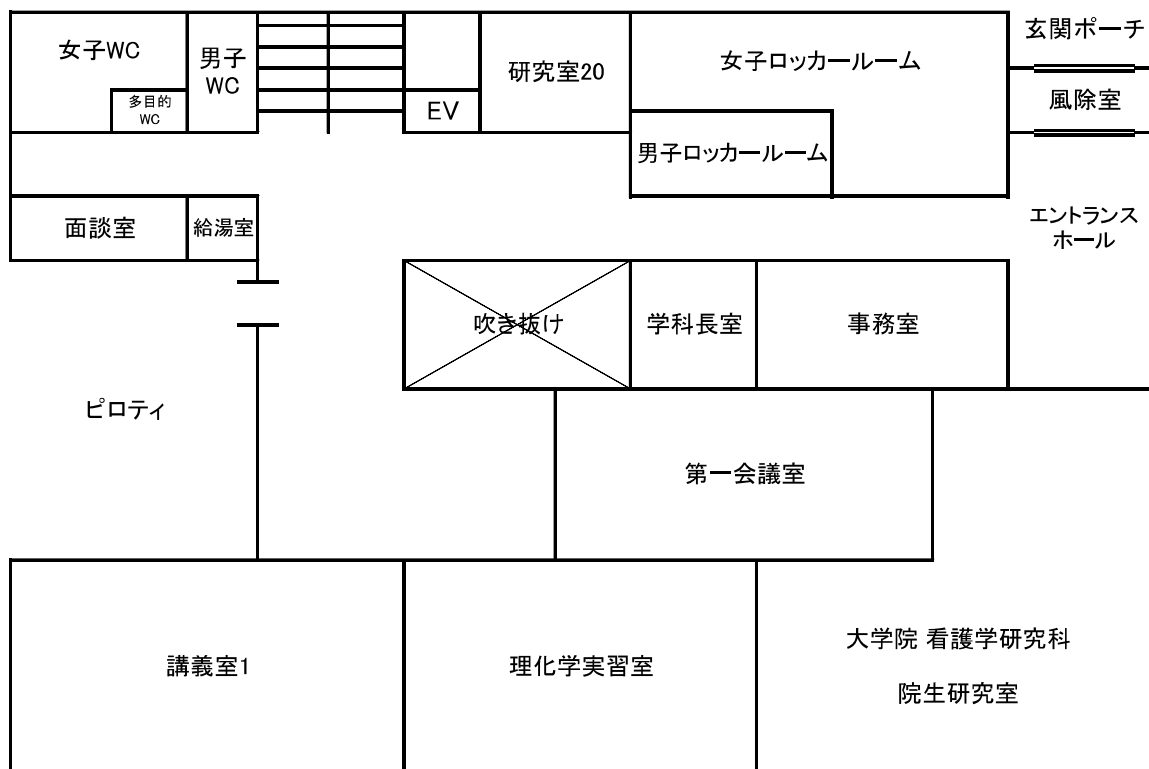


4F

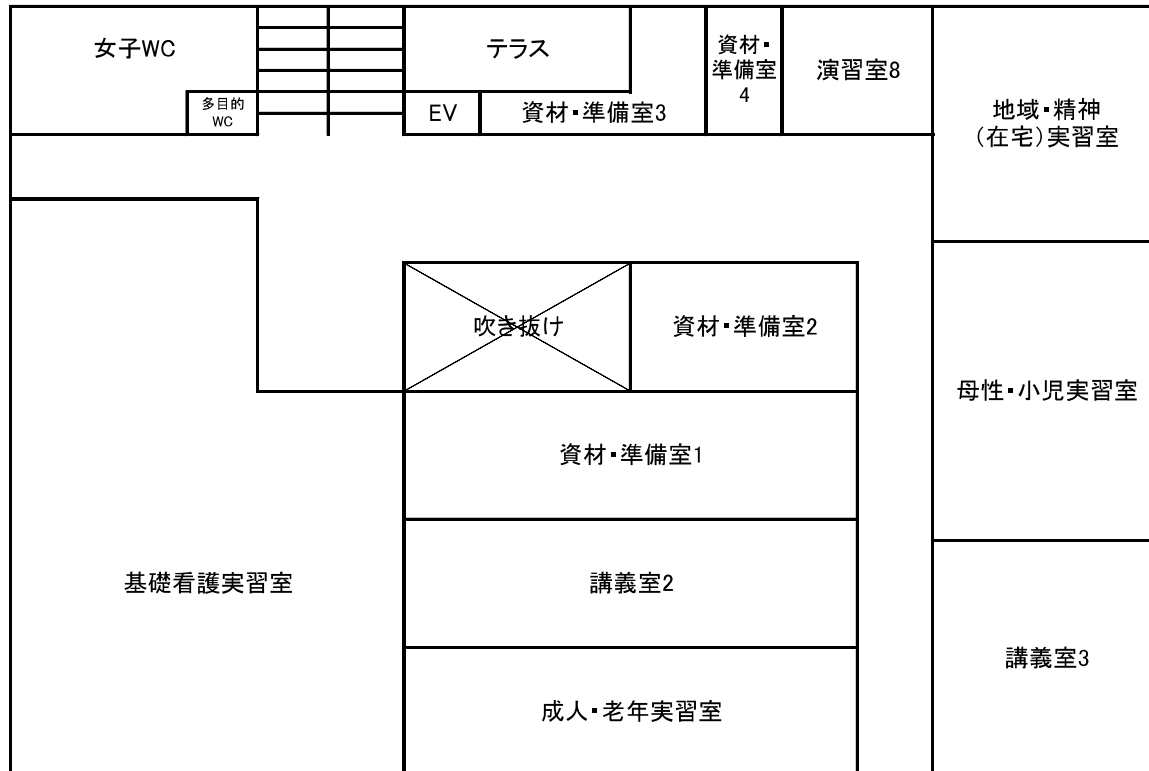


北部地域看護系人材育成支援施設(看護学科棟)

1F



2F



- I 大学の概要
- II 看護学概観
研究科
要科
- III 教育課程
- IV 学生生活
- V 大学施設の利用
- VI 諸規則
- VII 履修等
- VIII その他

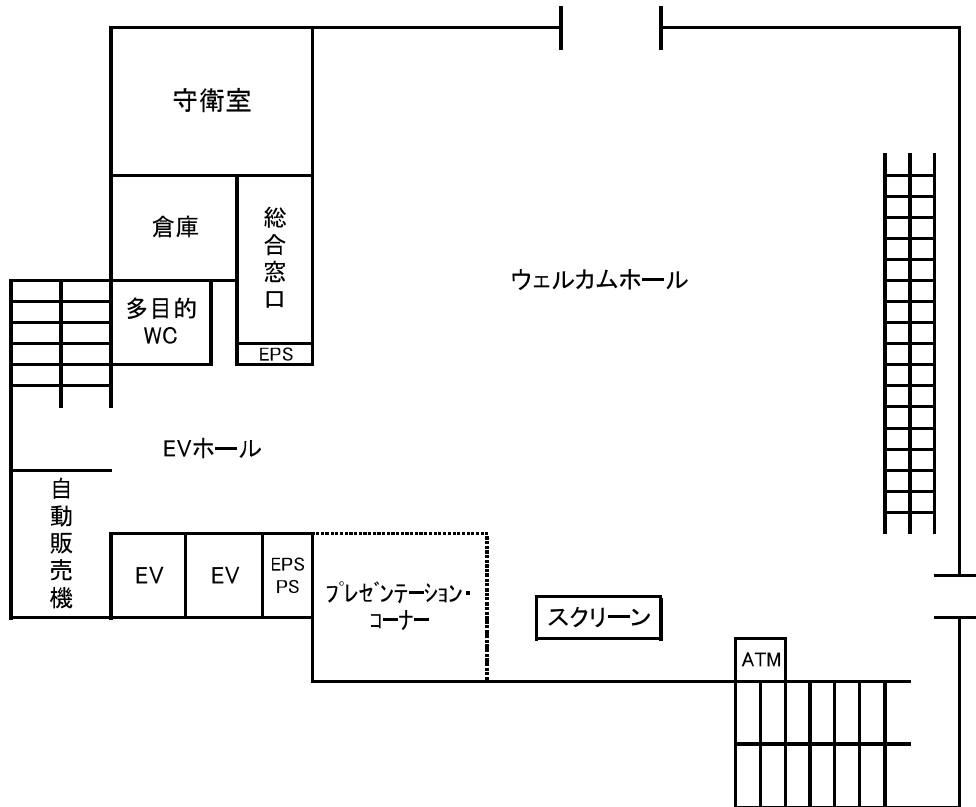
3F

女子WC	男子WC		助手室	演習室1	演習室2	研究室1	
		多目的WC					EV
印刷室							
研究室19	演習室3			演習室4	演習室5	研究室4	
研究室18	吹き抜け			第二会議室		研究室5	
研究室17						研究室6	
研究室16	演習室7					研究室7	
研究室15						研究室8	
研究室14	給湯室	講義室5			テラス	研究室9	
研究室13	演習室6					講義室4	
研究室12	研究室10						
研究室11							

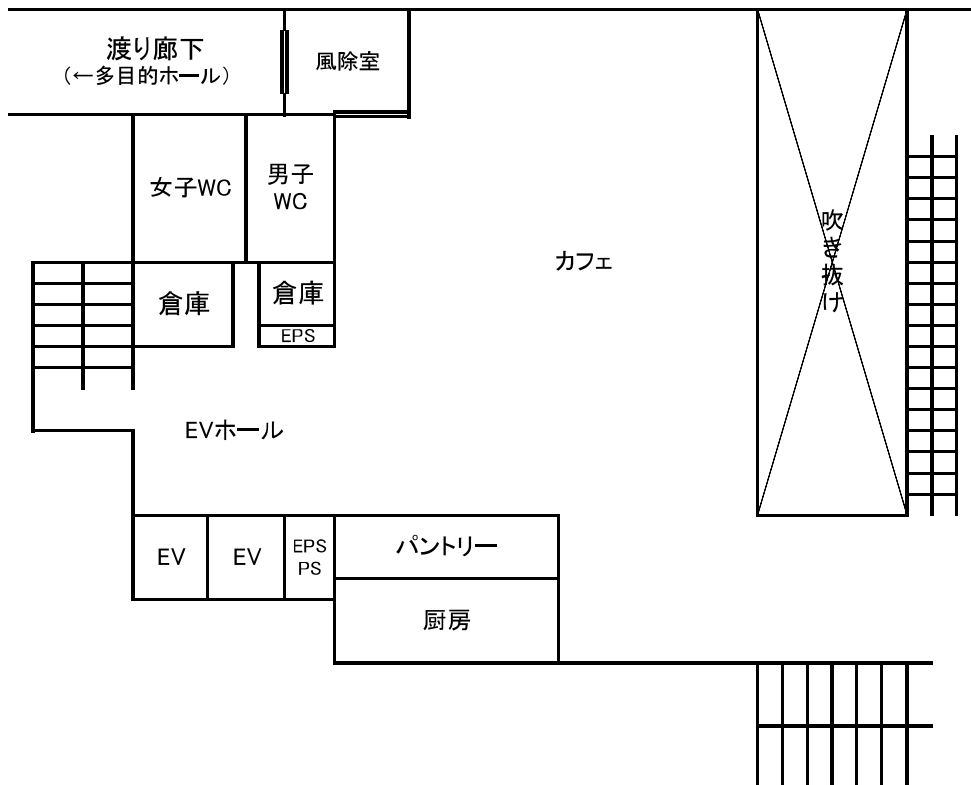
※ 看護学科棟にある教員研究室は「看研***」と略して表記されることがあります

学生会館 SAKURAUM

1F

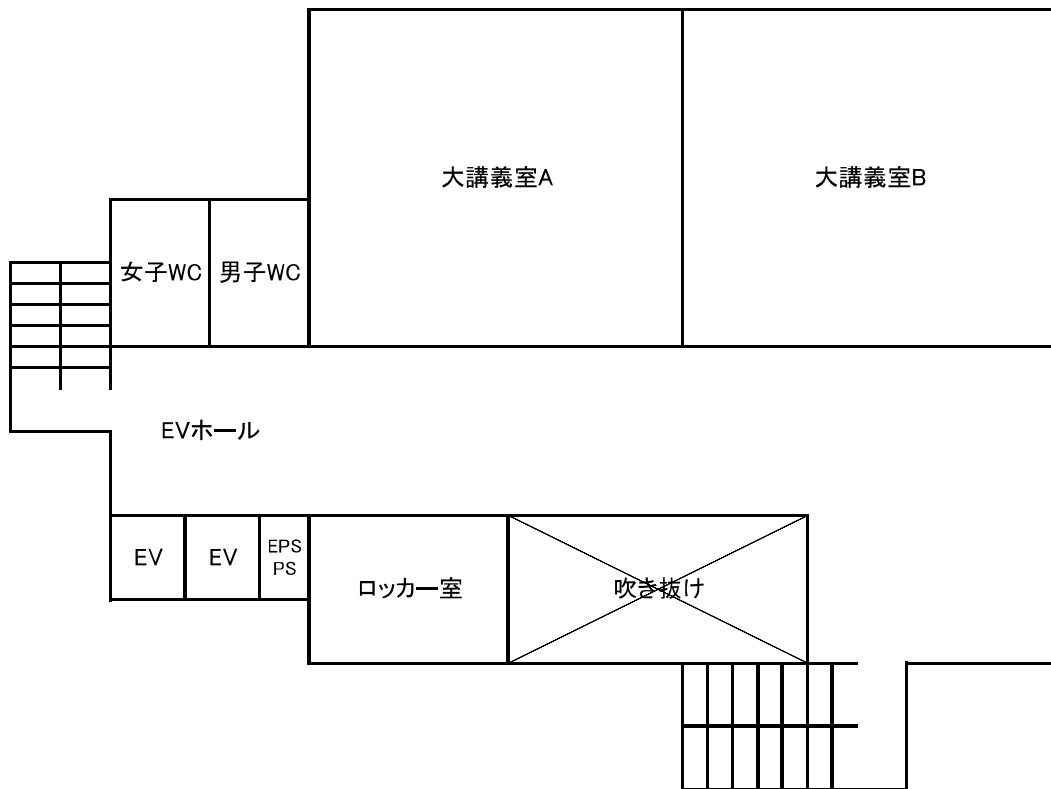


2F

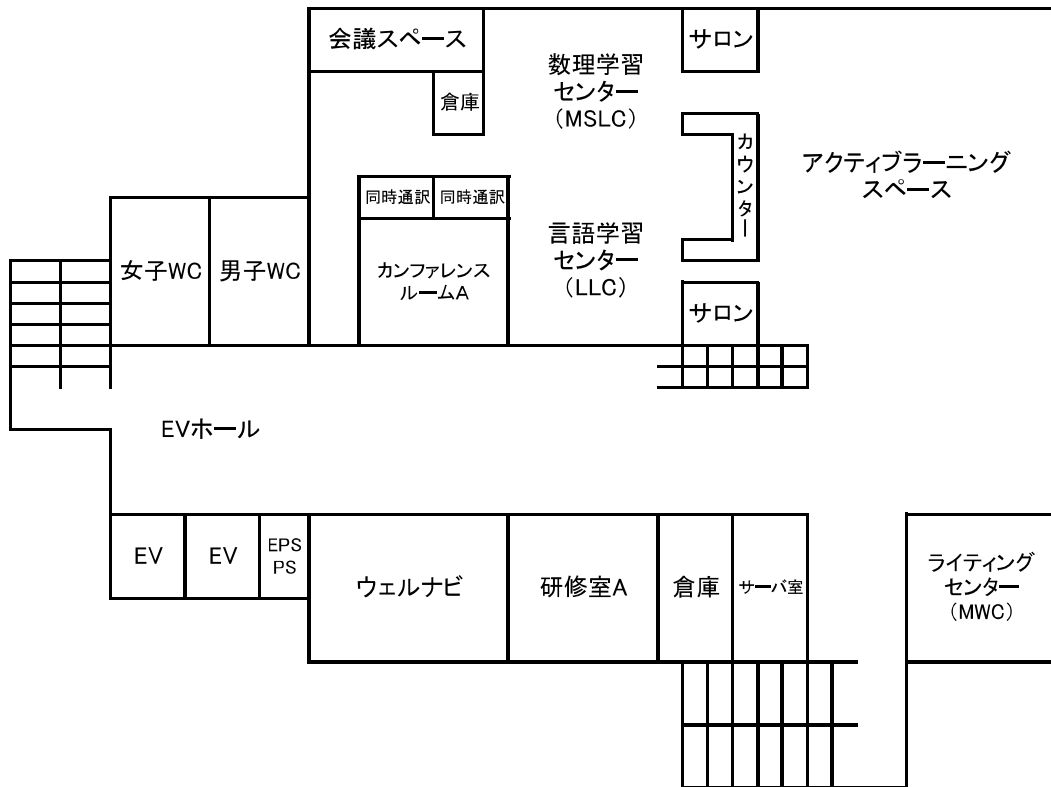


- I 大学の概要
- II 看護学研究科の概要
- III 教育課程
- IV 学生生活
- V 大学施設の利用
- VI 諸規則
- VII 履修等
- VIII その他

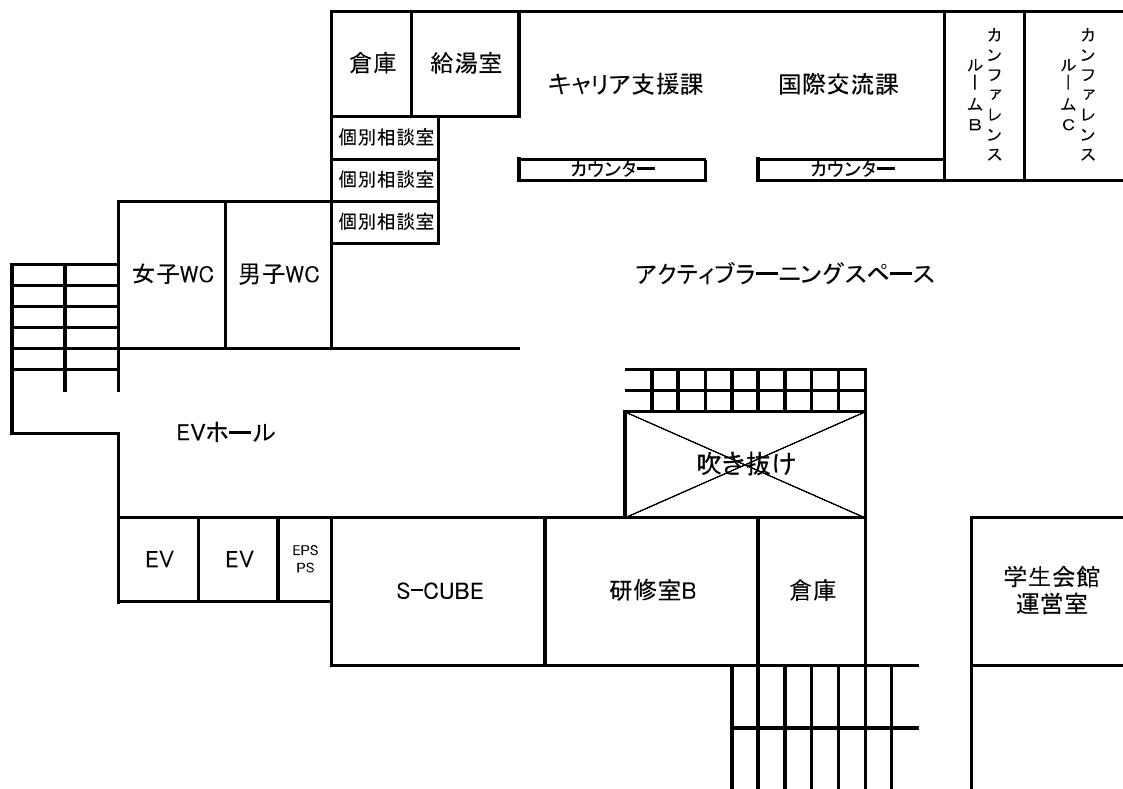
3F



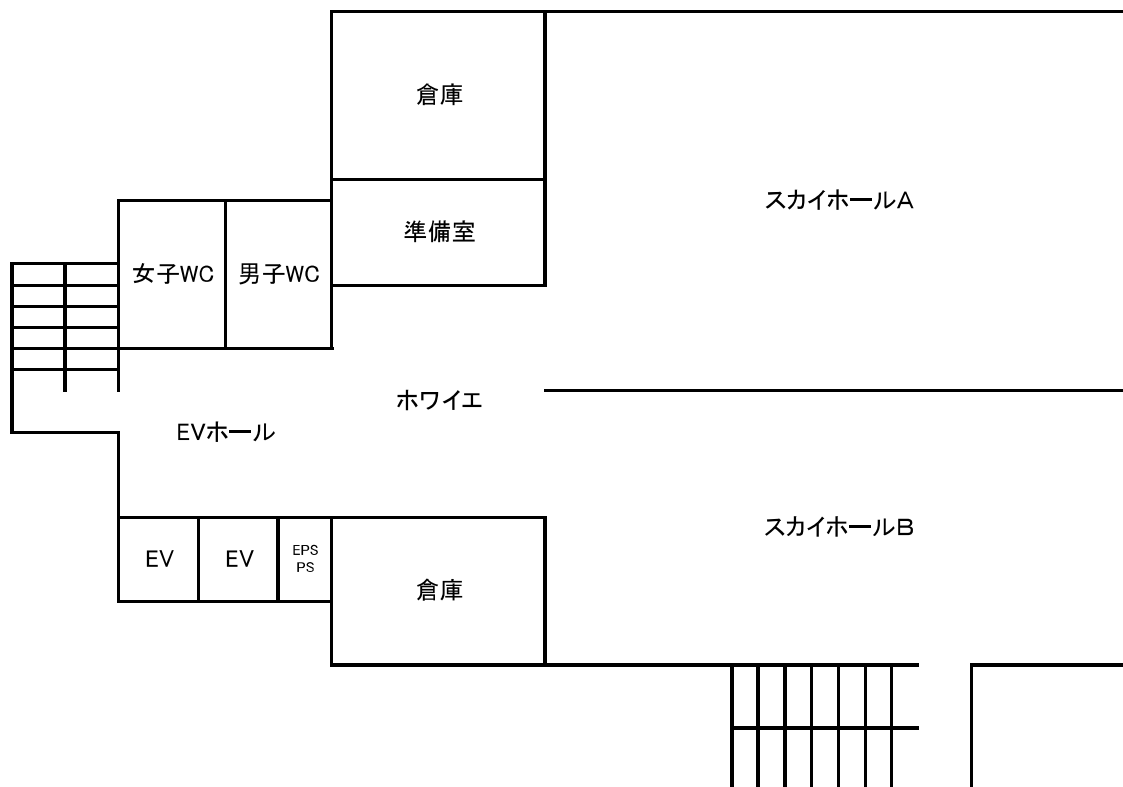
4F



5F

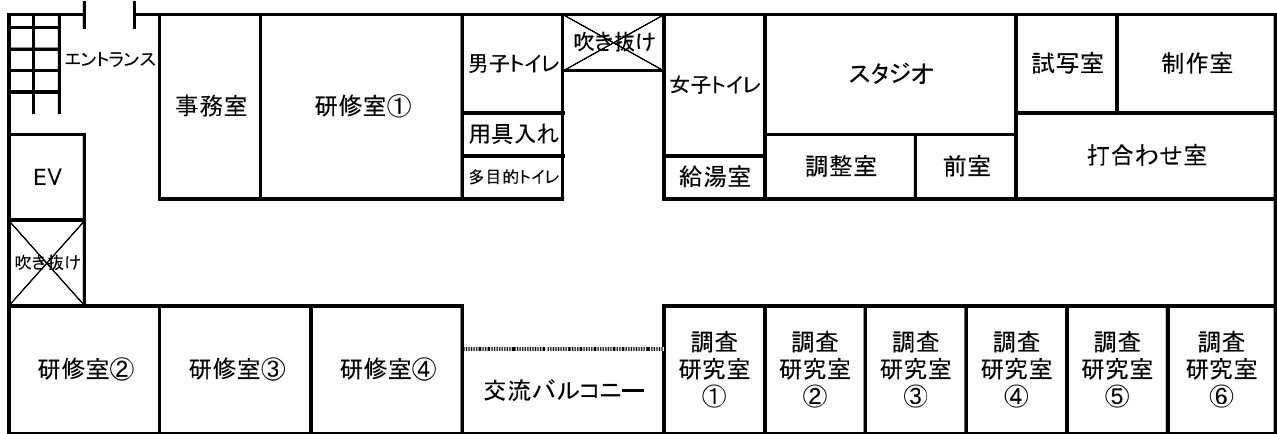


6F

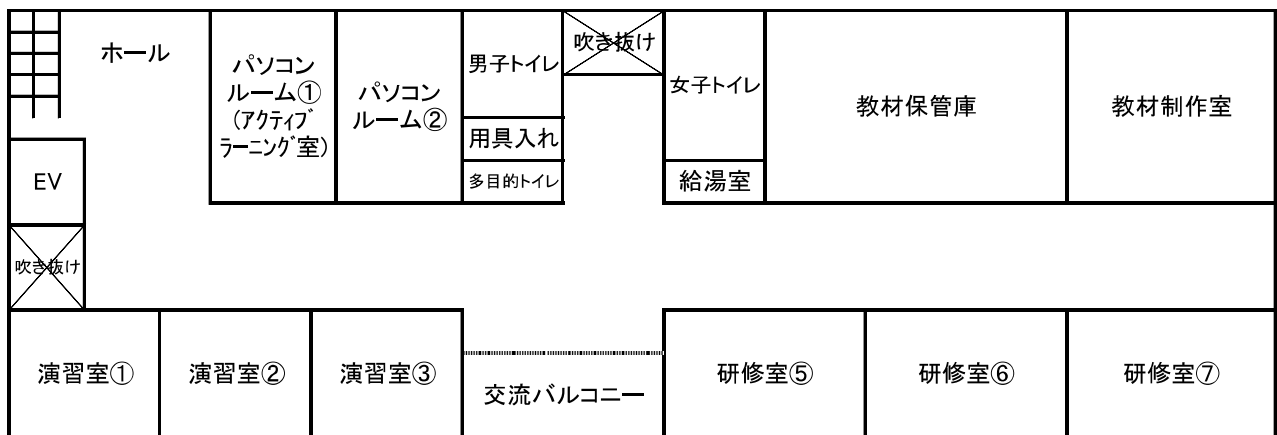


北部生涯学習推進センター (講義・研修エリア)

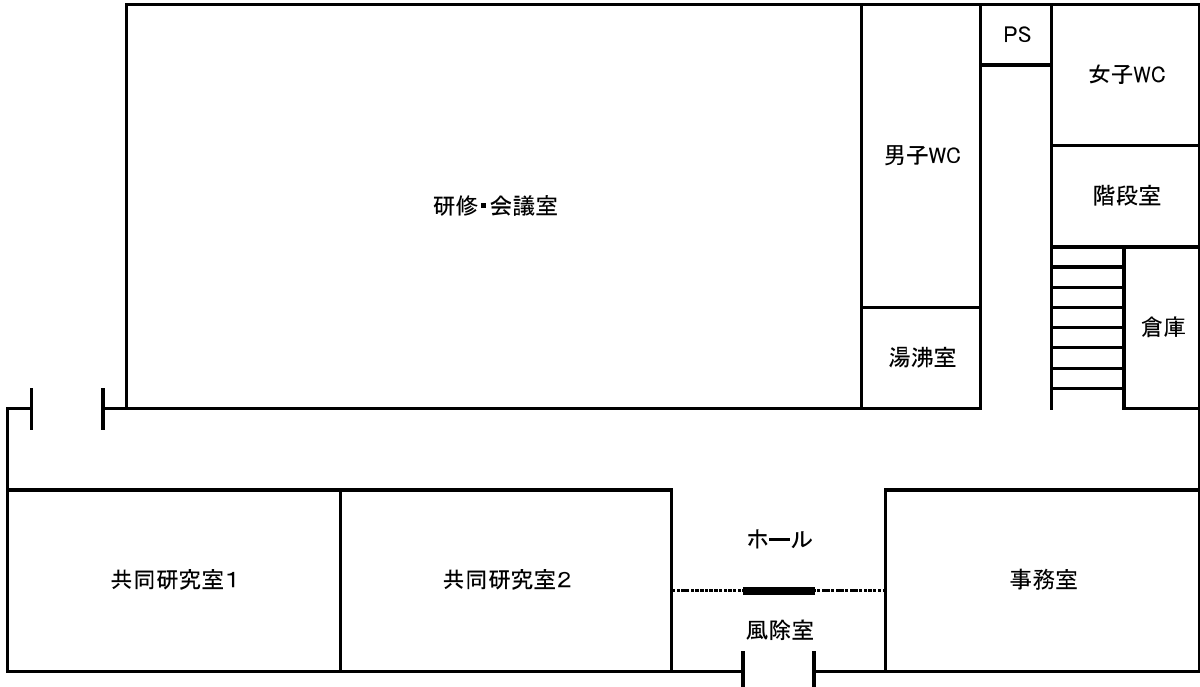
1F



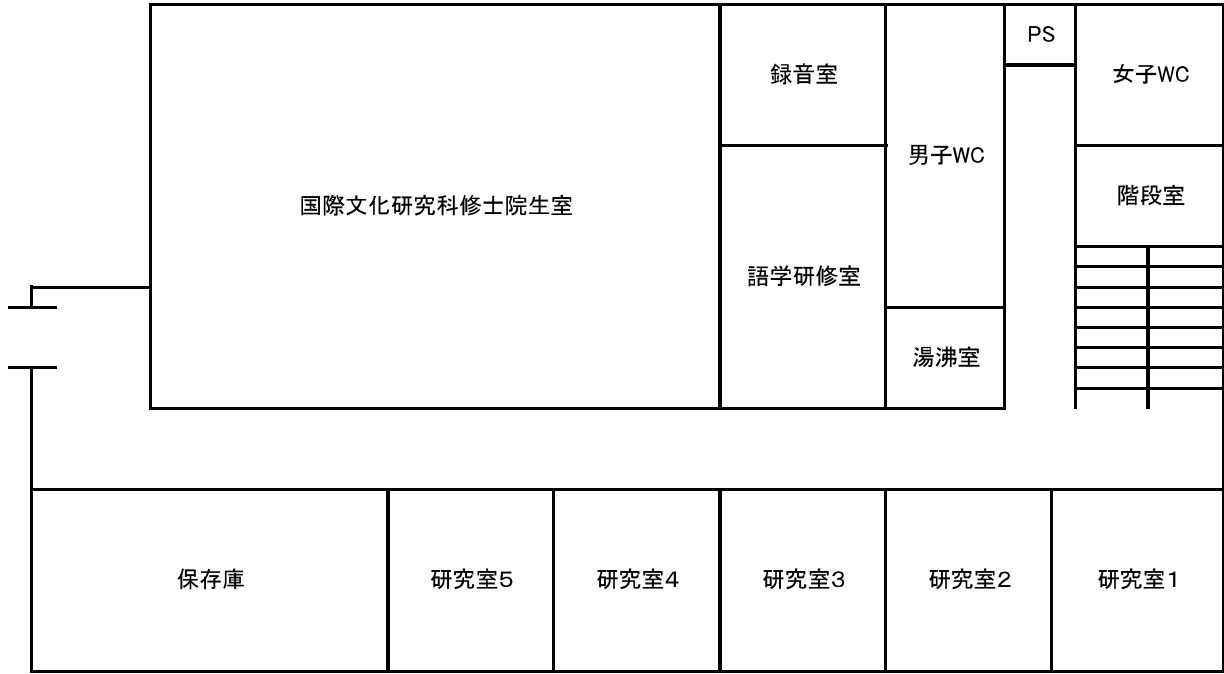
2F



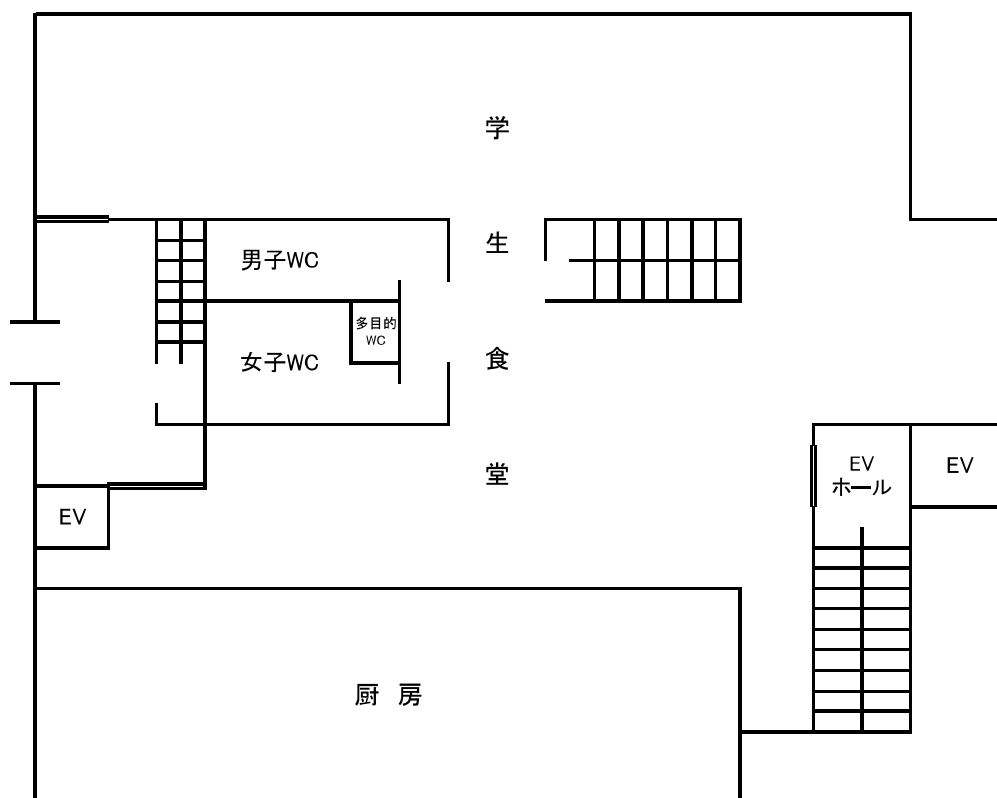
総合研究所
 1F



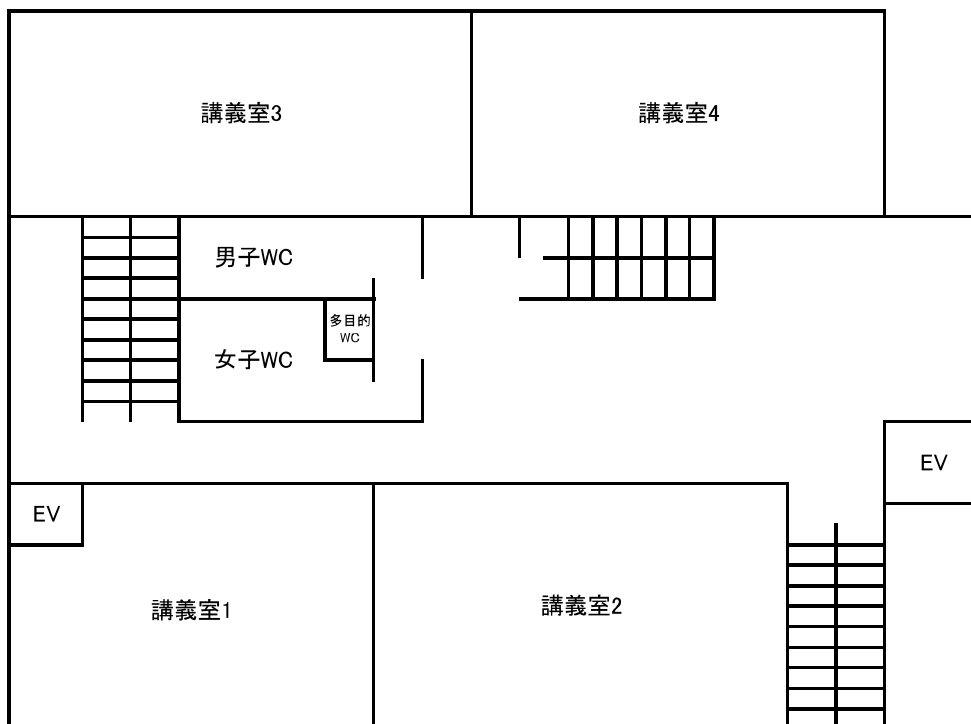
2F



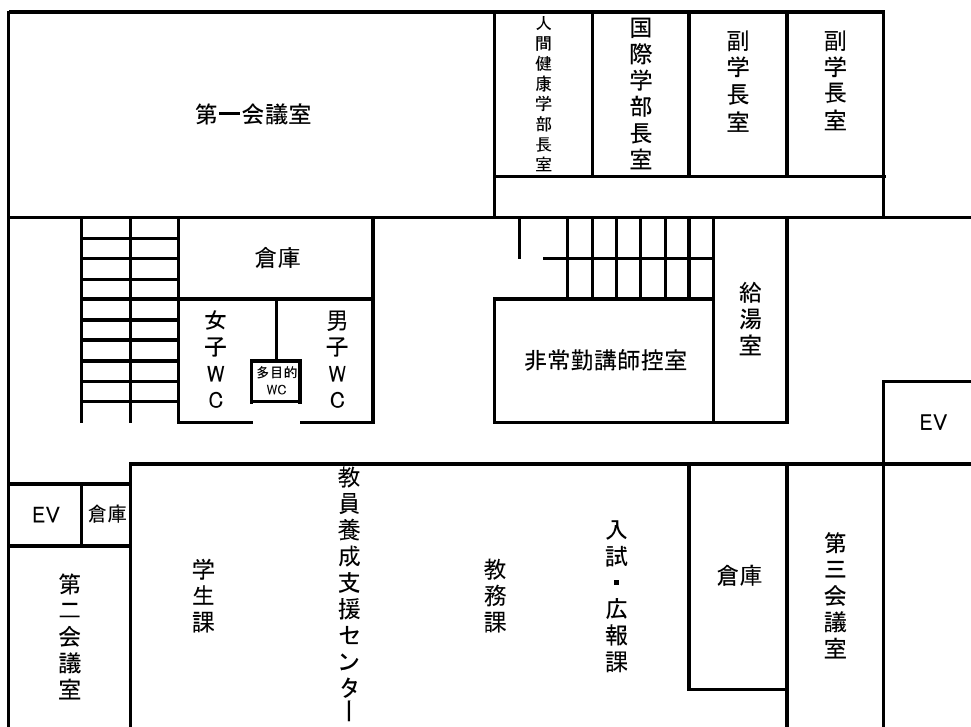
本館
2F



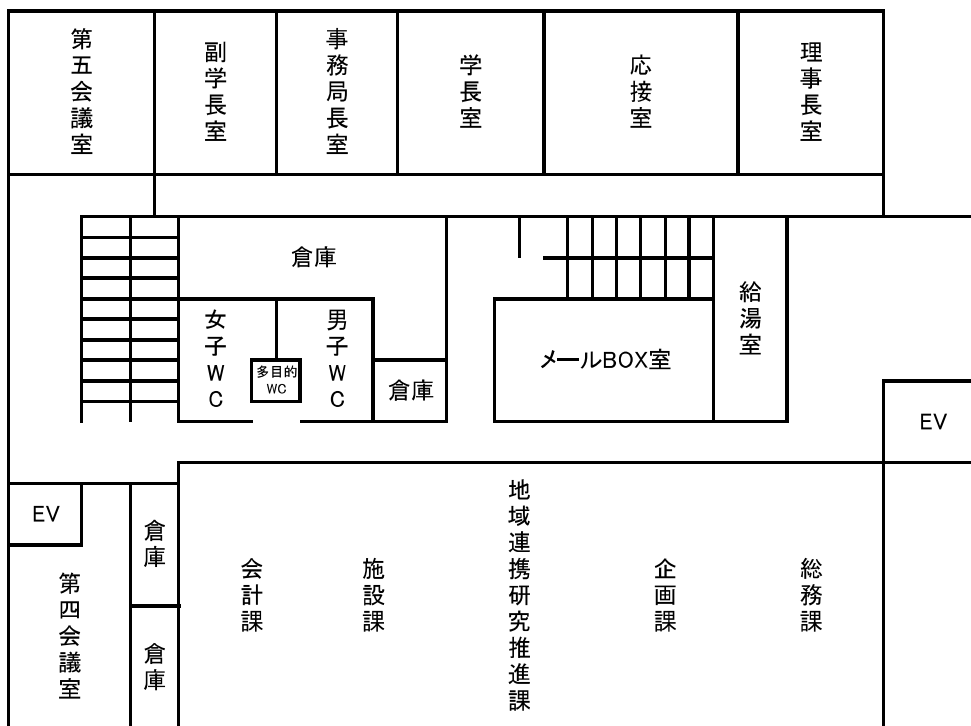
3F



4F



5F



【名桜大学大学院授業時間】

時 限	時 間
1	8 : 4 5 ~ 1 0 : 1 5
2	1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0
休 憩	1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0
3	1 3 : 0 0 ~ 1 4 : 3 0
4	1 4 : 4 5 ~ 1 6 : 1 5
5	1 6 : 3 0 ~ 1 8 : 0 0
6	1 8 : 1 5 ~ 1 9 : 4 5
7	2 0 : 0 0 ~ 2 1 : 3 0

2 0 2 6 年度 名桜大学大学院看護学研究科

看護学専攻（博士後期課程）便覧

2 0 2 6 年 3 月 発行

《編集・発行》

名桜大学 教務部教務課

〒905-8585 沖縄県名護市字為又 1220-1

TEL : 0980-51-1055

